

ASI 加工・流通 過程の管理 (CoC) 基準第 1 版 - ガイダンス

2017 年 12 月

アルミニウム管理イニシアチブ (ASI)

ASI はアルミニウムのバリューチェーンに関する非営利の標準化および認証機関である。

当団体のビジョンは、持続可能な社会に対するアルミニウムの貢献を最大化することである。

当団体のミッションは、アルミニウムの責任ある製造、調達および管理について認識し、協力して発展させていくことである。

当団体のバリューは、以下に示すものである。

- 全ての関連するステークホルダーグループの代表者の参加を促進および実現することにより、当団体の業務および意思決定プロセスを開かれたものにする。
- 鉱山から下流のユーザーまで、すなわちボーキサイト、アルミナ、アルミニウムのバリューチェーン全体にわたる理解を促進する。

全般的な問い合わせ先

ASI はこの文書に関する質問やフィードバックを歓迎する。

Email : info@aluminium-stewardship.org

電話 : +61 3 9857 8008

郵便 : PO Box 4061, Balwyn East, VIC 3103, AUSTRALIA

ウェブサイト : www.aluminium-stewardship.org

免責事項

この文書は、ASI 定款、または適用される国、州、地方自治体の法律、規則または本文書に含まれる事項に関するその他の要請による要求事項を置換する、抵触する、またはその他の方法で変更することを意図するものではなく、またそれを実施するものでもない。この文書は、一般的な指針のみを示すものであり、本文書に含まれる事項に関する完全かつ権威ある言明とみなしてはならない。ASI 文書は時折更新されており、ASI ウェブサイトに掲載されたバージョンは、それ以前のあらゆる他のバージョンに優先する。

ASI の公用語は英語である。ASI は、さまざまな言語で翻訳を用意することを目指しており、これらは ASI ウェブサイトに掲載される予定である。バージョン間に不一致がある場合は、公用語バージョンへの参照を優先するものとする。

ASI 加工・流通過程の管理 - 基準ガイダンス

目次

はじめに	5
1. 加工・流通過程の管理の導入	5
2. ASI 加工・流通過程の管理の重要な原則	6
3. CoC 材料とは?	6
4. ASI CoC 基準における CoC システム	7
5. アルミニウムのバリューチェーンにおける材料のフローの主要段階	7
a. 鋳造工場	8
b. 一次アルミニウム	9
c. リサイクル済アルミニウム	10
d. 鋳造後	11
7. 鋳造後の ASI アルミニウムおよび ASI クレジットのフロー	14
ASI 加工・流通過程の管理 (CoC) 基準ガイダンス	15
本ガイダンスについて	15
適用性の要点	16
A. CoC マネジメントおよび管理	17
1. マネジメントシステムおよび責任	17
2. 外部委託先	23
B. CoC および非 CoC 材料の適格なインプットの確認	29
3. 一次アルミニウム: ASI ボーキサイト、ASI アルミナ、ASI 液体金属の個別基準	29
4. リサイクル済アルミニウム: 対象となるスクラップおよび ASI 液体金属の個別基準	33
5. 鋳造: ASI アルミニウムの個別基準	41
6. 鋳造後: ASI アルミニウムの個別基準	44
7. 非 CoC 材料およびリサイクル可能なスクラップ材料に関するデューデリジェンス	48
C. CoC 材料会計および文書化	56
8. マスバランスシステム: CoC 材料および ASI アルミニウム	56
9. CoC 文書の発行	67
10. 「CoC」文書の受領	76

11. マーケットクレジットシステム: ASI クレジット	79
12. クレームおよびコミュニケーション	86
用語集	91

はじめに

1. 加工・流通過程の管理の導入

顧客およびステークホルダーに対して「アルミニウム」の責任ある製造および調達に関する独立した保証を提供しようとする、アルミニウムのバリューチェーンに関係する企業を支援するために、アルミニウム管理イニシアチブ（Aluminium Stewardship Initiative：ASI）は「加工・流通過程の管理認証」を策定した。

『加工・流通過程の管理』とは、素材がサプライチェーンを移動する過程における一連の素材の管理を文書化したものである。加工・流通過程の管理システムは、製造のさまざまな段階に関与するビジネスプラクティスについて、差別化にあたっての重要点を提示し、信頼を提供することができる。

このシステムの「認証」は、顧客、消費者、ステークホルダーに対して、既知の基準に適合しているという明確な保証を提供する。これによって、企業の製品の付加価値を高め、名声を保護し強化するのに役立つ。

事業の種類に応じて、ASI「CoC 認証」は、アルミニウムのバリューチェーンに関係する企業に対して以下に示す価値を提供することができる。

- 責任ある採掘、精製、製錬プラクティスの支援
- 責任あるアルミニウムのリサイクルおよび管理の支援
- 企業責任コストの低減
- 責任ある調達を通じた名声の拡大
- サプライチェーンのデューデリジェンス実施
- アルミニウムの持続可能性メトリクスに関する信頼できるデータの利用
- 企業間取引および小売の両方について、顧客の要請への対応
- 市場および顧客の拡大
- 法令遵守要件への適合または準備

加工・流通過程の管理プログラムへの参加は、個別の経営判断による。企業内で加工・流通過程の管理システムを導入する費用と便益は、通常、以下に示す事項に関連している。

- 事業活動およびサプライチェーンの最適化への利用方法
- 新規に「CoC」システムを策定して施行するためのコスト
- 投資の採算が合うようになるまでの期間

ASI「CoC 認証」は「ASI メンバー」に対して奨励されているが、任意である。「製造および加工」または「産業ユーザー」のメンバーシップクラスで ASI に入会することを選択した企業については、「パフォーマンス基準」への「認証」取得が義務づけられているが、「ASI メンバー」の「CoC 認証」は任意である。これは、ASI の反トラスト法遵守義務によるものである。

長期的に、ASI の「CoC 認証」に関する全体目標は、アルミニウムの責任ある製造、調達、管理に関する独立した保証を提供して、世界規模のバリューチェーンを通じた「ASI アルミニウム」の供給および需要を拡大することである。

2. ASI 加工・流通過程の管理の重要な原則

ASI 加工・流通過程の管理（CoC）基準は、以下に示す重要な原則に基づいて策定されたものである。

- 「CoC 認証」は、事業または「施設」レベルで取得可能である。
- 「一次アルミニウム」および「リサイクル済アルミニウム」のいずれについても、個別に対応する。
- 「CoC 材料」のフローに重点を置く。
 - 適格なインプットを確認するための個別基準を設定する。
- 「非 CoC 材料」は、ASI「パフォーマンス基準」の重要な側面に対応するデューデリジェンスの対象とする。
- 「マスバランスシステム」は、定められた期間にわたって、サプライチェーンのいずれの段階においても、「CoC 材料」および「非 CoC 材料」を混合することを許容する。
 - 「CoC 文書」は、「CoC 材料」に関する必須および任意の情報を次の「事業体」へ伝達するために使用される。
- 「マーケットクレジットシステム」は、「 casting 後」の事業において、物理的素材に対する途切れない加工・流通過程の管理を構築することが困難である場合に、「マスバランスシステム」の代替案として提供される。
 - 「ASI クレジット証明書」は、「 casting 工場」で製造される物理的な「ASI アルミニウム」にリンクされる非物理的クレジットを割り当てるために使用される。
- 全体としての目的は、さまざまなアルミニウムのサプライチェーンにわたって、ASI「パフォーマンス基準」に対する理解を高く評価し報奨することである。

3. CoC 材料とは？

「CoC 材料」は、「CoC 基準」に準拠して ASI「CoC 認証事業体」で製造された「ASI ボーキサイト」、「ASI アルミナ」、「ASI 液体金属」、「ASI 固体金属」および「ASI アルミニウム」の総称である。

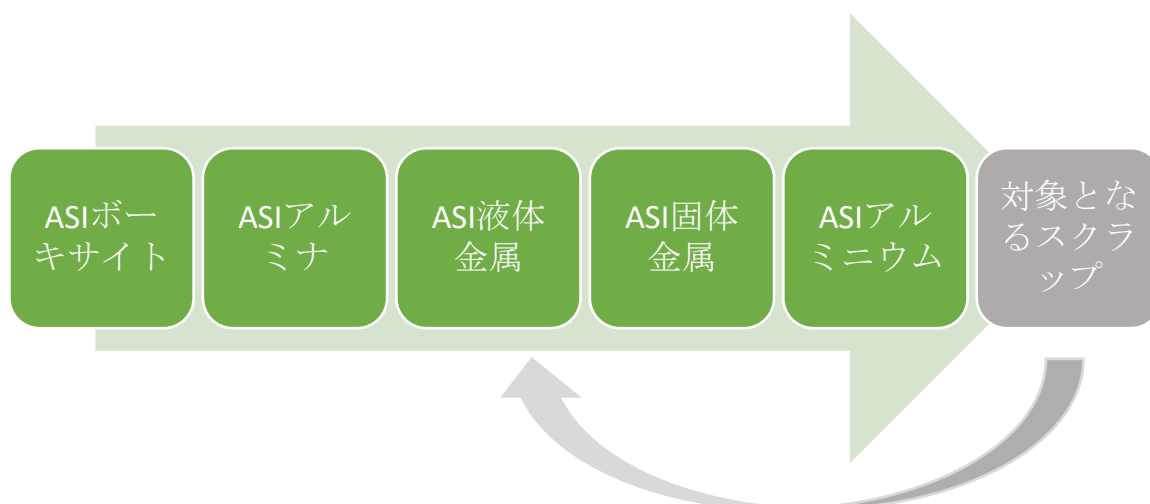


図1 - 「CoC 材料」の種類

「CoC 基準」のさまざまな箇所で、上記のいずれかの意味で「CoC 材料」という用語が使われていることがあり、また、上記の個別の用語が使われることもある。「ASI 液体金属」および「ASI 固体金属」は、「ASI アルミニウム」の特定の形態である。「対象となるスクラップ」は、もう 1 つの種類のインプットであるが、再溶解または精製の後で「ASI アルミニウム」に指定されるまでは「CoC 材料」ではない。したがって、別の用語が使われる。

4. ASI CoC 基準における CoC システム

多くの持続可能性基準では、責任ある調達を拡大しようとする企業に対してさまざまな経路を提供するために、複数の加工・流通過程の管理システムをサポートしている。ASI「CoC基準」は、2つのアプローチをサポートしている。

- 「**鋳造工場**」まで（「**鋳造工場**」を含む）： マスバランスシステム
- 「**鋳造後**」： マスバランスシステムまたはマーケットクレジットシステム

「マスバランスシステム」は、定められた期間にわたって、製造プロセスのいずれの段階においても、「CoC材料」および「非CoC材料」を混合することを許容する。これは、各混合段階後のアウトプット材料の量に対してCoCステータスが割り当てられることを意味する。したがって、原子レベルで『認証された製品』が含まれるという保証はない。ただし、材料の比率を保証するために、材料会計システムによってインプットおよびアウトプットの量が監視される。その後さらに加工または混合が発生する各段階については、アウトプットされた材料がCoCステータスを維持するためには「CoC認証」が必要である。「マスバランス」は、「CoC材料」と「非CoC材料」の分離が不可能であるか、またはコストが極めて高くなるようなコモディティのサプライチェーンでよく使われるアプローチである。それは、（たとえば有機農産物とは違って）「CoC材料」と「非CoC材料」に物理的差異がない場合にも妥当であり、製品レベルというよりも業界における責任ある製造プラクティスを支援することを目的としている。

「マーケットクレジットシステム」は、「鋳造製品」と自企業の間に、途切れない「CoC認証事業体」の連鎖を構築できない「鋳造後」の事業体だけが利用可能な2番目の選択肢である。このような状況は、サプライチェーンが長い、または複雑である場合に発生する可能性が高い。サプライチェーンの各段階にわたって参加を構築するのに時間がかかるという前提である。「マーケットクレジットシステム」は、アルミニウムのサプライチェーンにおける途中からの特定量の「CoC材料」アウトプットにリンクしている。その量を証明書によって下流の企業に対する「ASIクレジット」に割り当てることができる。これは、下流の企業にとっては、責任ある製造プロセスをサポートするための入門レベルのアクセスを提供し、また、「CoC材料」を供給する上流側の努力を活性化し、評価するのに役立つ。この種のシステムは、再生可能エネルギー、バイオマテリアル、パーム油、砂糖、および貴金属などのさまざまな分野で使われている。これは、責任ある調達プログラムを始める企業に対して費用対効果の高い手段を提供し、また業界が持続可能性活動への投資を推進するのに役立つ。

5. アルミニウムのバリューチェーンにおける材料のフローの主要段階

ASI「CoC 基準」では、サプライチェーンにおける「CoC 材料」のフローについて 3 つの主要段階を定義している。これらの段階には、原材料、金属製造、さらには最終製品に至るまでのその後の加工および生産を担当する、全く異なる種類の事業体を含む。

- 「**一次アルミニウム**」： 鉱山から鋳物工場まで
- 「**リサイクル済アルミニウム**」： スクラップから鋳物工場まで

- 「**鋳造後**」：半製品および最終製品の製造。



図2 - 材料のフローの主要段階、鋳造工場を中心として

a. 鋳造工場

上に定義された段階では、液体金属を鋳造して標準化された形状または合金にするアルミニウム「鋳造工場」が、アルミニウムのサプライチェーンにおける重要な『拠点』と位置付けられている。

（一次およびリサイクル製造のいずれについても）「鋳造工場」は、「鋳造後」のアルミニウム半製品およびその後の下流での製造に関する共通の起点となっている。

「鋳造製品」は、顧客または市場の要求に応じて、重量や合金の仕様がさまざまであり、たとえば以下に示すものがある。

- 鋳造合金
 - 鋳造合金インゴット - 鋳造用（砂型鋳造、金型鋳造、およびダイカスト）、特に自動車分野向け
 - 再溶融インゴット - 鋳造合金の原料に使われる非合金金属
 - 高純度インゴット - 高純度およびその他の製品の製造に使用される
- 展伸用合金
 - 圧延インゴット、シートインゴット、ブロック、およびスラブ - 厚板、ストリップ、箔の製造用
 - 押し出しビレット - 押し出し型材用
 - ワイヤード - 高電圧ケーブルおよび電線製造用
 - さまざまな形状の高純度 - 電子回路および技術的用途向け
 - 再溶融インゴット - 非合金金属
- 場合によっては、半製品化を行う顧客へ直接出荷される合金「液体金属」。

これらの「鋳造製品」は、品質目的のトレーサビリティ確保のために、ユニークな識別番号またはバッチ番号が製品に刻印または印刷または添付されている。この番号は、合金組成、製造日または製造した鋳造工場に関連付けられていることが多い。「鋳造製品」は、顧客に直接配送、または第三者の倉庫もしくは商社経由で間接的に配送される。

以下のセクションでは、アルミニウムのバリューチェーンを通じて、物理的素材を加工する各段階の事業体について重点を置いて述べる。

b. 一次アルミニウム

「一次アルミニウム」について、「CoC 基準」は、ASI「パフォーマンス基準」で概要が示された、責任あるボーキサイト採掘、アルミナ精製、アルミニウム製錬プラクティスの実施を支援することを目指している。

一次アルミニウムの活動は、世界中に分散している。2015年の時点でボーキサイト採掘は、オーストラリア、ブラジル、中国、ギニア、インド、ジャマイカ、およびマレーシアに集中しており、これらを合わせると世界のボーキサイト産出量の約90%を占めている。¹ アルミナ精製の大部分は、オーストラリア、ブラジルおよび中国で行われており、2015年には世界のアルミナ生産量の75%がこれらの国で生産された。² アルミニウム製錬は中国で活発に行われるようになり、2016年5月には、中国だけで世界の一次アルミニウム生産量の約55%を占めている。その他に、北米、西欧、東欧、中欧、および湾岸諸国の製錬業者が30%を生産している。³

アルミニウムのバリューチェーンにおけるボーキサイト採掘、アルミナ精製、アルミニウム製錬の段階は、比較的集中しており、2014年には上位10社が世界の一次アルミニウム生産量の約50%を占めている。⁴

全てではないが、多くの場合、鑄造工場は製錬業者の近くまたはすぐ隣にある。通常では、鑄造工場は最終鑄造プロセスの原料として、一定割合の「固体金属」を必要とすることに留意すべきである。製造上の理由により、これは、液体金属のインプットを提供する業者とは別のアルミニウム製錬業者またはアルミニウム再溶解／精製業者から供給されることがある。鑄造工場は、仕様外の製品または切れ端など、工場内部で発生したスクラップを再溶解することもある。また、溶解炉や保持炉のドrossから工場内部で回収した液体金属を添加することもある。

これは、通常の場合、精製業者、製錬業者および鑄造工場は、それぞれ原材料の供給源を複数持っていることを意味する。しかし、異なる場所で産出されたボーキサイトは、シリカレベル、ボーキササイトのグレード、アルミナ含有量、取扱特性など、異なる特性を示すことに留意する必要がある。精製業者は、最も効率的なアルミナ製造を行うために、特定の地域で産出されるボーキサイトに合わせてプロセスを調整することが一般的である。

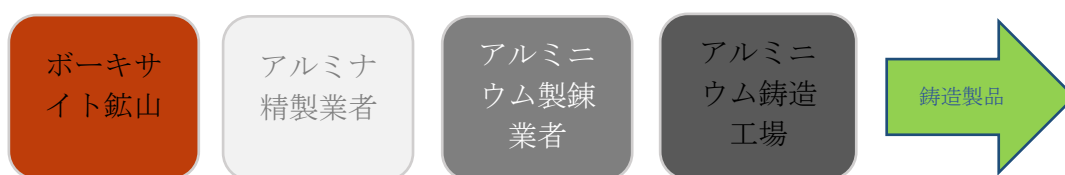


図3 - 一次アルミニウム

¹<http://minerals.usgs.gov/minerals/pubs/commodity/bauxite/mcs-2016-bauxi.pdf>

² <http://minerals.usgs.gov/minerals/pubs/commodity/bauxite/mcs-2016-bauxi.pdf>

³ <http://www.world-aluminium.org/statistics/primary-aluminium-production/> (2016年5月の数値)

⁴ <http://www.world-aluminium.org/statistics/primary-aluminium-production/> (2014年の数値) および http://www.aluminiumleader.com/economics/world_market/ から計算

c. リサイクル済アルミニウム

「リサイクル済アルミニウム」について、「CoC 基準」は、ASI「パフォーマンス基準」で概要が示された素材管理およびリサイクル活動の支援を目指している。リサイクルのインプットは、プレコンシューマ、すなわちアルミニウムおよびアルミニウムを含有する製品の加工および製造から、ならびにポストコンシューマ、たとえば包装（例：飲料の空き缶）、自動車、建築、その他の消費財から発生する。

一次製造と違って、リサイクル済アルミニウムのチェーンは極めて細分化されており、さまざまな段階において、大企業、中小企業、さらには地方自治体の回収プログラムなど、数万の事業体が参加している。発展途上国および新興国では、一部のスクラップ回収、分類、リサイクルは、非公式部門によって実施されており、環境および安全衛生について貧弱なプラクティスを使用されている。⁵

一部の製品（たとえば飲料缶）は、リサイクルされるまでの寿命が短い、他の製品（たとえば自動車、建物の窓など）の寿命はかなり長く、数十年にわたる。全体としてアルミニウムに対する世界市場の需要は拡大しており、寿命を迎えたアルミニウムの入手可能な量が需要よりも大幅に不足している、さらに一次製造が必要とされている。アルミニウムのリサイクルは、かなりの環境便益をもたらしている。アルミニウムのリサイクル容易性は、主要な便益の1つである。⁶ さらに、一次製造が欧州および北米からアジアへ移行しているため、一部の市場で国内需要に対応するためにリサイクル製造がますます重要になってきている。たとえば、北米では、アルミニウム供給量の約40%がリサイクル製造によって得られたものである。⁷

一次製造と同様に、リサイクル製造のための「鑄造工場」では、通常、鑄造プロセスにおいて『固体金属』が必要とされるが、ある種の合金仕様を満たすためにも必要になることが多い。『固体金属』は、通常は一次製造によるものであるが、工場内外からのスラグまたはドロス処理から作られることもある。同様に、工場内で発生したスクラップも、再溶解／精製のインプットとして、または直接「鑄物工場」で『固体金属』として、通常は工場内で再利用される。鑄造製品には、インゴット、スラブ、バー、ビレット、ワイヤーロッド、またはその他の特殊製品がある。次の段階の半製品に向けての、もしくはさらに下流の加工および最終製品の製造に向けての、一体的な操業の一部として「液体金属」が顧客に、もしくは工場内で、供給されることがある。

⁵ISO プロセスは、当該事業の定式化および政策の枠組み策定の推進に資する手段として、ISO IWA 19 *Guidance Principles for the Sustainable Management of Secondary Metals*（ISO IWA 19、二次金属の持続可能な管理のためのガイダンス原則）を開発した。
http://www.iso.org/iso/home/store/catalogue_tc/catalogue_detail.htm?csnumber=69354

⁶ <http://recycling.world-aluminium.org/uploads/media/fl0000217.pdf>

⁷ <http://www.aluminum.org/industries/production/secondary-production>

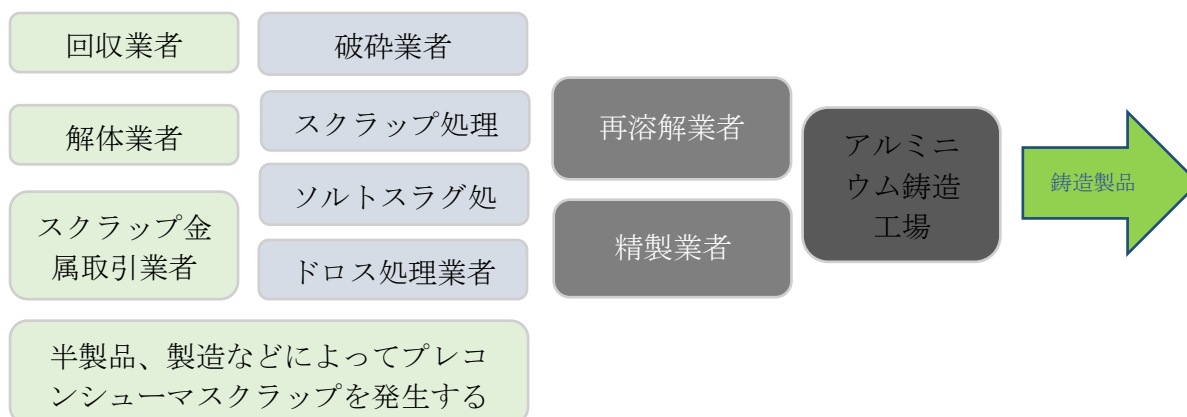


図4 - リサイクル済アルミニウム

d. 鋳造後

アルミニウムのバリューチェーンにおける**鋳造後**の部分には、アルミニウムを加工したり使用したりする、極めて多様な下流の分野およびサプライヤーが存在する。

アルミニウムの半製品は、通常、鋳造後の最初の段階であり、押し出し、圧延、その他特殊プロセス（たとえば、粉末、フレーク、ペーストの製造）の形態があり、次の製造へのインプットとして幅広い製品を生み出している。前述のように、一部の施設は、鋳造と圧延または押し出しの操業を一体化している。鋳物業者、鍛造業者、材料加工業者は、「鋳造製品」を自社プロセスへのインプットとして利用し、その製品を必要とする下流側で最終製品を製造するために供給している。

これらの製品を自社の材料加工、製造、およびその後の製造、組立、製作または建設へのインプットとしている分野としては、以下に示すものがある（2014 年のアルミニウム消費量推定シェアを付記）。⁸

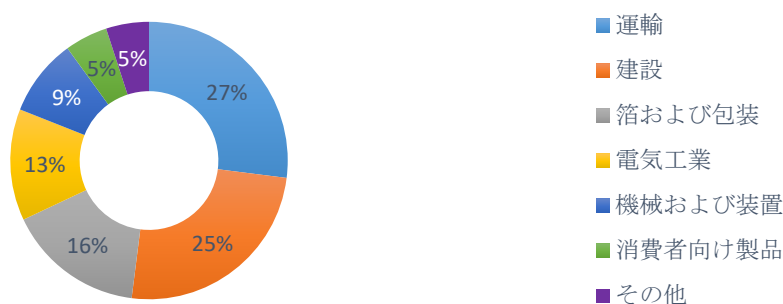


図5 - アルミニウム利用分野および2014 年の消費量シェア

⁸ http://www.aluminiumleader.com/economics/world_market/

バリューチェーンのこの部分では、全世界で数十万から数百万の企業が、これらの分野でアルミニウムを部品または製品に使用している。 零細企業から多国籍企業まで、あらゆる規模の企業があり、世界中のほとんど全ての国に所在している。 一部の下流側サプライチェーンは短く、単純で、取扱量が大量であるが、多くの企業が複数のサプライヤーを利用し、または定期的にサプライヤーを変更して、供給の継続性を確保したり、価格の変動や品質仕様に対応したりしている。 複雑な部品および製品については、複数の段階にわたるサプライヤーが存在する、より長いサプライチェーンもよく見られる。

図6は最終消費者向けまたは民生用製品までの下流における製造および加工に従事する事業体の種類を示している。ここでは、数と範囲を大幅に単純化している。

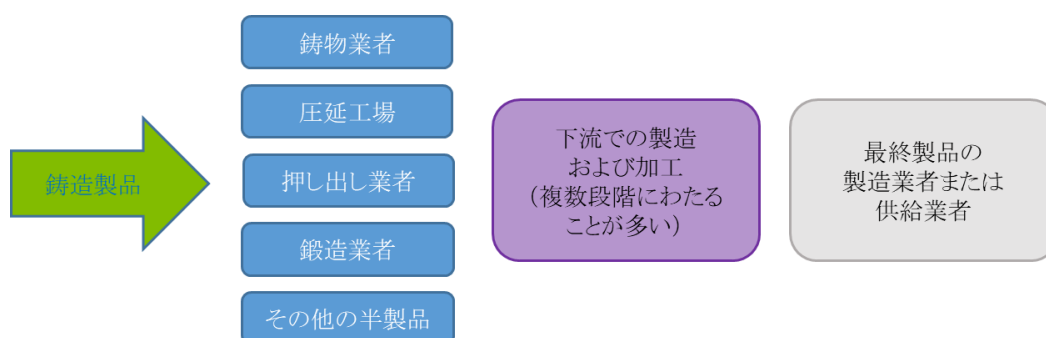


図6 - 鋳造後

6. ASI アルミニウムとして適格なものは？

「CoC 基準」は、「ASI アルミニウム」を製造するための「CoC 材料」（「ASI ボーキサイト」、「ASI アルミナ」、「ASI 液体金属」および「ASI 固体金属」）の適格なインプットならびに「対象となるスクラップ」を確認するために必要なマネジメントシステムを規定している。「非 CoC 材料」および対象外スクラップは、「CoC 材料」のインプットまたはアウトプットとして「CoC 基準」の要求事項に適合していない材料である。

「マスバランスシステム」においては、これらのさまざまなインプットは、各段階で混合可能であり、「CoC 材料」のアウトプットの量は、「CoC 基準」セクション8の要求事項に従って管理される。この例では「施設」レベルにおける、さまざまなインプットおよびアウトプットの選別とフローを下の図7に示す。この図で「ASI 認証」という場合、これらの「施設」が、ASI「パフォーマンス基準」およびASI「加工・流通過程の管理基準」の両方について認証された「事業体」の「認証範囲」に入っていなければならないことに留意されたい。これらの要求事項は、「CoC 基準」のセクション3、4、5および6で規定されている。

「デューデリジェンス」は、「非 CoC 材料」および「リサイクル可能スクラップ材料」の両方に適用され、その要求事項は、「CoC 基準」のセクション7で規定されている。「事業体」は、方針、リスクアセスメントおよび緩和、ならびにアルミニウムのサプライチェーンにおけるリスクに対する苦情解決制度などを含む、適切なデューデリジェンスシステムを確立する必要がある。ASI「CoC 基準」については、重要なリスク分野は、以下に示す個別基準を通じてASI「パフォーマンス基準」と結びついている。

- 不正行為防止
- 責任ある調達
- 人権デューデリジェンス
- 紛争地域および高リスク地域

「基準」のセクション 4.2 では、「ポストコンシューマスクラップ」について、セクション 7 の「デューデリジェンス」要求事項を参照して「対象となるスクラップ」となりうる条件を指定している。

図 7 は「施設」レベルでのフローを示しているが、一部の「事業体」では 1 つの「CoC 認証範囲」に複数の「施設」を含んでいることがある。したがって、「デューデリジェンス」は、当該「事業体」以外の「CoC 認証」されていないサプライヤーに向けて、「施設」と共に「事業体」全体のレベルにも適用し、または「施設」に代わって「事業体」全体のレベルだけに適用してもよい。

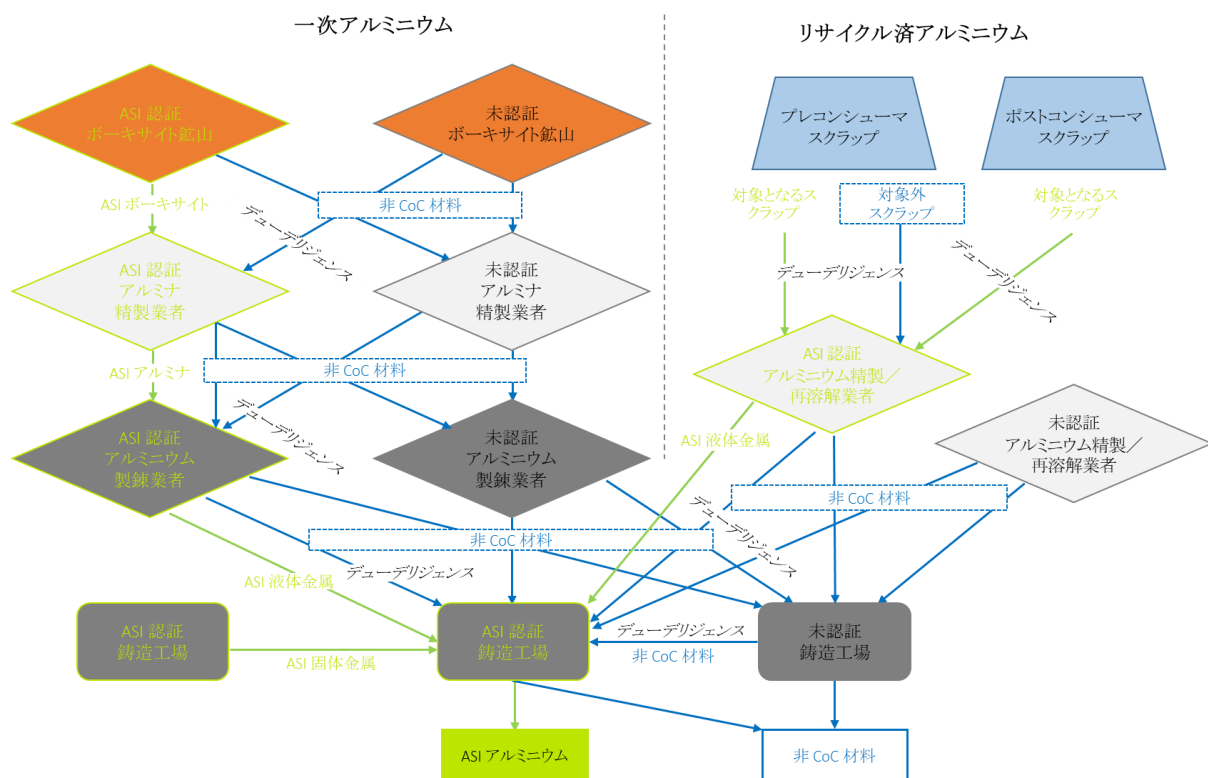


図 7 - CoC 材料および対象となるスクラップから ASI アルミニウムまでの選別とフロー - 一次およびリサイクルから鋳造工場まで

7. 鋳造後の ASI アルミニウムおよび ASI クレジットのフロー

下の図 8 は、物理的な「ASI アルミニウム」（「マスバランスシステム」により、各段階で「CoC 材料」と「非 CoC 材料」の混合が行われる）および非物理的「ASI クレジット」（「マーケットクレジットシステム」により、物理的フローから切り離されている）のフローを示す。アルミニウムのサプライチェーンで鋳造後の部分においては、「CoC 認証」されていない「事業体」が一般的であるが、わかりやすくするため「CoC 認証事業体」のみを示している。緑の矢印は「ASI アルミニウム」を示しており、濃い青の矢印は「非 CoC 材料」（デューデリジェンスの適用が必須）を示している。緑の破線の矢印は、非物理的フロー側の「ASI クレジット」を示している。

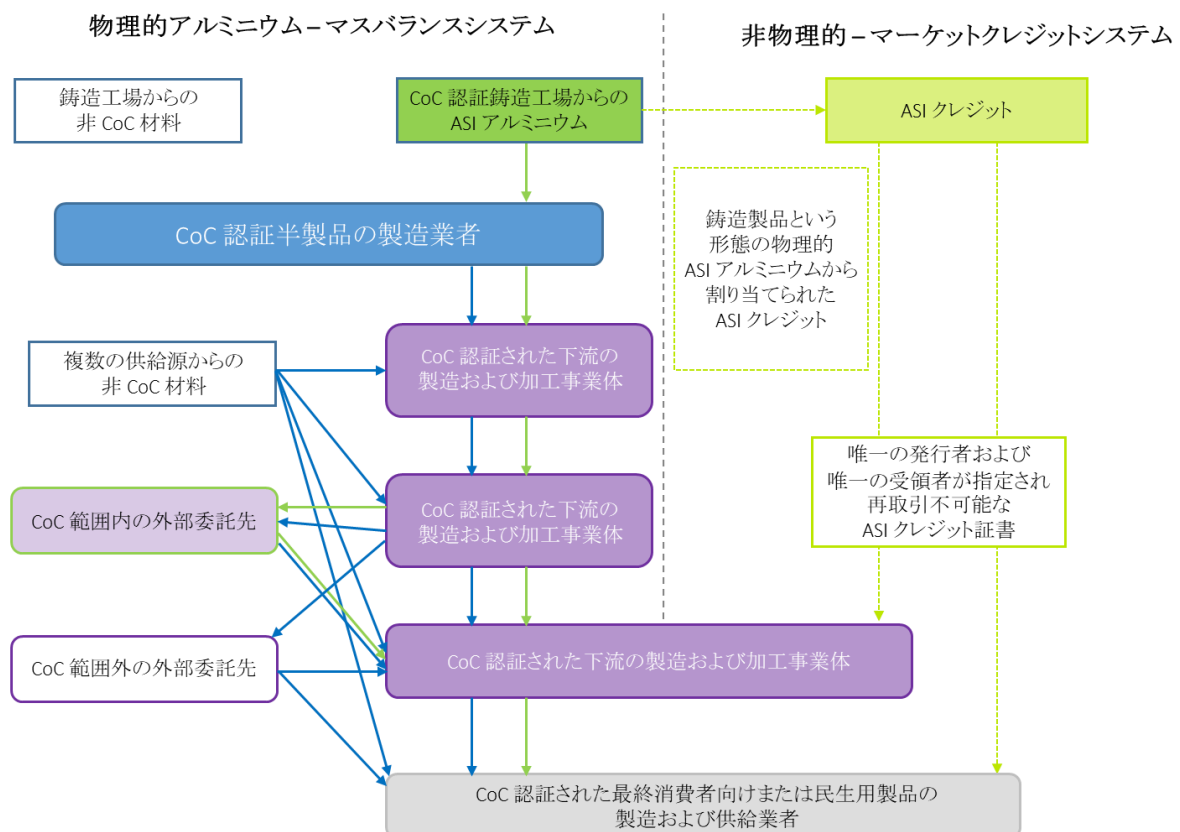


図 8 - CoC 材料および対象となるスクラップから ASI アルミニウムまでの選別とフロー - 一次およびリサイクルから鋳造工場まで

ASI 加工・流通過程の管理（CoC）基準ガイド ンス

本ガイドンスについて

ASI「CoC 基準」は、「CoC 認証」の要求事項の概要を示している。この「CoC 基準」ガイドンスは、「CoC 認証」を受けようとする「ASI メンバー」、および独立した第三者監査を行う「ASI 認定監査人」を支援するための資料として開発された。このガイドンスは、「加工・流通過程の管理」システムの確立および ASI の基準の詳細について知りたいと思う人に対しても公開されている。

ASI「CoC 基準」は、3 つのセクションで構成され、堅牢な「加工・流通過程の管理」システムを管理するために必要な枠組みを規定している。

- A. （セクション 1～2）全般的な「CoC」マネジメント： マネジメントシステムおよび責任、外部委託先。
- B. （セクション 4～7）対象となるインプットの確認： 一次アルミニウム、リサイクル済アルミニウム、鋳造工場、鋳造後処理、デューデリジェンス。
- C. （セクション 8～12）「CoC」の会計、文書化およびクレーム： マスバランスシステム、CoC 文書の発行、CoC 文書の受領、マーケットクレジットシステム、クレームおよびコミュニケーション。

「CoC 基準」ガイドンスは、上記の各セクションに対応して同様に構成されており、ASI「CoC 基準」に準拠したシステムや手順を実施しようとしている企業に対して全般的なガイドンスを提供している。

ASI「パフォーマンス基準」と同様に、「CoC 基準」は、企業が何を実施できなければならないかという要求事項を規定しているが、それを達成するためにどのようにシステムおよび手順を策定し実施するかについては述べていない。したがって、「CoC 基準」ガイドンスは、背景、解説、留意事項を提供しているが、これらは一般的なガイドンスであって規範となるものではない。最終的に参照すべき箇所は、ASI「CoC 基準」である。

適用性の要点

下の表1で最も上の行には、アルミニウムのサプライチェーンに関連のある段階を示している。左側の列には、ASI「CoC基準」の12のセクションを示している。着色した部分は、各段階で適用可能な要求事項を示す。個別のサプライチェーンの段階に対して、12セクションのうち緑および黄（関連がある場合）で着色した部分が適用可能である。「CoC認証範囲」において、1つの「事業体」がサプライチェーンの複数の段階に関係している場合がある。

説明：

適用可能	関連性がある場合に適用可能	適用不可
------	---------------	------

段階 セクション	ボーキサイト採掘	アルミナ精製	アルミニウム製錬	アルミニウム再溶解／精製	鋳造工場	鋳造後
1. マネジメントシステムおよび責任						
2. 外部委託先						
3. 一次アルミニウム						
4. 二次アルミニウム						
5. 鋳造工場						
6. 鋳造後						
7. デューデリジェンス						
8. マスバランスシステム						
9. CoC文書の発行						
10. 「CoC」文書の受領						
11. マーケットクレジットシステム						
12. クレームおよびコミュニケーション						

表1- アルミニウムのサプライチェーンのさまざまな段階に対する ASI CoC 基準のセクションの適用性

A. CoC マネジメントおよび管理

1. マネジメントシステムおよび責任

セクション1 では、「事業体」がASI「CoC 基準」を効果的に施行するために必要となるマネジメントシステムの一般的要素について述べている。「事業体」は、単一または複数の「施設」で構成されるが、ASI のメンバーとしての義務および「ASI 苦情解決制度」と関連付けるため、「ASI メンバー」の「支配」下にななければならない。このセクションにある個別基準は、通常の場合、販売、調達および在庫の管理に関連する既存のマネジメントシステムに盛り込むことができる。

適用性

個別基準 1.1～1.7 は、「CoC 認証」を受けようとする全ての「事業体」に適用可能である。

サプライチェーン活動	CoC基準の個別基準の適用性						
	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7
ボーキサイト採掘							
アルミナ精製							
アルミニウム製錬							
「アルミニウム再溶解／精製」							
鋳造工場							
鋳造後							

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「CoC認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に一般的に適用可能である。

オレンジに着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に適用してもよい。

「事業体」の「CoC認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI保証マニュアルを参照されたい。

背景

ASI「CoC 基準」に適合するための「メンバー」／「事業体」の能力は、「基準」の中で適用される全ての箇所について対応できる「マネジメントシステム」を用意することによって決まる部分が多い。

「マネジメントシステム」は、『タスクが正確に矛盾なく効果的に実施されて求められた結果を達成すること、およびパフォーマンスの継続的改善を促進することを確保するための組織的枠組みについて、全体として保証するマネジメントプロセスおよび文書化』と定義されている。

「マネジメントシステム」が有効に機能するためには、以下に示す事項が必要である。

- 人々が自分の責任を理解するように教育され、その能力があること。
- 実行する必要があるタスクおよび作業活動を決定するプロセスが確立していること。
- 一貫性があり、測定可能かつ追跡可能な結果を確保するための、適切なデータおよび記録が管理されていること。

実際には、「CoC基準」のために策定された「マネジメントシステム」は、以下に示すさまざまな要因によって異なる形態をとる。

- 事業活動の性質
- 取り扱う素材の種類
- 関連する「施設」の数、大きさ、規模
- ITシステムの統合レベル
- プロセスの自動化レベル

これらの要因に応じて、所定の「CoC認証範囲」に適した「マネジメントシステム」は、以下に示す事項を備えたものになるだろう。

- 「施設」レベルまたは「事業体」（企業全体）レベルで実施されること。
- 新規のマネジメントシステムとして策定される、または既存のマネジメントシステムから拡張もしくは改変されること。

「事業体」が時間の経過とともに、また実施経験とともに進歩することに留意すれば、「CoC基準」に適合するための「マネジメントシステム」を策定する最適な方法を検討できる。

ASIは、営業上の機微情報を扱う場合は、ASIの反トラスト遵守方針および秘密保持方針に拘束されることに留意されたい。これらの方針は、ASIのウェブサイト<https://aluminium-stewardship.org/about-asi/legal-finance-policies/>で閲覧可能である。

実施

『実施』セクションは、「CoC基準」の各個別基準を実施するための一般的なガイダンスを提供している。このガイダンスは、規範となるものではなく、情報および支援が必要な場合の出発点とみなされるべきである。

- 1.1 「CoC認証」を受けようとする「事業体」は、「製造および加工」または「産業ユーザーのメンバーシップクラス」に属する「ASIメンバー」として適格な要件を具備しているか、そのような「ASIメンバー」の「支配」下にあり、よってASIのメンバーとしての義務および「ASI苦情解決制度」の遵守に尽力するものとする。

留意事項：

- 「ASIメンバー」のうち「製造および加工」および「産業ユーザー」のメンバーシップクラスに属する組織のみが、「ASI認証」を受ける資格がある。
- 「CoC認証」を受けようとする「事業体」を含む「ASIメンバー」とは、「事業体」が以下の事項を含むASIメンバーとしての義務に従うと誓約したことを意味する。
 - ASIの定款に拘束されること
 - ASIのミッションを支持すると認めること

「事業体」とは？

「CoC基準」は「事業体」に責任を負わせている。それは用語集では以下に示すように定義されている。

「メンバー」が所有する、またはその「支配」下にある企業、またはそれに類似するもの。

「事業体」は、「ASIメンバー」の一部または全部を構成する可能性がある。「CoC基準」の適用に関して、「事業体」は、「ASI認証」を取得し、またはその取得に努める。さらに、「事業体」は、定められた「CoC認証範囲」において「CoC基準」を実施する責任がある。』

ゆえに「事業体」とは、「ASIメンバー」全体、または「ASIメンバー」の「支配」下にあるもの（企業部門、関連する「施設」のグループまたは単一の「施設」など）を指す。

「CoC認証範囲」は、「事業体」（およびあらゆる「外部委託先」）全体にわたって、全ての「CoC材料」のインプットおよびアウトプットに対する境界を設定する必要がある。「事業体」は、初期の自己評価プロセスの一部として、その「CoC認証範囲」に何を含めるかを定義する。その方法の詳細については、ASI保証マニュアルを参照されたい。

- ASIの信用を失墜させる可能性のあるいかなる活動にも従事していないこと
- あらゆる「ASI苦情解決制度」プロセスの結果によるものを含む、メンバーの行為または不作為により、ASIの会員権または認証が終了、取り消し、または保留されると認めること
- ASIの反トラスト遵守方針に従うと認めること
- ASIのロゴおよびASI関連の宣伝文句の使用に関するASIの要求事項に従うと認めること
- 現在の「ASIメンバー」およびその認証状況は、メンバーシップクラス別にASIウェブサイトに掲載されている。 <http://aluminium-stewardship.org/about-asi/current-members/>
- 「事業体」が「ASIメンバー」の「支配」を受けているかどうかについて質問があれば、ASI事務局に連絡されたい。 info@aluminium-stewardship.org

1.2 「事業体」は、全ての適用される「CoC 基準」の要求事項に対応する「マネジメントシステム」を、「CoC 材料」を「保管」する「事業体」の「支配」下にある全ての「施設」において有していなければならない。

留意事項：

- 「マネジメントシステム」は、多数のさまざまな形態をとりうるが、「CoC認証」を受けようとする「事業体」の定義された「CoC認証範囲」全体にわたって有効である必要がある。
- 「CoC基準」において適用される要求事項は、多くの場合、販売、調達、加工のフローの管理、または在庫の管理に関連する既存のマネジメントシステムに盛り込むことができる。
- 「事業体」の「マネジメントシステム」の策定および範囲についてどのアプローチをとっていても、それぞれの事例について、「ASI認定監査人」は「CoC基準」の要求事項を満たす客観的なエビデンスを求める。
- 関連するタスクおよび活動を実行するために、適切なリソース（財務、人、ITなど）を得られるようになっている必要がある。
- 特定の従業員に関連するCoCマネジメントシステムのための補助的な手続は、対象となる事業の規模および複雑度に応じたものであり、その使用時点で利用可能である必要がある。
- 全ての「事業体」について、その「事業体」の「マネジメントシステム」は、「材料会計システム」（セクション8および11参照）を含んでいなければならないことに留意する。
- 「マネジメントシステム」を「CoC基準」のセクション2～12（適用される場合）に対応させるためのより具体的なガイダンスは、このCoC基準ガイダンスにおいて以後のセクションに記載されている。

1.3 「事業体」は、個別基準 1.2 記載の「マネジメントシステム」に対し、施行経験に鑑みた、かつ不適合である可能性のある分野に対応することを目的とした、定期的なレビューおよび更新を確実に行わなければならない。

留意事項：

- マネジメントシステムは、定期的にレビューされるべきである。少なくとも3年ごとを推奨するが、必要があれば、より頻繁でもよい。
- 担当者は、CoCマネジメントシステム改善の可能性を見つけることを奨励されるべきである。
- 以下の事項を考慮して、改善を目指して継続的に改訂すべきである。
 - 実施中に得られた企業の経験
 - 内部レビューまたは監査の指摘事項
 - ASI監査による勧告
 - 「ASI基準」の新規または改訂された要求事項の導入
 - 訓練またはコミュニケーション手段を追加する必要性

- 1.4 「事業体」は、適用される全ての「CoC 基準」の要求事項に「事業体」が適合することを確保できる全体的な責任と権限を持った「マネジメント代表者」を少なくとも 1 名任命するものとする。

留意事項：

- 「CoC基準」に関する適切な責任および権限を持つ担当マネージャーを明確に任命していることを確認する。
- その人は、「CoC基準」に適合する責任のある、当該企業の全ての関連箇所と効果的に連絡をとる必要がある。
- たとえば、社内ワーキンググループもしくは委員会によって、または定期的な経営会議の議題に含めることによって、社内の調整を強化する方法を検討する。

- 1.5 「事業体」は、関連する人員に「CoC 基準」上の責任を理解させ、これに対応できるようにするための、コミュニケーションおよび研修の手段を定め、施行するものとする。

留意事項：

- マネジメントシステムは、人々が訓練を受けて自分たちの責任を理解する能力がある場合にのみ有効である。
- 1.4の担当マネージャーまたはその代理人は、関連する人員の訓練およびコミュニケーションを監督する必要がある。
- 訓練資料の記録を残し、訓練またはコミュニケーションを実施した時期、対象人員を公的記録に記載する。

- 1.6 「事業体」は、「CoC 基準」の適用される要求事項全てに対応した最新の記録を維持し、これを最低 5 年以上保管するものとする。

留意事項：

- 記録管理は、あらゆる企業にとって、重要なデータおよび情報を管理する方法の基本である。
- 信頼できる記録管理をしていれば、説明責任を強化でき、企業の経時的成長の測定が可能になる。
- 記録は、「ASI認定監査人」のための客観的なエビデンスの重要な形態であるので、「CoC基準」の適用される部分全てについて維持するべきである。
- 記録は、法令の要件に従って、または「事業体」の内部方針に従って、5年超にわたって保管される可能性がある。

- 1.7 「事業体」は、該当する場合、毎暦年末から 3 ヶ月以内に以下の情報を ASI 事務局に報告するものとする。

- 全「事業体」：対象暦年の、「CoC 材料」の「インプット量」および「アウトプット量」。
- 全「事業体」：対象暦年について算出された「インプット率」。
- 全「事業体」：次の「材料会計期間」に繰り越された、対象暦年で最高の「プラス残高」（ある場合）。
- 全「事業体」：対象暦年で最高の「内部オーバーフロー」（ある場合）、およびそれが示す「CoC 材料」の「インプット量」の割合。

- e. 「リサイクル済アルミニウム」製造のための「アルミニウム再溶解／精製」に従事する「事業体」：対象暦年の、「対象となるスクラップ」の総「インプット量」に、「CoC 認証事業体」から直接供給された「CoC 材料」と指定された「ポストコンシューマスクラップ」および「プレコンシューマスクラップ」ごとの内訳を添えたもの。
- f. 「鑄造製品」の製造に従事する「事業体」：対象暦年に「ASI クレジット」に割り当てられた「ASI アルミニウム」の量。
- g. 「ASI クレジット」を利用している「鑄造後処理を行う事業体」：対象暦年に購入した「ASI クレジット」の数量。

留意事項：

- ASI事務局は、バリューチェーン全体のレベルで「CoC基準」実施を監督するために必要となるこの情報の報告において、以下の事項を要請している。
 - インプットおよびアウトプットの総量における異変の特定により、不正または不適合の可能性がある行動を発見すること。
 - ASI「変化の理論」における望ましい変化に向けての、ASIの全体的な影響および進歩を評価するために策定された、ASIの監視および評価プログラムを支援すること。
- ASI事務局に報告された個別のデータは、安全かつ秘密な状態で保持され、公開されることはない。関連する場合には、総合的報告をまとめるのに使用される。
 - ASIは、営業上の機微情報を扱う場合は、ASIの反トラスト遵守方針および秘密保持方針に拘束されることに留意されたい。これらの方針は、ASIのウェブサイト <https://aluminium-stewardship.org/about-asi/legal-finance-policies/> で閲覧可能である。
- 「事業体」は自らの「材料会計期間」を自由に選択することができるが、ASI事務局は、個別基準1.7における情報の報告について暦年を基準として要請している。「材料会計期間」の選択または「材料会計システム」の策定にあたって、報告を合理化するために、このことを考慮する必要があるかもしれない。
- 個別基準1.7(a)および(b)は、全ての「事業体」に適用される。この情報は、記録されていて、「事業体」の「材料会計システム」から入手可能である必要がある。「事業体」が定義した「材料会計期間」と異なる場合には、必要に応じて暦年基準に再計算される必要がある。
- 個別基準1.7(c)は、「プラス残高」を繰り越している「事業体」にのみ適用される。「CoC材料」のいずれかの「プラス残高」が暦年で到達した最大量（測定の単位と共に）ASIに報告する必要がある。異なる種類の「CoC材料」を扱っている場合（たとえば、「ASIボーキサイト」と「ASIアルミナ」）、それぞれに対する「プラス残高」を分けて報告する必要がある。
- 個別基準1.7(d)は、「内部オーバードロー」を繰り越している「事業体」にのみ適用される。「CoC材料」のいずれかの「内部オーバードロー」が暦年で到達した最大量（測定の単位と共に）および当該暦年の「CoC材料」インプットの割合を、ASI事務局に報告する必要がある。「内部オーバードロー」は、不可抗力によってのみ発生するものであるもので、通常の状態では発生しない。この割合の情報は、「内部オーバードロー」に関する個別基準8.10に対するASI事務局の監督にも利用される。
- 個別基準1.7(e)は、リサイクル（二次）「ASIアルミニウム」を製造する「事業体」にのみ適用される。これは、「CoC材料」として指定された「ポストコンシューマスクラップ」および「プレコンシューマスクラップ」に分けた数値（暦年基準）と共に、「対象となるスクラップ」の「インプット量」合計を捕捉する。
 - このデータは、「プレコンシューマ」および「ポストコンシューマ」フローの総量および一次「ASIアルミニウム」のフローを公開するためのASI影響報告に利用される。「プレコンシューマスクラップ」が適格であるためには「CoC材料」でなければならないので、これにより、ASIは、経時的なリサイクルのフローに戻ってASIアルミニウムのフローを監視することができる。

- ASIは、マスフローモデルの方法論について国際アルミニウム協会と協力している。
- 個別基準1.7(f)および(g)は、「ASIクレジット」を割り当てまたは購入する「事業体」に適用される。ASI事務局は、暦年において発行された総量が購入された総量と等しいことを監視する（「ASIクレジット」には唯一の発行者および受領者があり、再取引または転売することはできない）。
- 「事業体」は、適用される全ての個別基準について報告する必要がある。たとえば、CoC範囲にアルミニウム製錬業者、アルミニウム再溶解業者または精製業者、鑄造工場を含む「事業体」は、1.7(a)、(b)および(e)、さらに、適用される場合には(c)、(d)、(f)および(g)についてASI事務局に報告する。ボーキサイト採掘のみを含む「事業体」は、1.7(a)および(b)、さらに、適用される場合には(c)について報告する。
- 最初の「認証監査」では、「ASI認定監査人」は、その後最初の暦年末におけるASI事務局への報告に対する「事業体」のシステムの対応状況を調べる。
 - 「CoC材料」としてまだ正式に指定されていない場合（「CoC認証」が与えられる前に）、テスト用のインプット量およびアウトプット量で「材料会計システム」をテストすることを検討する。
- 「サーベイランス監査」以降は、ASI事務局への実際の報告が「監査人」によって確認される。ASI事務局への必要な情報の報告が存在しない、または不十分であるということは、この個別基準について不適合が発生したことを意味する。

概説

セクション1は、効果的な「マネジメントシステム」に必須の要求事項を主な対象としている。時間の経過とともにCoC「マネジメントシステム」を確立、施行、維持、レビュー、および改善するために、どのようなリソースが必要になるかを評価する。これには以下の事項が含まれる。

- 財務的リソース
- 経営、販売、会計、およびこれらの間の調整を含む、さまざまな職能分野の人的リソース
- ITシステムの更新
- 関連する人員の訓練要件
- トップマネジメント、顧客およびサプライヤーならびにASIなどを対象としたコミュニケーションおよび報告
- 保証コスト

より効率的かつ効果的であるので、可能な場合には必ず、「CoC基準」のマネジメントに関する要求事項を既存のビジネスマネジメントおよびITシステムに盛り込むことを検討する。

たとえば、「事業体」または「施設」は、アルミニウムのバリューチェーンにおける材料（もしくは他の材料）のフローを追跡するための、または、ISO 9001などの品質マネジメント要求事項に適合するための、既存のシステムをすでに備えている可能性が非常に高い。これらの、または同様のシステムは、ASI「CoC基準」の要求事項を満たすように拡張できることが多い。

まとめ：

- ASIメンバーシップおよびASI「パフォーマンス基準」は、アルミニウムの責任ある製造、調達、管理を支援して、「CoC基準」の基礎となっている。
- 「CoC認証」を受けようとする「事業体」は、「CoC基準」において適用される要求事項に適合するために、効果的な「マネジメントシステム」を確実に施行しなければならない。
- 各「事業体」のマネジメントシステムをどのように策定し施行するかは、事業の性質によって異なる。
- 「CoC基準」において適用される要求事項は、多くの場合、販売、調達、加工のフローの管理、または在庫の管理に関連する既存のマネジメントシステムに盛り込むことができる。

2. 外部委託先

外部委託先は独自に「CoC 認証」を受けることを奨励される。しかし、サプライチェーンが長い場合、もしくは変化しやすい場合、または小企業である場合の「CoC 認証」取得は困難であることが多いと考えられる。セクション2は、「CoC 認証」を受けようとする「事業体」が、外部委託先を自らの「CoC 認証範囲」に含めることによって、自らが所有または支配する「CoC 材料」の加工、処理または製造を、「CoC 認証」されていない外部委託先に対して外注できるようにする。

適用性

個別基準 2.1～2.5 は、自らが所有または支配する「CoC 材料」の取り扱いに「外部委託先」を使用する全ての「事業体」に適用される。

サプライチェーン活動	CoC基準の個別基準の適用性				
	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5
ボーキサイト採掘					
アルミナ精製					
アルミニウム製錬					
「アルミニウム再溶解／精製」					
鋳造工場					
鋳造後					

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「CoC認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に一般的に適用可能である。

オレンジに着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に適用してもよい。

「事業体」の「CoC認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI保証マニュアルを参照されたい。

背景

規模の大小を問わず、多くの企業は「外部委託先」を利用している。「外部委託先」は、小さな工房や製作所から大量生産メーカーまで、さまざまな事業にわたっている。

「事業体」の「CoC材料」を取り扱う外部委託先は、独自に「CoC認証」を受けることを奨励される。しかし、さまざまな理由で、それが容易にできない場合がある。したがって、「CoC基準」の

セクション2では、「CoC認証」を受けていない「外部委託先」を、監査目的のために「事業体」の「CoC認証範囲」に含めることを認めている。

「CoC基準」の目的における「外部委託先」には、加工、処理または製造のために「CoC材料」の「保管」を行う企業であって、「CoC認証」を受けようとする、または受けている「事業体」が所有または支配するものを含む。「外部委託先」の例としては、押し出しなど下流での加工に先立ってアルミニウムの物理的特性を変更するための熱処理業者がある。「事業体」は、「ASIアルミニウム」の所有権を保持しているが、熱処理業者に送付された量と返却された量を確実に一致させ、また、「外部委託先」が「事業体」の「ASIアルミニウム」と他の熱処理する金属とを適切に区別できるようにするための管理を確立する必要がある。「外部委託先」のセクションは、「アルミナ精製」、「アルミニウム製錬」、「アルミニウム再溶解／精製」または「鋳造」に対するトーリング契約またはこれに類似したものには適用されないことに留意する。

外部委託先の特定

「事業体」の「認証範囲」の一部として含まれる「外部委託先」が何者であるかは、営業秘密となっている場合もあることに留意するべきである。

「事業体」または外部委託先の要請があれば、外部委託先を特定できる情報は、ASIウェブサイトに掲載される「事業体」の認証状況に関する公開情報から削除することができる。しかし、その詳細は、ASIに対する監査報告には記載されなければならない。

要するに、「基準」のこのセクションを利用すれば、「CoC認証事業体」は、自らの「CoC認証」に「外部委託先」を含めることによって「外部委託先」に関する責任を負う。最終的には、業者の誤りによって自らの認証が損なわれる可能性があるため、「基準」では、その「事業体」によるリスクアセスメントおよび監督を要請している。ASI「監査人」は、特定されたリスクに基づいて業者の活動を監査することもできる。これは、業者独自の「ASI基準」実施へ移行することが理想的であるが、その一部として、管理された活動を「ASIメンバー」の下に集中させる手段を提供することを目的としている。

「外部委託先」には、以下に示す条件を満たす倉庫および輸送会社などの企業は含まれない。

- 自らのサービスの不可欠な一部として、顧客に代わって物品の区別を維持すること。および
- 保管または輸送する材料を物理的に変化させないこと。

実施

『実施』セクションは、「CoC基準」の各個別基準を実施するための一般的なガイダンスを提供している。このガイダンスは、規範となるものではなく、情報および支援が必要な場合の出発点とみなされるべきである。

- | | |
|-----|--|
| 2.1 | さらなる加工、処理または製造を目的として「事業体」の「CoC材料」を「保管」する「外部委託先」のうち、「CoC認証」を受けていないものは「事業体」の「CoC認証範囲」に明記するものとする。 |
|-----|--|

留意事項:

- 「外部委託先」を「事業体」の「CoC認証範囲」(2.1)に含める理由は、「CoC材料」の加工・流通過程の管理のうち「外部委託先」が取り扱う部分を継続して対象とするためである。
 - 通常の場合、これは、CoCクレームを「事業体」の次の顧客に伝えたい、または、「事業体」自身の材料会計管理の対象を外注されたプロセスにまで拡張したいという要望に関連している。

- その企業が、関連企業またはすでに当該「ASIメンバー」の管理下にある関係企業、すなわち同一グループ内の事業体であれば、「外部委託先」とみなす必要はない。同じ企業の支配下にある関係企業は、すでに1つの「CoC認証範囲」に含まれている可能性がある。
- 「外部委託先」が「事業体」の「CoC認証範囲」に含まれる時点までに、個別基準2.2の条件を満たしている必要がある。「CoC認証範囲」に含まれるということは、「外部委託先」は監査を受ける必要があることを意味する。より詳細な情報は、ASI保証マニュアルに記載されている。
- 個別基準2.2の条件が満たされない場合、「外部委託先」に渡された材料は、もはや「CoC材料」とみなされない。これは、その後のCoCクレームを裏付ける適切な会計および管理システムがないからである。

2.2	「CoC 認証範囲」に「外部委託先」を含めようとする「事業体」は、以下の事項に確実に合致するものとする。 a. 「外部委託先」が使用する全ての「CoC 材料」の法的な所有権または「支配」権は「事業体」が有している。 b. 「事業体」の認証範囲に含まれる「外部委託先」は、「CoC 材料」の加工、処理または製造を他のいかなる下請先にも委託してはならない。 c. 「事業体」は、各「外部委託先」の使用に起因して生じる恐れのある「CoC 基準」不適合に関するリスク評価を行っており、そうした評価に基づいて、そのリスクが受け入れ可能なものであると判断している。
-----	---

留意事項：

- 個別基準2.2は、「外部委託先」が「事業体」の「CoC認証範囲」に加えられる条件を示している。
- 2.2(a)は、外注される「CoC材料」が「事業体」によって所有または支配されたままであることを要請している。「CoC材料」の「支配」は、品質マネジメントシステム、顧客の仕様、または契約上の合意を通じて示すことができる。
 - 「支配」は、委託された加工、処理または製造サービスと最終結果との一致を照合する、文書化されたプロセスを確立することによって示すことができる。これには、材料が返送された際の、発送明細書に記載された材料の数量と輸送証明書に記載された数量との照合を含む。
 - 「外部委託先」のセクションは、「アルミナ精製」、「アルミニウム製錬」、「アルミニウム再溶解／精製」または「鑄造」に対するトーリング契約またはこれに類似したものには適用されないことに留意する。
- 2.2(b)は、「CoC材料」の加工、処理または製造について、「外部委託先」によってさらに外部委託が行われないことを要請している。さらなる外注先は「事業体」のマネジメントシステムおよび「CoC認証範囲」の対象ではないので、さらなる外注は「CoC基準」では管理されない。
 - さらなる外注先を「事業体」の「CoC認証範囲」に含める場合には、その業者は個別基準2.2に適合する必要がある。
- 2.2(c)は、各「外部委託先」との契約に起因する、「CoC基準」への潜在的な不適合のリスクが評価され、許容可能であると判断されていることを要請している。許容可能なリスクの調査結果は、責任者によって認可され、記録される必要がある。
 - リスクアセスメントは、現地視察などによる、各「外部委託先」に関する妥当なレベルの知識に基づく必要がある。

- リスクアセスメントは、「認証監査」および「サーベイランス監査」に備えて、少なくとも12～18ヵ月ごとに、または必要があればより頻繁に、更新される必要がある。
- 1つまたは複数の「外部委託先」のリスクが許容可能ではないと判断された場合には、「事業体」は、リスク軽減のための選択肢を検討することができる。これには、「外部委託先」の能力開発、代替業者の検討、または段階的アプローチによるCoCサプライチェーン構築などが含まれる。
- 「事業体」の「CoC認証範囲」に「外部委託先」を追加することについては、保証マニュアルに記載されている。一般的には、全ての変更について、「監査人」およびASI事務局に通知する必要がある。通常の場合、これは次回の評価の一部となるが、「事業体」による「外部委託先」のリスクアセスメントに基づいて「監査人」による机上ベースの承認を与えることもありうる。これが可能かどうかは、「事業体」のリスク成熟度によって決まる。

2.3 「事業体」は、「事業体」の「材料会計期間」末ごとの（または「事業体」が求める場合はそれ以上の頻度において）、「外部委託先」による「CoC材料」の「アウトプット量」に関する情報の「事業体」への提供を確保するものとする。

留意事項：

- 「外部委託先」は、「CoC基準」セクション8による「事業体」のシステムに必要な材料会計情報を「事業体」へ報告しなければならない。
- これは、「事業体」の「材料会計期間」の期末に行われる必要があり、有益となる場合にはより頻繁であってもよい。
- 必要な情報を記録して報告する必要があるため、この要望が「外部委託先」に対してあらかじめ明確に伝えられていることを確認する。
- 必要な記録および「企業体」への報告の性質および書式について、テンプレートまたは具体的なガイダンスを「外部委託先」に提供することを検討する。
- 「外部委託先」の製品を顧客に向けて出荷する前に「事業体」へ返送する必要はないことに留意する。
- 「CoC文書」については、セクション9および10を参照されたい。これらの要求事項は、「事業体」への返送および次の顧客への発送、いずれの場合についても、「CoC認証範囲」に含まれる「外部委託先」に適用される。「事業体」に代わって次の顧客に向けて「外部委託先」によって発行される「CoC」文書について、「事業体」がどのように管理するかを検討する。

2.4 「事業体」は、「CoC材料」の「アウトプット量」が、「外部委託先」に提供される「CoC材料」の「インプット量」と一致していることを検証するシステムを実施し、その検証結果を「材料会計システム」に記録するものとする。

留意事項：

- 「事業体」は、「外部委託先」に供給された「インプット量」を知っている必要がある（「CoC材料」を所有または支配しているので）。
- 2.3により、「外部委託先」は「事業体」に対して「アウトプット量」を報告する。
- 外注されたプロセスのインプットおよびアウトプットについて高い信頼性をもって把握することにより、加工によって起こりうる材料の損失を考慮した上で「アウトプット量」と「インプット量」との間に整合性があるかどうかを知ることができる。
- 「インプット割合」（セクション8参照）がわかれば、より正確になるが、この情報は、「外部委託先」の営業秘密である場合もある。

- 「外部委託先」は「事業体」の「CoC認証範囲」に含まれるので、「外部委託先」が取り扱う「インプット量」および「アウトプット量」は、「事業体」自体の「材料会計システム」で記録される必要がある。
- たとえば、説明のつかない重量の変化またはインプットとアウトプットとの照合不能または通常の製造時の変動範囲を超える不整合など、「CoC材料」のインプットとアウトプットの間に不合理な不一致が生じている場合、その業者のシステムは不十分である。その場合には、材料または製品は、もはや「CoC材料」とはみなされない。
 - これに応じて2.2(c)のリスクアセスメントは更新され、状況に対応するための手段を講じる必要がある。その手段には、「CoC認証範囲」からその業者を外すこと、またはシステムが改善されるまで一次的にその業者を「CoC材料」の取り扱いから外すこと、などが含まれる。

2.5 「CoC材料」の出荷後に誤りが発見された場合、「事業体」および「外部委託先」はその誤りおよび合意された是正措置を文書に記録し、かつ再発防止措置を施行するものとする。

留意事項：

- ときには、「CoC材料」が出荷された後で誤りが発見されることがある。その場合には、「事業体」および「外部委託先」は、その誤り、および修正のために合意された手段を文書化する必要がある。
- 「CoC材料」が善意でそれを購入した次の顧客に出荷された場合、「事業体」は、「材料会計期間」のアウトプット材料に対するインプットの全体的バランスを考慮する必要がある。たとえば、「CoC材料」だと期待されたものをすでに受領したその顧客に対して、誤りの影響を受けていない他の「CoC材料」を、「外部委託先」経由で割り当てる必要がある。
- 誤りの原因を調査し、適切な是正措置を特定し実施する必要がある。これは、誤りの根本原因に対応し、将来の再発を防止するためである。是正措置の実施は、有効性についてもレビューする必要がある。
- 「外部委託先」による誤りが頻繁に発生する場合、その業者のシステムは不十分である。これに応じて2.2(c)のリスクアセスメントは更新され、その「外部委託先」は、是正措置を実施するまで「CoC材料」の取り扱いから外される必要がある。

概説

「外部委託先」を対象に含めた「CoC認証」を受けようとする「事業体」は、以下の事項を実施する必要がある。

- その後「CoC文書」と共に移送される、または「事業体」のシステムの下で対象となる、「CoC材料」を取り扱う「外部委託先」を特定すること。
- 「CoC認証範囲」に含めようとする各「外部委託先」について、2.2の全ての条件が満たされていると確認すること。
- 「CoC材料」の「アウトプット量」について、いつ、どのような情報を「事業体」に報告する必要があるかを確実に「外部委託先」に理解させること。
- 報告された情報の信頼性を評価できるように、予想される「アウトプット量」をある程度把握していること。
- 「外部委託先」が何者であるかを営業秘密とするかどうかを決定して、それに従って「監査人」が監査報告でASIに助言できるようにすること。

複数のサプライヤーおよび請負業者と取引している複雑なサプライチェーンを持つ企業は、CoCアプローチを構築するのに時間がかかることがある。評価すべき要因としては、資金調達および物理的

供給の新しいアプローチというようなサプライチェーンの物流を変更するコスト、サプライヤーおよび請負業者との関係および影響、供給の選択肢を「CoC材料」を取り扱うことができる業者に限定する可能性などがある。これらの要因に応じて、企業は以下の事項を決定してもよい。

- 試行として、最初は一部の製造に限定すること。
- サプライヤーと協力して時間をかけて能力を強化すること。
- 「鋳造後」の「事業体」については、供給の確立に役立てるために「ASIクレジット」の調達を目指すこと。さらに、取引量またはシステムが対応できるようになったときのために「マスパランスシステム」アプローチに向けて努力すること。これは、短期的には、責任ある製造のための上流側の努力を支援する。

まとめ：

- 「事業体」は、自らが所有または支配する「CoC材料」について、「CoC認証」されていない「外部委託先」を使ってもよい。
- 「外部委託先」を利用するリスクが評価され、許容可能であると判断されていなければならない。
- 複雑なサプライチェーンでCoCアプローチを構築するには時間がかかる可能性があるため、段階的アプローチが適当であると思われる。

B. CoC および非 CoC 材料の適格なインプットの確認

3. 一次アルミニウム： ASI ボーキサイト、ASI アルミナ、ASI 液体金属の個別基準

「加工・流通過程の管理」には、開始点がなければならない。アルミニウムの場合には、これは一次（採掘）またはリサイクル（二次）素材である。 セクション3 は一次アルミニウムを対象としており、「ASI ボーキサイト」がボーキサイト鉱山から得られ、さらにアルミナ精製業者、アルミニウム製錬業者を通じて加工され、また ASI 「パフォーマンス基準」（またはこれに相当するもの）について認証を受けることを要請している。

適用性

個別基準 3.1 は、「ASI ボーキサイト」の製造に従事する「事業体」に適用される。

個別基準 3.2 は、「ASI アルミナ」の製造に従事する「事業体」に適用される。

個別基準 3.3 は、アルミニウム製錬業者から得られる「ASI 液体金属」の製造に従事する「事業体」に適用される。

サプライチェーン活動	CoC基準の個別基準の適用性		
	3.1	3.2	3.3
ボーキサイト採掘			
アルミナ精製			
アルミニウム製錬			
「アルミニウム再溶解／精製」			
鑄造工場			
鑄造後			

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「CoC認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に一般的に適用可能である。

オレンジに着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に適用してもよい。

「事業体」の「CoC認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI保証マニュアルを参照されたい。

背景

ASI 「パフォーマンス基準」は、一次製造サプライチェーンの開始点において、ボーキサイト採掘、アルミナ精製、アルミニウム製錬を含む、責任あるアルミニウム製造を推進することを目指している。「パフォーマンス基準」は、これらのサプライチェーン活動におけるさまざまな重要問題を対象にしている。たとえば、温室効果ガス排出、ボーキサイト残渣、ドロスおよび使用済みポットライニング (SPL) のマネジメント、生物多様性マネジメント、および先住民の人権などである。ASI 「パフォーマンス基準」を制定するにあたって、ASIは、アルミニウムのバリューチェーンにおいては『素材管理』に加えて、これらの問題が焦点になるものと考えた。そこで、「CoC基準」は、これらの分野でのグッドプラクティスを高く評価し報奨するために開発された。

「CoC基準」のセクション3は、（「ASIボーキサイト」、「ASIアルミナ」または「ASI液体金属」という形態の）「CoC材料」が以下に示す事項に該当する「施設」から得られたものであると指定することにより、ASI 「パフォーマンス基準」の理解を支援している。

- ASI「パフォーマンス基準」（またはこれに相当する責任ある採掘基準で、ASIによって認定されたもの）について認証を受けていること。および
- 「事業体」の「CoC認証範囲」に含まれていること。または
- 「事業体」が法的な利害関係を持ち、かつ、他の「CoC認証事業体」の「CoC認証範囲」に含まれていて、合併事業に対応可能であること。

上流のアルミニウム業界においては、新しい施設を設置するのに多大な資本投資が必要であるので、複数の出資者が関与する合併事業形態が一般的である。これらの施設は、トーリング契約によって運営されることが多い。この場合、出資者には、投資額に応じた割合の生産物の権利が与えられる。

セクション3は、「CoC材料」の調達に重点を置いていることに留意されたい。これは、「CoC材料」が以後の「事業体」へ移転されるので、その加工・流通過程の管理を支援するためである。しかし、「CoC材料」と違って、「非CoC材料」については、その来歴に関する情報が付随して得られるとは限らないので、セクション7のデューデリジェンスの要求事項に従う必要がある。

実施

『実施』セクションは、「CoC基準」の各個別基準を実施するための一般的なガイダンスを提供している。このガイダンスは、規範となるものではなく、情報および支援が必要な場合の出発点とみなされるべきである。

- 3.1 「ボーキサイト採掘」に従事する「事業体」は、「ASI ボーキサイト」は以下に該当するボーキサイト鉱山からのみ製造されていることを確保するためのシステムを実施するものとする。
- 「事業体」の「CoC 認証範囲」内にある、または「事業体」が法的利益を保有しておりかつ他の「CoC 認証事業体」の「CoC 認証範囲」内にある。
 - ASI「パフォーマンス基準」に基づく認証を受けている、またはASI「パフォーマンス基準」と同等であるとASIから正式に認められた「責任ある採掘の基準」に基づく「認証」を受けている。

留意事項：

- この個別基準は、「CoC認証範囲」においてボーキサイト製造に従事する「事業体」に適用される。
- ボーキサイトが「ASIボーキサイト」に指定されるためには、当該「事業体」の「CoC認証範囲」または、法的利害関係を持つ他の「事業体」の「CoC認証範囲」に含まれる、「CoC認証」された「施設」から得られる必要がある。
 - 後者の例としては、投資に基づいて製造物の一部が当該「事業体」に所有される合併事業形態がある。
- さらに、ボーキサイトが「ASIボーキサイト」に指定されるためには、ASI「パフォーマンス基準」またはこれに相当するものについて認証された鉱山から得られたものである必要がある。これは、『責任ある製造』というクレームを裏付けるものである。
 - 3.1(b)は、他の『責任ある採掘基準』を将来認定するための規定である。
 - 2016年の時点で、ASI「パフォーマンス基準」に相当するものとして認定された他の採掘基準は、まだ存在しない。しかし、これは、「ボーキサイト採掘」および「ASIメンバー」の関心事に適用できる場合に、ASIが将来そのための正式なプロセスを実施する余地を与えるものである。

- 多くの場合、鉱山の所有権および物理的位置から、特定のボーキサイトについてその供給源がわかっている。
 - ボーキサイト鉱山が全ての生産物を「非CoC材料」と混合せずに販売または移動する場合、「CoC認証」は非常にわかりやすい。この場合には、「CoC認証」された鉱山は、その生産物の100%が「ASIボーキサイト」だと主張することができる。
 - しかし、一部の採掘事業では、複数の鉱山からの生産物が混合されることがある。たとえば、異なる鉱山から得られた生産物をまとめて輸送する場合、または「事業体」の現場処理施設において他の鉱山から得られた鉱石を処理する場合である。このような状況では、出荷される「ASIボーキサイト」の量は、出荷量の総計よりも少なくなる。
 - いずれの場合も、移動される「CoC材料」に対応する量は、「CoC文書」（セクション9および10）に記録される。

- 3.2 「アルミナ精製」に従事する「事業体」は、「ASI アルミナ」が以下に該当するアルミナ精製業者からのみ製造されていることを確保するためのシステムを実施するものとする。
- a. 「事業体」の「CoC 認証範囲」内にある、または「事業体」が法的利益を保有しておりかつ他の「CoC 認証事業体」の「CoC 認証範囲」内にある。
 - b. ASI「パフォーマンス基準」に基づく「認証」を受けている。

留意事項：

- この個別基準は、「CoC認証範囲」において「アルミナ精製」に従事する「事業体」に適用される。
- アルミナが「ASIアルミナ」に指定されるためには、当該「事業体」の「CoC認証範囲」または、法的利害関係を持つ他の「事業体」の「CoC認証範囲」に含まれる、「CoC認証」された施設から得られる必要がある。
 - 後者の例としては、投資に基づいて製造物の一部が当該「事業体」に所有される合弁事業形態がある。
- さらに、アルミナが「ASIアルミナ」に指定されるためには、ASI「パフォーマンス基準」について認証されたアルミナ精製業者から得られたものである必要がある。これは、『責任ある製造』というクレームを裏付けるものである。

- 3.3 「アルミニウム製錬」に従事する「事業体」は、「ASI 液体金属」は以下に該当するアルミニウム製錬業者からのみ製造されていることを確保するためのシステムを実施するものとする。
- a. 「事業体」の「CoC 認証範囲」内にある、または「事業体」が法的利益を保有しておりかつ他の「CoC 認証事業体」の「CoC 認証範囲」内にある。
 - b. ASI「パフォーマンス基準」に基づく「認証」を受けている。

留意事項：

- この個別基準は、「CoC認証範囲」において「アルミニウム製錬」に従事する「事業体」に適用され、溶解炉から鑄造工場へ渡される「液体金属」（熔融アルミニウム）の形態による、製錬プロセスにおける直接のアウトプットを対象としている。
- アルミニウムが「ASI液体金属」に指定されるためには、当該「事業体」の「CoC認証範囲」または、法的利害関係を持つ他の「事業体」の「CoC認証範囲」に含まれる、「CoC認証」された「施設」から得られる必要がある。
 - 後者の例としては、製造物の一部が、合弁事業パートナーとしての当該「事業体」に所有される合弁事業形態がある。

- さらに、アルミニウムが「ASI液体金属」に指定されるためには、ASI「パフォーマンス基準」について認証されたアルミニウム製錬業者から得られたものである必要がある。これは、『責任ある製造』というクレームを裏付けるものである。

概説

「CoC認証」を受けようとする「事業体」は、以下の事項を実施する必要がある。

- ASI ウェブサイトを使って、「CoC 材料」インプットを対象とする関連の ASI「認証」の詳細を確認すること。
- 「CoC 材料」を製造しようとする関連の「施設」を「CoC 認証範囲」に含めること。

まとめ：

- ボーキサイト鉱山、アルミナ精製業者およびアルミニウム製錬業者は、「CoC材料」を製造するためには、ASI「パフォーマンス基準」および「CoC基準」の両方について「認証」を受けなければならない。
- ASIは、ASI「パフォーマンス基準」に相当するものである場合には、将来、他の責任ある採掘基準を認定する可能性がある。これに関する情報は、ASIウェブサイトに掲載されている。

4. リサイクル済アルミニウム：対象となるスクラップおよび ASI 液体金属の個別基準

「リサイクル済アルミニウム」は、「ASI アルミニウム」の「加工・流通過程の管理」の起点となりうる第二の材料である。「CoC 基準」では、リサイクルされた「CoC 材料」の「加工・流通過程の管理」における最初の「事業体」がアルミニウムの再溶解または精製（アルミニウムの精製には、「ドロス」およびスラグなどの「ドロス」残留物からのアルミニウムの回収および精製も含む）業者であることを想定している。セクション4 では、「リサイクル可能なスクラップ材料」のサプライヤーに対して『顧客確認』の原則を適用することを求めている（さらにセクション7 の「デューデリジェンス」要求事項も適用される）。このセクションは、リサイクル済スクラップ材料およびリサイクルアルミニウムを製造する「事業体」に対する ASI 「CoC 基準」による要求事項を規定している。

適用性

個別基準 4.1～4.3 は、「リサイクル可能なスクラップ材料」を原料とする「アルミニウム再溶解／精製」を行う「事業体」に適用される。

サプライチェーン活動	CoC基準の個別基準の適用性		
	4.1	4.2	4.3
ボーキサイト採掘			
アルミナ精製			
アルミニウム製錬			
「アルミニウム再溶解／精製」			
鋳造工場			
鋳造後			

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「CoC 認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に一般的に適用可能である。

オレンジに着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に適用してもよい。

「事業体」の「CoC 認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI 保証マニュアルを参照されたい。

背景

素材管理は、アルミニウムのリサイクルおよび再利用の拡大を目指す ASI 「パフォーマンス基準」のもう1つの重要部分である。リサイクル（二次）アルミニウムは、プレコンシューマおよびポストコンシューマスクラップから製造され、一部の鋳造製品については、求められる合金仕様を満たすために『固体金属』の形で一次アルミニウムが加えられることもある。

リサイクルは、世界のアルミニウム供給に著しく貢献している。リサイクルは『循環型経済』の重要部分を占めているが、加工・流通過程の管理の観点から見れば、「リサイクル可能なスクラップ材料」の原産地は、利用可能な形態にリサイクルされた場所と考えられる。

ASI 「CoC 基準」は、アルミニウム再溶解業者または精製業者が「CoC 認証」の取得に最も関係の深い種類の事業体であると認識しているので、鋳造工場「ASI アルミニウム」になるものに関する加工・流通過程の管理を、当該事業体が開始できるようにしている。また、これらの事業体は、金属

分野での監査および認証に広く使われているアプローチとして、そのサプライヤーに対するデューデリジェンスを実施し、「リサイクル可能なスクラップ材料」に伴うサプライチェーンのリスクを特定し対処するのに最適な立場にある。アルミニウム再溶解業者または精製業者は、「リサイクル済アルミニウム」製造に特化した施設であってもよいし、より広い範囲にわたる一次製造プロセスの一部として、内部で発生した（またはその他の）スクラップを再溶解するものであってもよい。

アルミニウム再溶解業者または精製業者には、広範囲にわたる直接および間接の「リサイクル可能なスクラップ材料」のサプライヤーが存在する。それには以下に示すものが含まれる。

- 地方自治体の回収および分別システム
- 非公式な回収および分別システム（特に発展途上国で見られる）
- スクラップ金属取引業者、商社、スクラップ回収業者
- 解体業者および破砕業者
- 一次製造施設（例：ドロスやソルトスラグの精製）
- ソルトスラグおよびドロス処理業者
- 内部で発生したスクラップ（圧延および押し出し工場を含む）
- 製造プロセスにおいてプレコンシューマスクラップを発生する製造施設
- より具体的には、「CoC材料」をプレコンシューマスクラップの形態で供給する「CoC認証事業体」

事業の種類および場所によって、「リサイクル可能なスクラップ材料」のサプライヤーについて特定できるサプライチェーンのリスクに違いがあるかもしれない。セクション7では、「リサイクル可能なスクラップ材料」の全てのサプライヤーに対するデューデリジェンスが求められている。これによって、重大なサプライチェーンのリスクがあるために、一部のサプライヤーが「対象となるスクラップ」の供給者から最終的に除外される場合がある。

ASI「CoC基準」の「マスバランスシステム」においては、さまざまなインプットが混合される可能性があり、「対象となるスクラップ」をその他の「リサイクル可能なスクラップ材料」から分離する必要はない。しかし、「事業体」の「材料会計システム」（セクション8）においては、さまざまな種類のインプットおよびアウトプットを正確に把握していなければならない。

リサイクル済アルミニウムを製造する「事業体」の重要な役割は、調達された全ての「リサイクル可能なスクラップ材料」の中でどれが「対象となるスクラップ」であるかを判断することである。

「対象となるスクラップ」は、セクション8の「インプット率」計算の一部である。この計算は、「鑄造工場」向け「ASI液体金属」の生産量を決めるのに使われる。個別基準4.2は、「対象となるスクラップ」を次のように定義している。

- サプライヤーのデューデリジェンスの適用対象となる「ポストコンシューマスクラップ」で、「事業体」よりポストコンシューマ由来であるとの評価を受けたもの、または
- 「CoC認証事業体」から直接供給され、「CoC材料」と指定された「プレコンシューマスクラップ」（他の「事業体」または自社事業の内部で発生したもの）

これらの重複のある概念を下の図に示す。

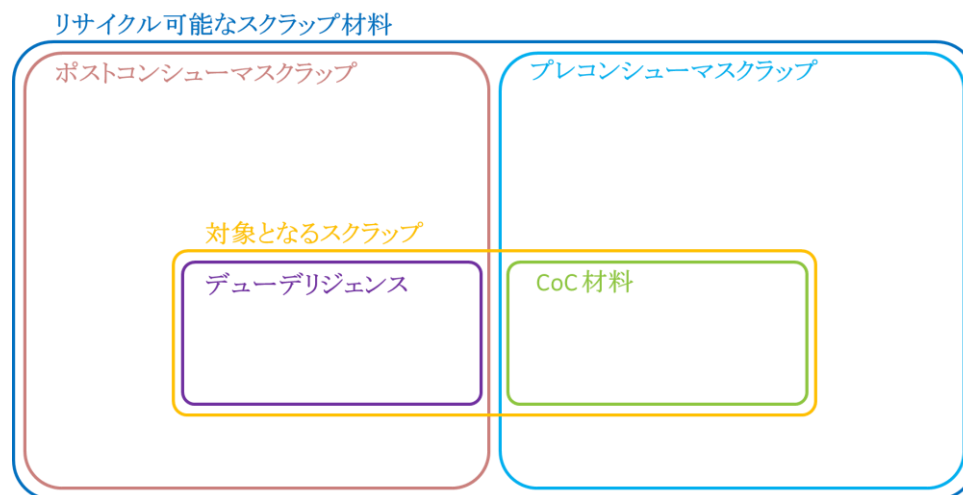


図9 - リサイクル可能なスクラップ材料と対象となるスクラップの種類との関係

実施

『実施』セクションは、「CoC基準」の各個別基準を実施するための一般的なガイダンスを提供している。このガイダンスは、規範となるものではなく、情報および支援が必要な場合の出発点とみなされるべきである。

- 4.1 「リサイクル済アルミニウム」製造のための「アルミニウム再溶解／精製」に従事する「事業体」は、「ASI液体金属」は以下に該当する「施設」からのみ製造されていることを確保するためのシステムを実施するものとする。
- 「事業体」の「CoC認証範囲」内にある、または「事業体」が法的利益を保有しておりかつ他の「CoC認証事業体」の「CoC認証範囲」内にある。
 - ASI「パフォーマンス基準」に基づく「認証」を受けている。

留意事項：

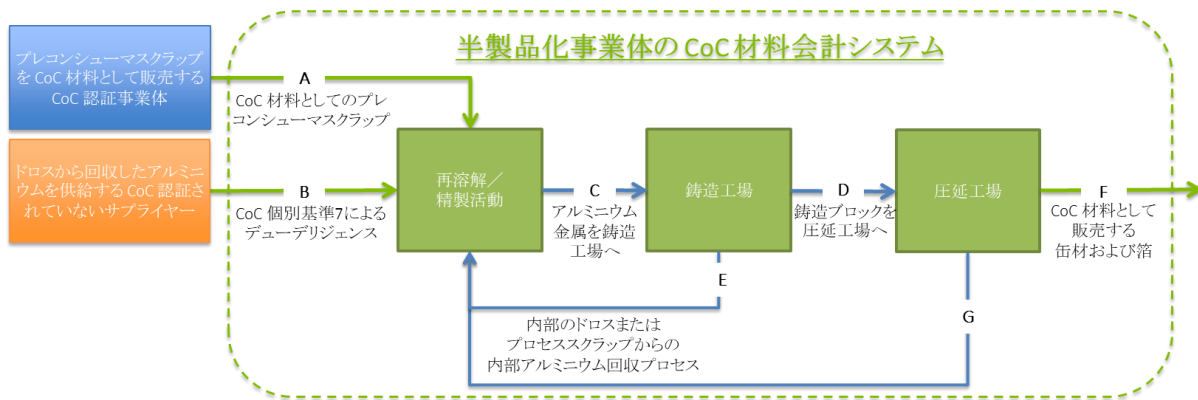
- この個別基準は、「CoC認証範囲」において「アルミニウム再溶解／精製」に従事する「事業体」に適用され、鑄造工場へ渡される「液体金属」（熔融アルミニウム）の形態による、再溶解または精製プロセスにおける直接のアウトプットを対象としている。
- アルミニウムが「ASI液体金属」に指定されるためには、当該「事業体」の「CoC認証範囲」または、法的利害関係を持つ他の「事業体」の「CoC認証範囲」に含まれる、「CoC認証」された「施設」から得られる必要がある（4.1a）。
 - 後者の例としては、投資に基づいて製造物の一部が当該「事業体」に所有される合弁事業形態がある。
- さらに、製品が「ASI液体金属」に指定されるためには、ASI「パフォーマンス基準」について認証されたアルミニウム再溶解業者または精製業者から得られたものである必要がある。これは、『責任ある製造』というクレームを裏付けるものである（4.1b）。

- 4.2 「アルミニウム再溶解／精製」に従事する「事業体」は、「材料会計システム」における「対象となるスクラップ」の会計を、以下のいずれかとしてのみ行わなければならない。

- a. 「CoC 認証事業体」から直接供給され、「CoC 材料」と指定された「プレコンシューマスクラップ」、または「ドロス」および処理済「ドロス」残留物から回収され、セクション7 規定のサプライヤーのデューデリジェンスの適用対象となる「アルミニウム」。
- b. セクション7 規定のサプライヤーのデューデリジェンスの適用対象となる「ポストコンシューマスクラップ」で、「事業体」よりポストコンシューマ由来であるとの評価を受けたもの。

留意事項：

- 「事業体」の「材料会計システム」（セクション8）は、「CoC材料」として指定された「ポストコンシューマスクラップ」または「プレコンシューマスクラップ」の量を正確に記録し、把握する必要がある（4.2）。
- 現在の「ASIメンバー」およびその認証状況は、メンバーシップクラス別にASIウェブサイトに掲載されている。<http://aluminium-stewardship.org/about-asi/current-members/>
- 4.2(a)において、「プレコンシューマスクラップ」は、以下に該当する場合にのみ「CoC材料」となる。
 - 「CoC認証事業体」からの「CoC文書」がスクラップに添付されている（たとえば、「CoC認証」された自動車会社からの指定されたCoCスクラップ薄板）。
 - スクラップは、内部で「CoC材料」から発生したものであり、「事業体」の「材料会計システム」で把握されている。
 - 「ドロス」および処理済「ドロス」残留物から得られた「アルミニウム」である。この材料は、ASI「パフォーマンス基準」の趣旨に沿って「対象となるスクラップ」に含まれている。特に「パフォーマンス基準」では、追加の、そして多くの場合より複雑な処理を使って「アルミニウム」を回収して、最大限に材料をリサイクルすることを目指している。このインプットは、「CoC基準」のセクション7の規定によってサプライヤーのデューデリジェンスの適用対象とならなければならない。「事業体」は、セクション7の個別基準に基づくリスクのレベルを超えると判断したサプライヤーから、「ドロス」および処理済「ドロス」残留物により得られた「アルミニウム」を「CoC基準」の「対象となるスクラップ」として受け入れてはならない。また、「ドロス」処理業者は、独自に「CoC認証」を受けられることに留意されたい。
 - 4.2(a)は、内部で処理されたドロスまたはドロス残留物から得られた「アルミニウム」について、「事業体」の「材料会計システム」を使って記録するように求めていることに留意されたい（記録してもよいが強制ではない）。下の図10に、再溶解／精製プロセス（たとえば、ドロスプレス、回転炉、誘導炉など）を伴う「半製品化」、および圧延して販売目的の缶材およびアルミ箔にするためのブロックインゴットを製造する「鋳造工場」の例を示す。図10に示すように、この事業においてこの3つの部分が「認証範囲」である場合、ASI「加工・流通過程の管理基準」の個別基準4.2aに適合するためには、A、BおよびFの流れだけが「事業体」の「材料会計システム」に含まれる必要がある。ただし、金属収支、在庫管理、および廃棄物管理の目的で、その他の内部の流れ（たとえばC、D、EおよびG）について「事業体」が会計の対象としても差し支えない。



流れの記号	説明	「事業者」の「材料会計システム」に含まれるか？
A (インプットの流れ)	半製品化業者の再溶解/精製プロセス（たとえば、ドrossプレス、回転炉、誘導炉など）によって加工するための、第三者の「CoC認証事業者」から得られた、「CoC材料」として指定された「プレコンシューマスクラップ」。	含まれる。個別基準4.2aおよび個別基準8のその他の関連する部分による。
B (インプットの流れ)	非CoC「事業者」（たとえば、サプライヤーまたは商社）から調達した、回収された「アルミニウム」で、「CoC材料」として適格なもの。ただし、「事業者」がそのサプライヤーについて、ASI「CoC基準」の個別基準7により「デューデリジェンス」を実施している場合に限る。	含まれる。個別基準4.2aおよび個別基準8のその他の関連する部分による。
C	半製品化業者の再溶解/精製プロセスから「鋳造工場」へのアルミニウム金属の内部移動	個別基準4.2aにより不要
D	「鋳造工場」から半製品化業者の圧延工場への金属の移動	個別基準4.2aにより不要
E	「事業者」の再溶解/精製施設で内部処理によってアルミニウムを回収するための、内部処理で発生したスクラップ（例：仕様外のアルミニウム）またはドross（例：反射炉/保持炉から）	個別基準4.2aにより不要
F (アウトプットの流れ)	「CoC」材料として顧客に販売するための、圧延された缶材および箔	含まれる。個別基準8の関連する部分による。
G	「事業者」の再溶解/精製施設で内部処理によってアルミニウムを回収するための、圧延工場で発生した内部スクラップ	個別基準4.2aにより不要

図10 - 個別基準4.2aにより事業者の材料会計システムで記録される金属フローの例

- 4.2(b)において、「ポストコンシューマスクラップ」が「対象となるスクラップ」とみなされるためには、「CoC基準」のセクション7の規定によってサプライヤーのデューデリジェンスの適用対象となる必要がある。「事業者」は、セクション7の個別基準に基づくリスクのレ

ベルを超えると判断したサプライヤーから、ポストコンシューマスクラップにより得られた「アルミニウム」を「CoC基準」の「対象となるスクラップ」として受け入れてはならない。

- 「事業体」は、「プレコンシューマスクラップ」および「ポストコンシューマスクラップ」が分離されず、その混合割合を正確に特定できない状態で、混合された形態のスクラップをその施設に受け入れることが多い。発生源の明らかでない「ポストコンシューマスクラップ」および「プレコンシューマスクラップ」の貨物が、スクラップ回収業者、スクラップ金属取引業者その他のサプライヤーから入荷することがある。「プレコンシューマスクラップ」および「ポストコンシューマスクラップ」の相対量の特定に役立てるために、以下に示す事項のうち1つ以上を実施するべきである。
 - サプライヤーが知っているインプットに関する情報に基づいて、貨物の「プレコンシューマスクラップ」および「ポストコンシューマスクラップ」に分けた概算割合を提供するようにサプライヤーに要請すること。たとえば、スクラップリサイクル業協会（the Institute for Scrap Recycling Industries：ISRI）は、商取引において国際的に受け入れられた非鉄金属スクラップの特性に関する仕様を示した [Scrap Specifications Circular（スクラップ仕様通知）](#) を毎年発行している。この仕様は、その材料が、ASI「CoC基準」による「プレコンシューマスクラップ」または「ポストコンシューマスクラップ」とみなすことができるかどうかを推定するために利用できる。
 - 入荷した貨物の目視検査を行って、「プレコンシューマスクラップ」および「ポストコンシューマスクラップ」に分けた概算割合を判定すること。
 - 目視検査またはサプライヤーの情報による概算割合の最低粒度は、25%間隔とするべきである。すなわち、0%、25%、50%、75%または100%のポストコンシューマスクラップまたはプレコンシューマスクラップとなる。たとえば±25%ではなく±5%または±10%というように、より精度の高い概算が可能であれば、それを実施するべきである。
 - このプロセスを既存の品質管理プロセスに盛り込むよう考慮すること。

- | | |
|-----|---|
| 4.3 | <p>「リサイクル済アルミニウム」製造のための「アルミニウム再溶解／精製」に従事する「事業体」は、以下を記録するシステムを実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 「リサイクル可能なスクラップ材料」の直接サプライヤー全ての識別情報、代表者および操業場所 b. 「リサイクル可能なスクラップ材料」の直接サプライヤーとの全ての金銭上のやり取り。単一の支払いまたは関連していると思われる複数の支払いで行われる取引の場合、現金の支払いが、「適用法令」定義の関連する金額基準、または10,000米ドル（もしくはこれに相当する金額）のいずれか低い方の範囲内であることを確保する。 |
|-----|---|

留意事項：

- セクション7の一般的なデューデリジェンスの要求事項に加えて、セクション4.3は、リサイクル可能なアルミニウムのサプライヤーに対して基本的な『顧客確認』の原則を適用することを求めている。
- 「事業体」は、「リサイクル可能なスクラップ材料」の直接サプライヤー全ての識別情報、代表者および操業場所（4.3a）および関連する金銭上のやり取り（4.3b）を記録する必要がある。
- スクラップ金属市場は、一般的には現金ベースであり、マネーロンダリングのリスクが発生する可能性がある。マネーロンダリングは、犯罪による収入について、その違法な発生源を隠蔽するために偽装する手段である。
- スクラップ金属の違法な発生源および金属分野の一部に存在するマネーロンダリングの慣習に対抗するため、ASI「CoC基準」は、現金取引に制限値を設定している。
- 大部分の先進国には、現金取引に関する厳しい規制があり、ある種の事業体に対して、関連する報告を要求している場合もある。このような規制では、通常は、現金ベースの取引について金額の基準値または制限値を定めている。これは、厳格な制限値の場合もあり、また、基準値を超える取引について指定された関係官庁に報告しなければならない場合もある。
- 「事業体」は、事業を行う全ての司法管轄区域における関連する基準値を承知している必要がある。ASI「CoC基準」は、現金の制限値について、10,000米ドル（または現地通貨でほぼ同額）を超えない金額⁹、または「適用法令」が10,000米ドル未満の制限値を規定している場合はそれを超えない金額とすることを規定している。「事業体」は、もちろん、現金の制限値として、これらの金額よりさらに少ない金額を設定してもよい。
- これらの要求事項の認識を促進するため、「事業体」は、現金支払いに関する方針を策定し、「リサイクル可能なスクラップ材料」のサプライヤーに通知するべきである。

『顧客確認』

顧客確認の原則は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策として確立された。サプライヤーのデータを収集し維持することは、継続的なプロセスである。一部の情報が不足している場合、「監査人」は、不足している情報の量および性質、不足している理由、ならびにそれが「事業体」のマネジメントシステムの弱点となるかどうかを考慮する。

概説

「リサイクル可能なスクラップ材料」を扱う「事業体」は、購入する材料の種類および量によって、また、自社施設で処理できる内容によって、少数の大規模なサプライヤーと取引している場合もあり、また、もしかすると数百社に及ぶ小規模なサプライヤーと取引している場合もある。「CoC認証」を受けようとする「事業体」は、以下の事項を実施する必要がある。

- 「リサイクル可能なスクラップ材料」のサプライヤーについての『顧客確認』システムをレビューすること。
- 適用される制限値を超える現金支払いを避けるための方針を採用し、通知すること。
- ASI ウェブサイトを使って、プレコンシューマスクラップの形態の「CoC 材料」インプットを対象とする関連の ASI「認証」の詳細を確認すること。

まとめ：

⁹\$10,000 またはこれに相当する金額が、司法管轄区域において、マネーロンダリングに関する金融活動作業部会（FATF）の勧告を実施する共通の基準値である。

- アルミニウム再溶解業者または精製業者が「CoC材料」を製造するためには、ASI「パフォーマンス基準」およびASI「CoC基準」の両方について「認証」を受けなければならない。
- 「ASI液体金属」は、「CoC認証事業体」から得られた「ポストコンシューマスクラップ」および「プレコンシューマスクラップ」で構成される「対象となるスクラップ」から製造される。
- 基本的な『顧客確認』原理は、「リサイクル可能なスクラップ材料」の全てのサプライヤーに適用する必要がある。

5. 鋳造：ASI アルミニウムの個別基準

一次および「リサイクル済アルミニウム」の両方において、「鋳造工場」はサプライチェーンの上流と下流の間の重要な『拠点』である。また、アルミニウムがさらなる材料加工または製造に向けて、利用（または再利用）可能な金属に形成される段階でもある。セクション5では、「鋳造工場」が認証を受けるための要求事項、ならびに鋳造工程の一部である「液体金属」および「固体金属」両方のインプットおよびアウトプットについて取り上げる。また、「鋳造工場」が、刻印または印刷された「ASI アルミニウム」製品および「ASI クレジット」のトレーサビリティを自工場のシステムで確実に提供できるようにする必要があることを規定している。

適用性

個別基準 5.1～5.2 は、「鋳造工場」を運営して「ASI アルミニウム」を製造する「事業体」に適用される。

サプライチェーン活動	CoC基準の個別基準の適用性	
	5.1	5.2
ボーキサイト採掘		
アルミナ精製		
アルミニウム製錬		
「アルミニウム再溶解／精製」		
鋳造工場		
鋳造後		

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「CoC認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に一般的に適用可能である。

オレンジに着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に適用してもよい。

「事業体」の「CoC認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI保証マニュアルを参照されたい。

背景

「鋳造工場」は、サプライチェーンの上流と下流の間の重要な『拠点』であり、アルミニウムが利用（または再利用）可能な金属に形成される場所でもある。ほとんど全ての場合、トレーサビリティを実現するために、通常は品質管理の目的で、この金属には刻印または何らかの方法（製品上に記載または製品に添付）によって識別情報が表示される。「事業体」の「CoC認証範囲」に含まれる「鋳造工場」については、この場所は、製品がアルミニウムのサプライチェーンにおける「鋳造後」の部分に入る前に、「ASIアルミニウム」に指定されるところである。

「鋳造工場」は、アルミニウム製錬業者（一次）またはアルミニウム再溶解業者もしくは精製業者（リサイクル）の敷地内に立地していることがある。あるいは、複数の「液体金属」サプライヤーが共有する独立した施設であることもある。また、場合によっては（たとえば、直接、部品を鋳造する場合など）、「液体金属」を直接受け入れる下流の企業の一部として運営されることもある。

「鋳造工場」は、社内、顧客または市場の要求に応じて、さまざまな重量、大きさおよび合金仕様の、広い範囲にわたる製品を製造している。これらの製品の用途としては、社内の半製品プロセスでの使用、外部顧客への直接納入（「固体金属」の形態による他の「鋳造工場」への納入を含む）、または第三者の倉庫、商社、または取引所を経由した顧客への間接的な納入がありうる。

ほとんど全ての「鋳造工場」において、「液体金属」および「固体金属」インプットは、鋳造プロセスの一部である。「液体金属」および「固体金属」は、一次またはリサイクル製造により得られるものであり、一般的には両者が混在していることに留意されたい。鋳造プロセスで使われる「固体金属」は、たとえば、再溶解インゴットまたはスクラップ「鋳造製品」（仕様外の製品など）の形態として、通常は他の「鋳造工場」から得られるが、同じ「鋳造工場」で製造されることもある。「ASI固体金属」は、「CoC認証」された「鋳造工場」から（「事業体」の自社工場から、または「CoC文書」付きで他の「CoC認証事業体」から）得られた「ASIアルミニウム」である。

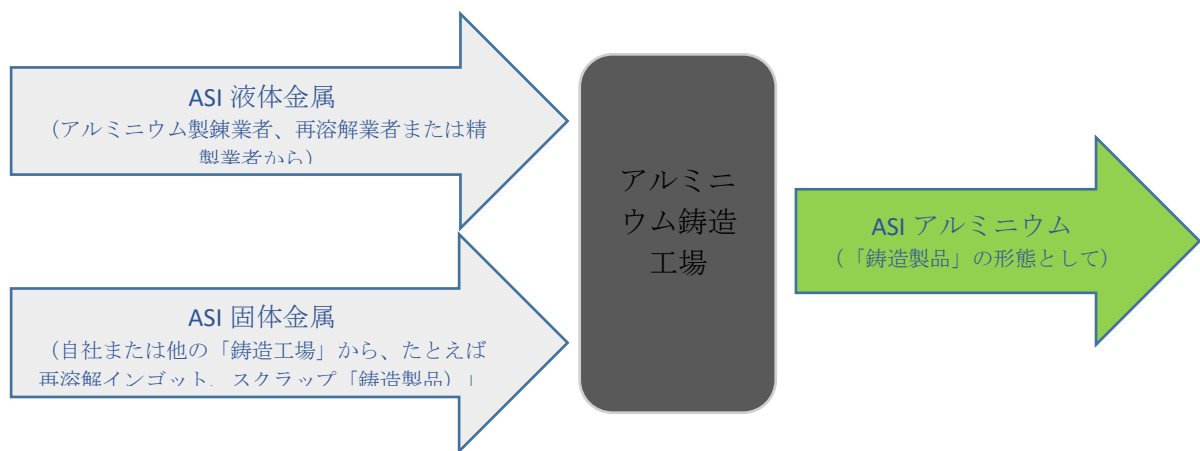


図11 - 鋳造工場のインプットおよびアウトプット

鋳造工場は、ASI CoC プラグラムにおいて最初に「ASI アルミニウム」を指定する「事業体」として、重要な役割を果たしている。鋳造工場は、品質管理および顧客の問合せ対応のために、たとえば管理番号および関連する記録の刻印または印刷など、製品を識別するシステムを備えている。これらのシステムは、「事業体」が維持している関連 CoC 情報に対応するように容易に拡張できることが多い。

実施

『実施』セクションは、「CoC基準」の各個別基準を実施するための一般的なガイダンスを提供している。このガイダンスは、規範となるものではなく、情報および支援が必要な場合の出発点とみなされるべきである。

- 5.1 「一次アルミニウム」または「リサイクル済アルミニウム」からの「鋳造製品」の製造に従事する「事業体」は、「ASI アルミニウム」が以下に該当する「鋳造工場」からのみ製造されていることを確保するためのシステムを実施するものとする。
- a. 「事業体」の「CoC 認証範囲」内にある、または「事業体」が法的利益を保有しておりかつ他の「CoC 認証事業体」の「CoC 認証範囲」内にある。

b. ASI「パフォーマンス基準」に基づく「認証」を受けている。

留意事項：

- この個別基準は、「鋳造工場」に適用され、「ASIアルミニウム」の形態による鋳造プロセスの直接アウトプットを対象としている。
- アルミニウムが「ASIアルミニウム」に指定されるためには、当該「事業体」の「CoC認証範囲」または、法的利害関係を持つ他の「事業体」の「CoC認証範囲」に含まれる、「CoC認証」された「施設」から得られる必要がある。
 - 後者の例としては、製造物の一部が、合併事業パートナーとしての当該「事業体」に所有される合併事業形態がある。
- さらに、アルミニウムが「ASIアルミニウム」に指定されるためには、ASI「パフォーマンス基準」について認証された「鋳造工場」から得られたものである必要がある。これは、『責任ある製造』というクレームを裏付けるものである。

5.2 トレーサビリティのために、「鋳造製品」の製造に従事する「事業体」の「材料会計システム」は、「ASIアルミニウム」に物理的に刻印もしくは印刷されている、または「ASIアルミニウム」に添付している固有識別番号を、該当する「材料会計期間」の「CoC材料」の「インプット量」に確実に関連付けるためのシステムを実施するものとする。

留意事項：

- 個別基準5.2は、「鋳造工場」が、「ASIアルミニウム」に物理的に刻印もしくは印刷された固有識別番号、またはその包装が材料会計期間における「CoC材料」インプットに関連付けられるシステムを備える必要があることを規定している。
- これは、刻印もしくは印刷された固有識別番号によって「鋳造製品」が識別可能である場合には、それがその期間の「CoC材料」インプットについての情報に直接関連付けられることを意味している。
 - これは、「事業体」レベルでのトレーサビリティ（「事業体」における「CoC材料」の出入りの流れを照合できるようにする）のために、また、ASI CoC システム全体の経時的な監督のために、重要な情報およびデータの本体である。
- 管理番号またはバッチ番号の刻印または印刷などの「鋳造製品」識別のための既存システムは、「事業体」が維持している関連 CoC 情報に容易に関連付けられることが多い。

概説

「CoC認証」を受けようとする「事業体」は、以下の事項を実施する必要がある。

- ASI ウェブサイトを使って、「CoC材料」インプットを対象とする関連の ASI「認証」の詳細を確認すること。
- 加工フロー、在庫または販売を管理するための既存のシステムは、「CoC材料」インプットまたは ASI「CoC基準」のための「事業体」の「材料会計システム」に関する情報と関連付けるように拡張する方法を検討すること。

まとめ：

- 「鋳造工場」は、「ASIアルミニウム」を製造するためには、ASI「パフォーマンス基準」およびASI「CoC基準」の両方について「認証」を受けなければならない。
- 「鋳造製品」に表示または添付された固有識別番号は、それが製造された「材料会計期間」の「CoC材料」インプットに関連付けられる必要がある。

6. 鋳造後：ASI アルミニウムの個別基準

「鋳造製品」は半製品としての幅広い用途、ならびにその後の材料加工、下流での製造および使用に供される。「鋳造工場」以降のサプライチェーン（『鋳造後』）は非常に多様または断片的であることが多い。セクション6は、「鋳造工場」から直接、または他の下流の事業体を介して物理的な「ASI アルミニウム」を調達し、「CoC 基準」を用いて自らの「ASI アルミニウム」製造に関するクレームを行う、「鋳造後の事業体」に適用される。

適用性

個別基準 6.1 は、「鋳造工場」から直接、または他の「鋳造後の事業体」を介して物理的な「ASI アルミニウム」を調達し、「CoC 基準」を用いて自らの「ASI アルミニウム」製造に関するクレームを行う、「鋳造後の事業体」に適用される。

サプライチェーン活動	CoC基準の個別基準の適用性
	6.1
ボーキサイト採掘	
アルミナ精製	
アルミニウム製錬	
「アルミニウム再溶解／精製」	
鋳造工場	
鋳造後	

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「CoC認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に一般的に適用可能である。

オレンジに着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に適用してもよい。

「事業体」の「CoC認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI保証マニュアルを参照されたい。

背景

「アルミニウム」は、「鋳造製品」の形態になると、非常に幅広い用途に利用できる。主要な下流の利用分野を以下に示す。

- 運輸
- 建設
- 箔および包装
- 電気工業
- 機械および装置
- 消費者向け製品
- その他

ASI「CoC 基準」では、「鋳造工場」の後に位置する「企業体」は、「鋳造後の企業体」と呼ばれており、利用（または再利用）可能な形態に鋳造されたアルミニウム金属を利用する。「鋳造後」のサプライチェーンは、非常に多様または断片的である可能性がある。おそらく、全世界で数十万から数百万の企業が、これらの分野でアルミニウムを部品または製品に使用している。零細企業から多

国籍企業まで、あらゆる規模の企業があり、世界中のほとんど全ての国に所在している。一部の下流側サプライチェーンは短く、単純で、取扱量が大量であるが、その方が加工・流通過程の管理アプローチの利用が容易になるだろう。また、他のサプライチェーンでは、複数のサプライヤーを利用し、または定期的にサプライヤーを変更しており、複雑な部品および製品のための複数段階にわたるサプライヤー群の中に組み込まれている。

ASI「パフォーマンス基準」には、特に下流における利用分野の企業を対象とした『素材管理』のための要求事項が規定されている。「CoC基準」のセクション6は、「(「ASIアルミニウム」という形態の)「CoC材料」が以下に示す事項に該当する「施設」から得られたものであると特定することにより、ASI「パフォーマンス基準」の理解を支援している。

- ASI「認証」プログラム開始後2年またはASI加入後2年以内（いずれか遅い方）に、ASI「パフォーマンス基準」について認証されていること。および
- 「事業体」の「CoC認証範囲」に含まれていること。または
- 「事業体」が法的な利害関係を持ち、かつ、他の「CoC認証事業体」の「CoC認証範囲」に含まれていて、合併事業に対応可能であること。

「鑄造工場」以前（「鑄造工場」を含む）の「事業体」は、「CoC認証」までに、またはそれと同時に「パフォーマンス基準」の認証を受けなければならないが、その一方で、「鑄造後の事業体」または「施設」では、ASI「認証」の達成について、より柔軟性の高い時間枠が設定されている。これは、「鑄造後の事業体」の大部分が「パフォーマンス基準」の『素材管理』セクションを自社に適用するのに、より長い時間がかかると予想されるからである。「パフォーマンス基準」のこれらの個別基準は、ASIの長期的な影響に対応していること、また、上流側における多くの持続可能性の問題と違って「CoC材料」の信用性のための重要な前提条件ではないことから、最初は下流側の企業が「ASIアルミニウム」を調達する機会によってASIに魅力を感じるだろうという認識の下に、より長い時間枠を設定しているものである。（「パフォーマンス基準」の『素材管理』に関する個別基準以外の他の部分は、「認証範囲」に含まれるサプライチェーン活動に応じて「鑄造後の事業体」に適用される場合があることに留意されたい。）

したがって、ASI「CoC基準」は、下流側のアルミニウムユーザーによる「パフォーマンス基準」の理解と実施を推進し、短期的には、「ASIアルミニウム」の初期の需要を刺激するという立場を採っている。

物理的な金属としての「ASIアルミニウム」を調達するためには、切れ目なくつながった「CoC認証事業体」が「CoC基準」の要求事項に従って、それを供給する必要があることに留意されたい。これは、ある種のサプライチェーンにおいては容易に達成できないかもしれない。あるいは少なくとも、複数段階にわたるサプライヤーを通じて構築するには時間がかかるだろう。そのため、ASI「CoC基準」は、「鑄造後の事業体」に対して、物理的なアルミニウムの調達を「マーケットクレジットシステム」の形態で行うという代替案も提供している（セクション11参照）。

実施

『実施』セクションは、「CoC基準」の各個別基準を実施するための一般的なガイダンスを提供している。このガイダンスは、規範となるものではなく、情報および支援が必要な場合の出発点とみなされるべきである。

- 6.1 「ASI アルミニウム」を調達する「鋳造後処理を行う事業体」は、「ASI アルミニウム」を製造しているのがその事業体自体であり、かつ以下に該当する「事業体」または「施設」からの「ASI アルミニウム」のみを製造していることを確保できるシステムを実施するものとする。
- 「事業体」の「CoC 認証範囲」内にある、または「事業体」が法的利益を保有しておりかつ他の「CoC 認証事業体」の「CoC 認証範囲」内にある。
 - ASI「認証」制度の開始より2年以内、またはASIへの加入より2年以内のいずれか遅い方までに、ASI「パフォーマンス基準」に基づく認証を受ける予定である。
 - 他のASI「CoC 認証事業体」から直接「ASI アルミニウム」を調達している、または対応する出荷の特定に十分な「補足情報」を含んだ、関連する「CoC 文書」をASI「CoC 認証事業体」が提供または確認できる場合に、金属取引業者もしくは倉庫を介して、「ASI アルミニウム」を調達している。

留意事項：

- この個別基準は、「鋳造後の事業体」に適用され、物理的な「ASI アルミニウム」に関するあらゆるアウトプットまたは関連するクレームを対象としている。
- アルミニウムのアウトプットが「ASI アルミニウム」に指定されるためには、当該「事業体」の「CoC 認証範囲」または、法的利害関係を持つ他の「事業体」の「CoC 認証範囲」に含まれる、「CoC 認証」された「施設」から得られる必要がある。
 - 後者の例としては、製造物の一部が、合弁事業パートナーとしての当該「事業体」に所有される合弁事業形態がある。
- 「ASI アルミニウム」を製造する「鋳造後の事業体」は、ASI「パフォーマンス基準」についても認証を受けることに尽力しなければならない。「鋳造後の事業体」は、最初に責任ある調達に重点を置くことを考慮して、この認証について、鋳造工場以前（「鋳造工場」を含む）の「事業体」よりも長い時間枠（すなわち、「CoC 認証」までに達成する必要はない）が設定されている。
- 「事業体」に対する「ASI アルミニウム」のインプットは、以下に示すいずれかの方法で得られなければならない。
 - 直接、他の「CoC 認証事業体」から調達する。現在の「ASI メンバー」およびその認証状況は、メンバーシップクラス別にASIウェブサイトに掲載されている。
<http://aluminium-stewardship.org/about-asi/current-members/>
 - または、「ASI アルミニウム」を製造したASI「CoC 認証事業体」が、その金属に対する「CoC 文書」を提供もしくは確認できる場合に限り、金属取引業者もしくは倉庫を介して間接的に調達することができる。「CoC 文書」は、たとえば「鋳造製品」の識別番号または参照番号など、対応する出荷を特定できる「補足情報」を含んでいる必要がある。
- 物理的な金属としての「ASI アルミニウム」の調達または製造には、「マーケットクレジットシステム」（セクション11）は使用できないことに留意されたい。

概説

「CoC 認証」を受けようとする「鋳造後の事業体」は、以下の事項を実施する必要がある。

- アルミニウムの責任ある調達のための短期的および長期的アプローチを検討すること。
- ASI ウェブサイトを使って、「ASI アルミニウム」インプットを対象とする関連のASI「認証」の詳細を確認すること。
- 「ASI メンバー」としての義務を果たすため、ASI「パフォーマンス基準」の関連する部分について認証を受けられるように努力すること。

まとめ：

- 「鋳造後の事業体」は、「ASIアルミニウム」を製造するためには、「CoC基準」について「認証」を受けなければならない。
- また、その期限までにASI「パフォーマンス基準」についても認証を受けるように努力しなければならない。
- 「ASIアルミニウム」アウトプットは、他の「CoC認証事業体」から（または商社もしくは倉庫経由で、当該「事業体」による確認可能な「CoC文書」と共に）受け入れた物理的な「ASIアルミニウム」インプットからのみ製造することができる。
- ASI「マーケットクレジットシステム」（セクション11）によって、「ASIアルミニウム」を製造し、または「ASIアルミニウム」だと主張することはできない。

7. 非 CoC 材料およびリサイクル可能なスクラップ材料に関するデューデリジェンス

セクション7は「事業体」に、「非 CoC 材料」および「リサイクル可能なスクラップ材料」のサプライヤーに関して、環境、社会、またはガバナンス上の潜在的なリスクを確認するデューデリジェンスの実施、およびリスクの回避または軽減のための合理的な措置の実施を求めている。これは責任ある調達を推進するという ASI のミッションと整合するものである。これは、「事業体」が非 ASI のサプライヤーから調達することを妨げるものではない。

適用性

個別基準 7.1～7.3 は、「非 CoC 材料」または「リサイクル可能なスクラップ材料」を調達する全ての「事業体」に適用される。

サプライチェーン活動	CoC基準の個別基準の適用性		
	7.1	7.2	7.3
ボーキサイト採掘			
アルミナ精製			
アルミニウム製錬			
「アルミニウム再溶解／精製」			
鑄造工場			
鑄造後			

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「CoC認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に一般的に適用可能である。

オレンジに着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に適用してもよい。

「事業体」の「CoC認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI保証マニュアルを参照されたい。

背景

鉱物および金属のサプライチェーンに対するデューデリジェンスは、ステークホルダーからの重要な期待を受けており、法令で義務付けられることが多くなっている。米国および欧州連合の『紛争鉱物』に関する法令は、当初は、スズ、タングステン、タantal、金を対象としていたが、今後数年のうちに、より広い範囲の金属が対象になる予定である。OECDは、*Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas*（紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス）

「非 CoC 材料」の調達

ASI「CoC基準」は、ASI「メンバー」または「事業体」に対して、材料を他のASI「メンバー」からのみ調達することを要求していないことに留意するべきである（調達先については何も要求していない）。各企業における個別の調達およびサプライヤー選定は、それぞれの判断および独自の裁量によって行われる。ASI ウェブサイトのASIの反トラスト遵守方針を参照されたい。

aluminium-stewardship.org/about-asi/policies/

第3版（2016年4月）を策定し、『紛争鉱物』だけでなく全ての鉱物に適用することを推奨している。¹⁰

デューデリジェンスは、「企業がリスクを特定し評価する、また、特定されたリスクに対応する戦略を策定し実施するための、継続して行われる積極的および受動的プロセス」と解釈される。 サプライチェーンのデューデリジェンスによって一般的に対応されるリスクについて、ASIにおいては、ASI「パフォーマンス基準」でも以下に示す個別基準によって対応してきた。

- 不正行為防止
- 責任ある調達
- 人権デューデリジェンス
- 紛争地域および高リスク地域

サプライチェーンの一部には、その場所、活動または作業環境に起因して、環境、社会および人権に悪影響を及ぼすリスクなど、特定の、または、他より高いリスクがあるかもしれない。これらのリスクおよび影響を理解していれば、組織がアルミニウムの責任ある調達に関する判断を行う際の情報収集に役立つだろう。

「CoC基準」のセクション7は、「CoC認証」を受けようとする全ての「事業体」に対して、「非CoC材料」および「リサイクル可能なスクラップ材料」のサプライヤーについて適切な「デューデリジェンス」を確立するよう求めている。これらのシステムには、方針、リスクアセスメントおよび軽減、ならびにアルミニウムのサプライチェーンにおけるリスクに対する苦情解決制度などが含まれる。¹¹

¹⁰ <http://www.oecd.org/corporate/mne/mining.htm>. さらに、中国金属・鉱物・化学品輸出入業者商工会議所（CCCCMC）は、OECDと密接に協力して、全ての鉱物を対象とする中国版『責任ある鉱物サプライチェーンのためのデューデリジェンスガイドライン』を作成した。このガイドラインは、英語および中国語で入手可能である。 <https://mneguidelines.oecd.org/chinese-due-diligence-guidelines-for-responsible-mineral-supply-chains.htm>

¹¹ 全ての「ASIメンバー」は、ASI反トラスト遵守方針に拘束されることに留意されたい。この方針は以下で入手可能である。
<https://aluminium-stewardship.org/about-asi/legal-finance-policies/>

「CoC基準」は、ASI「パフォーマンス基準」実施を裏付ける証拠となる「CoC材料」を主な対象としているが、セクション7のデューデリジェンスに関する個別基準は、全ての「CoC認証事業体」にとって、より広い範囲のアルミニウムのサプライチェーンについて信用性を強化するのに役立つものである。「CoC認証」されていないサプライヤーは、「事業体」のデューデリジェンスを実施しても、ASI認証またはその他のASIによる認定を受けたわけではないことに留意されたい。

デューデリジェンスシステムの確立についての詳細は、*OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas*（紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンス・ガイダンス）を参照されたい。このガイダンス（および2つの分野に限定された補足書）は、コンゴ民主共和国およびその付近における『紛争鉱物』を対象として起草されたものであるが、採掘、鉱石、金属のサプライチェーンに対する一般的な基準になってきている。要するに、この『デュー・デリジェンス・ガイダンス』は、リスクベースのデューデリジェンスアプローチを推奨している。すでに『紛争鉱物』に関するデューデリジェンスを実施している下流側の企業については、その既存のアプローチにASI「CoC基準」の要求事項を盛り込むことを検討されたい。

小規模企業とデューデリジェンス

国連の *Guiding Principles on Business and Human Rights - Principle 14*（ビジネスと人権に関する指導原則-原則14）は、企業が人権を尊重する方法に関する知見を示している。全ての企業は、その規模にかかわらず人権を尊重する責任がある。この責任に対する取り組みは、規模、分野、事業環境および構成によって、また人権に悪影響を及ぼすリスクの種類によって、異なるかもしれない。小規模な企業は、大企業と比べると略式のプロセスやマネジメント構造を採っていることが多いので、人権の尊重に関する方針およびプロセスが略式になっている可能性がある。

実施

『実施』セクションは、「CoC基準」の各個別基準を実施するための一般的なガイダンスを提供している。このガイダンスは、規範となるものではなく、情報および支援が必要な場合の出発点とみなされるべきである。

- 7.1 「事業体」は、「アルミニウム」を範囲に含め、かつ最低でも ASI「パフォーマンス基準」の以下の個別基準を考慮した、責任ある調達に関する方針を導入し、「非 CoC 材料」および「リサイクル可能なスクラップ材料」のサプライヤーにこれを伝達するものとする。
- a. 1.2（不正行為防止）
 - b. 2.4（責任ある調達）
 - c. 9.1（人権デューデリジェンス）
 - d. 9.9（紛争地域および高リスク地域）

留意事項：

- この個別基準は、「非CoC材料」または「リサイクル可能なスクラップ材料」を調達する全ての「事業体」に適用される。
 - 通常は、ボーキサイト鉱山は含まれない。それは、ボーキサイト鉱山は「ASIボーキサイト」を生産するが調達はしないこと、また、ASI「パフォーマンス基準」の下でそのリスクに関して適用される要求事項があることによる。

- 「事業体」は、責任ある調達に関する方針を策定し、または拡張して、その方針が「アルミニウム」に対応し、または適用範囲に含むようにする必要がある。どの形態の材料が対象になるかを示しておくとは有益だろう。たとえば、以下に示すとおりである。
 - アルミナ精製業者については、ボーキサイトの供給
 - アルミニウム製錬業者については、アルミナの供給、また該当する場合には、「固体金属」の供給
 - アルミニウム再溶解業者または精製業者については、「リサイクル可能なスクラップ材料」または「固体金属」の供給
 - 「鋳造工場」については、「液体金属」および「固体金属」の供給
 - 「鋳造後の事業体」については、アルミニウムの供給。
- 上に示す複数の活動を行う「事業体」については、企業または合併事業パートナーの垂直統合レベルを考慮して、最適な方針構成方法を検討するべきである。
- その方針は、最低でも、責任ある調達、不正行為防止、人権、紛争地域および高リスク地域などについて、ASI「パフォーマンス基準」の関連する個別基準に対応するべきである。
 - 「製造および加工」のメンバーシップクラスに属する「ASIメンバー」は、ASI「パフォーマンス基準」の認証において、すでにこれらの問題に対応しているはずである。
 - 「産業ユーザー」のメンバーシップクラスに属する「ASIメンバー」については、ASI「パフォーマンス基準」においてこれらの要求事項が適用されていないが、ASI「CoC基準」において「非CoC材料」および「リサイクル可能なスクラップ材料」のサプライヤーに対して、これらのリスクを考慮する必要がある。
 - これらのリスク問題対策に関するガイダンスの詳細は、ASIパフォーマンス基準ガイダンスに示されている。
- 当然ながら、その方針は、他の特定のリスク領域、たとえば、法令遵守、労働条件、安全衛生パフォーマンス、またはサプライヤーの環境実績などについて考慮してもよい。サプライチェーンのさまざまな段階における問題の重要性を理解していれば、方針の策定および違反した場合のリスク評価における情報収集に役立つだろう。「事業体」は、最低限の事項だけでなく、たとえば以下に示す他の問題について考慮してもよい。
 - 「ボーキサイト採掘」または「アルミナ精製」に関連して、生物多様性マネジメント
 - 「アルミナ精製」に関連して、ボーキサイト残渣マネジメント
 - 「鋳造製品」に関連して、GHG排出
 - スクラップ回収および分別に関連して、安全衛生
 - 一般的に、環境マネジメントシステム
 - 発展途上国および新興国における非公式部門によるスクラップ回収、分別またはリサイクルに伴う特定のリスク¹²
- 「事業体」は、事業を行う地域での責任ある調達に関して適用される法令も考慮するべきである。
 - たとえば、英国現代奴隷法（2015年）は、世界的な活動におけるサプライチェーンのデューデリジェンス実施について透明性を要求している。カリフォルニア州サプライチェーン透明法（2012年）は、中規模から大規模の企業に対して、サプライチェーンでの奴隷制度および人身取引を根絶するための活動について報告を求めている。フランス企業注意義務法（2017年）は、フランスの大企業に対して、自企業の

¹²ISO プロセスは、当該事業の定式化および政策の枠組み策定の推進に資する手段として、ISO IWA 19 Guidance Principles for the Sustainable Management of Secondary Metals（ISO IWA 19、二次金属の持続可能な管理のためのガイダンス原則）を開発した。

http://www.iso.org/iso/home/store/catalogue_tc/catalogue_detail.htm?csnumber=69354

活動による人々および地球に対する悪影響の評価および対応について、公的な注意義務計画を毎年発行するよう求めている。

- 購買慣行は、環境、社会、人権に悪影響を及ぼす重大なリスク要因になる可能性がある。たとえば、サプライヤーに対する要求事項の無計画な、または直前になってからの変更は、労働、安全、または環境に関する基準に違反するなど、サプライヤーが要求を実現する方法に影響を及ぼす可能性がある。方針の公約内容については、考えられるこのような悪影響を避けることを考慮するべきである。
- その方針は、CoCステータスにかかわらず、関連する全てのサプライヤーに通知するべきである。
- 効果的な方針は、組織に応じて、またサプライチェーンの特性に応じて、極めて単純かつ総合的であるか、または極めて詳細であるかもしれない。

7.2 「事業体」は、自身の責任ある調達に関する方針に基づき、「非 CoC 材料」および「リサイクル可能なスクラップ材料」のサプライヤーによる不適合リスクの評価を行い、その結果を文書に記録し、悪影響のリスクが示された箇所については測定可能な形でリスク軽減措置を講じなければならない。

留意事項：

- 個別基準7.2は、「事業体」に対して、「非CoC材料」および「リサイクル可能なスクラップ材料」のサプライヤーが「事業体」の責任ある調達に関する方針に不適合である場合のリスクを評価することを求めている。
- その方針は、直接の（ティア1）サプライヤーに適用されるものとする。
 - 企業は、デューデリジェンスプロセスを通じて、またはサプライヤーに対して当該業者のサプライヤーを評価するように要請して、ティア1より先のリスクについて、評価または軽減することを検討してもよい。
 - デューデリジェンスは、サプライヤーの規模および重要度に応じて、その詳細度が変わるべきである。
- 非公式または非常に小規模なスクラップ取扱業者は、デューデリジェンスについて特有の課題があるかもしれない。その課題として、場合によっては『ワーストプラクティス（最悪の慣行）』を特定して軽減することが含まれる可能性があるが、「事業体」が、その分野における定式化および改善を支援するという重要な役割を担う可能性もある。¹³

¹³ ISO IWA 19 Guidance Principles for the Sustainable Management of Secondary Metals（ISO IWA 19、二次金属の持続可能な管理のためのガイダンス原則）：

http://www.iso.org/iso/home/store/catalogue_tc/catalogue_detail.htm?csnumber=69354

- ISO IWA 19ガイドンスで特定されたワーストプラクティスには、違法な出荷、危険な手作業による解体の慣行、危険な冶金処理、管理されていない焼却、管理されていない廃棄等が含まれる。
- 状況によっては、上に示す要因に加えて、強制労働または児童労働のリスク、または安全衛生のリスクがあるかもしれない。
- 非公式または小規模なスクラップ取扱業者を関与させる利点としては、労働環境の安全衛生向上、環境保護の向上、地元コミュニティの活動成果向上、スクラップ資源回収率の向上などがある。
- 多くの企業には、そのビジネスパートナーのリスクアセスメントについて既存のプロセスがあるので、必要に応じて、個別基準7.2の要求事項を盛り込む、または拡張することができる。これには、たとえば7.2の要求事項に直接関連する、サプライヤーについての事前資格審査の要請およびリスクの重み付けなどがある。
- リスクアセスメントの結果（たとえば、リスクの評価方法、検討による所見）、およびそれに基づくリスクマネジメントまたは軽減プロセスを必ず文書化する。
- 既存の認証および監査プログラムが存在するならば、それがリスク軽減活動の支援に役立つかもしれない。
 - たとえば、スクラップリサイクル企業については、**RIOS認証**プログラムは、この分野の環境マネジメント、品質、および労働安全衛生の主要な特性を対象としている。
- 悪影響のあるリスクが特定された場合、その特定されたリスクを防止または軽減するために、測定可能な対策を取る必要がある。
 - OECDデュー・ディリジェンス・ガイドンス¹⁴は、企業に対して、次の3つのいずれかによって、リスクマネジメント戦略を考案するよう助言している。(i)測定可能なリスク緩和の取組みを行う間を通じて、取引を継続する、(ii)測定可能なリスク緩和の取組みを継続する間、一時的に取引を停止する、(iii)緩和への試みが失敗に終わったか、または企業がリスク緩和策は実現不可能か許容範囲にないとみなした場合、サプライヤーとの関係を解消する。
 - OECDデュー・ディリジェンス・ガイドンスは、リスクマネジメント計画の採用から6ヵ月以内に、測定可能な著しい改善を推進することを目指している。場合によっては、他よりも複雑な状況があることも認識されている。
 - リスクアセスメントおよびリスクを軽減する機会は、「事業体」の影響が及ぶ範囲によって異なる。たとえば、アルミニウムを商社から調達する場合、アルミニウムの発生源を直接追跡できないこともある。このような状況での軽減手段としては、

「リサイクル可能なスクラップ材料」に関するリスク

「リサイクル可能なスクラップ材料」の原産地およびサプライヤーに関するリスクは、極めて多様なものである可能性がある。リスクアセスメントでは、以下に示す要因を考慮することがありうる。

- ・ 材料の原産地
- ・ サプライヤー
- ・ 材料の種類
- ・ 取引価格
- ・ 特殊な状況

「リサイクル可能なスクラップ材料」の原産地は、スクラップが発生した国、または、最初にリサイクルに提供された（たとえばポストコンシューマスクラップであった）国であると考えられる。サ

¹⁴ <http://www.oecd.org/corporate/mne/mining.htm>. さらに、中国金属・鉱物・化学品輸出入業者商工会議所（CCCCMC）は、OECDと密接に協力して、全ての鉱物を対象とする中国版『責任ある鉱物サプライチェーンのためのデューデリジェンスガイドライン』を作成した。このガイドラインは、英語および中国語で入手可能である。 <https://mneguidelines.oecd.org/chinese-due-diligence-guidelines-for-responsible-mineral-supply-chains.htm>

「事業体」の責任ある調達に関する方針を商社に通知し、悪影響が特定されたとき「事業体」に連絡する、ということに限定されるかもしれない。

- デューデリジェンスは、自社にとって初めての活動であるかもしれない。あるいは、既存の慣行の拡張、またはすでに実施されている全く基本的なリスク慣行という場合もある。しかし、監査人は、これがサプライチェーンにおいて発展しつつある慣行の領域であることを理解しておくべきである。
 - 「事業体」が非CoCのインプットまたは「リサイクル可能なスクラップ材料」についてデューデリジェンスを全く実施していない場合、それは「CoC基準」への重大な不適合であり、「事業体」が「CoC認証」を受けられない要因になる。

「事業体」がこれらのインプットについて何らかの形でデューデリジェンスを実施しているが、改善の余地がある場合、それは是正措置計画の対象となりうるが、「CoC認証」を受けられない要因ではない。

7.3 「事業体」は、ASI「パフォーマンス基準」の個別基準 3.2 に従い、事業の性質、規模および影響力に見合っており、かつ当事者が、「アルミニウム」のサプライチェーンにおける責任ある調達に関する方針への不適合に関して、その懸念を述べられるような苦情解決制度を確立するものとする。

留意事項：

- この個別基準は、アルミニウムのサプライチェーンにおける「事業体」の責任ある調達に関する方針への不適合について、当事者およびステークホルダーが提起した懸念を扱うための、苦情解決制度の確立を対象としている。
- OECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスは、企業レベルまたは業界全体で、早期警戒リスク認識システムとしての苦情処理メカニズムを構築することを推奨している。「ASI苦情解決制度」は、「事業体」が「CoC基準」において独自に個別の制度を設ける必要性に取って代わるものではない。
- 正式な制度が実施されていることが当事者にわかるようにするため、「事業体」の苦情解決制度は文書化され、それに関する情報は公開されている必要がある。
- その文書には、受け入れられる苦情および受け入れられない苦情の種類、ならびに苦情の調査および対応にあたって取られる手順が記載されている必要がある。
 - ASI「パフォーマンス基準」の下で自社の事業に関する苦情解決制度をすでに設けている「事業体」（「製造および加工」のメンバー）は、それを拡張または変更して、「事業体」の責任ある調達に関する方針についてのサプライチェーンの懸念に対応する方法を検討する。
- おそらく、小規模な企業においては、単純な手順を文書化するだけでよい。
- 適切な企業ウェブサイトがない、または消費者向けではない「事業体」については、顧客およびサプライヤーが懸念を提起できるようにするため、苦情解決制度のための連絡窓口を「CoC文書」に記載してもよい。その他の当事者は、要求することによって、苦情解決制度に関する情報にアクセスできるようにする。
- あらゆる「CoC材料」について提起された懸念は、「ASI苦情解決制度」によって調査できるようにするため、ASIに通知されなければならない。

概説

「CoC認証」を受けようとする「事業体」は、以下の事項を実施する必要がある。

- 企業の状況に適した、アルミニウムの責任ある調達に関する方針を策定または拡張すること。
- その方針をサプライヤーに通知するとともに、ウェブサイトへの掲載を検討すること。

- 「非CoC材料」のサプライヤーが責任ある調達に関する方針に不適合である場合のリスクを評価すること。
- その方針における問題に関するステークホルダーの懸念に対応できる苦情解決制度を策定または拡張すること。

まとめ：

- 鉱物および金属のサプライチェーンに対するデューデリジェンス慣行については、ステークホルダーおよび監督官庁からの期待が大きくなっている。
- 「非CoC材料」に対するデューデリジェンスは、「CoC認証」の幅広い信用性を強化している。
- 「CoC基準」は、全ての「事業体」に対して、方針、リスクアセスメントおよびリスクの軽減、苦情解決制度などの、デューデリジェンスシステムを確立するよう求めている。
- 「CoC基準」は、ASI「メンバー」または「事業体」に対して、他のASI「メンバー」または「事業体」からのみ調達することを要求していない（調達先については何も要求していない）。

C. CoC 材料会計および文書化

8. マスバランスシステム: CoC 材料および ASI アルミニウム

「マスバランスシステム」は、途切れのない「加工・流通過程の管理」を作り出すために、「CoC 材料」を扱う一連の「事業体」それぞれが「CoC」に「認証された」「事業体」となることを求めている。バリューチェーンのあらゆる段階で一定期間、「CoC 材料」を「非 CoC 材料」と混合することが認められている。「事業体」の「材料会計システム」を用いて、「CoC 材料」の割合に基づくインプットおよびアウトプットの記録および計算を行う。「CoC 基準」は、「CoC 材料」のアウトプットを『部分的に「CoC」』として割り当てることはできないと規定していることに留意されたい。たとえば、アウトプットの 20% が「CoC」である場合、その 20% は 100% 「CoC」となる（全てのアウトプットが『20% 「CoC」』となるわけではない）。

適用性

個別基準 8.1～8.11 は、示されているとおり、「CoC 材料」のインプットまたはアウトプットのある「事業体」に適用される。

サプライチェーン活動	CoC基準の個別基準の適用性										
	8.1	8.2	8.3	8.4	8.5	8.6	8.7	8.8	8.9	8.10	8.11
ボーキサイト採掘											
アルミナ精製											
アルミニウム製錬											
「アルミニウム再溶解／精製」											
鋳造工場											
鋳造後											

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「CoC 認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に一般的に適用可能である。

オレンジに着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に適用してもよい。

「事業体」の「CoC 認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI 保証マニュアルを参照されたい。

背景

「加工・流通過程の管理」は、調達または供給する材料に対する「事業体」の内部管理によって実施されている。「マスバランスシステム」による加工・流通過程の管理は、サプライチェーン全体にわたる「CoC 材料」のインプットおよびアウトプットに対する管理会計のためのシステムである。大部分の企業は、「CoC 材料」および「非 CoC 材料」の両方を扱っている。ASI のアプローチでは、「CoC 材料」のアウトプットが「CoC 材料」のインプットの比率を超えない限りにおいて、所定の期間にわたって、また、サプライチェーンのいずれの段階においても、「CoC 材料」および「非 CoC 材料」を混合することが許容される。

「マスバランスシステム」において重要な内部管理を以下に示す。

- どのインプットまたはアウトプットが「CoC材料」として適格であるかの判断（セクション3、4、5および6）
- 「CoC材料」のインプット率の決定およびそのアウトプットへの割り当てのための、定められた期間にわたる関連する計算および照合の実施（セクション8）
- 「CoC文書」および関連するクレームのために必要なデータ収集および伝達（セクション9、10および12）

各「事業体」がマスバランスモデルを施行するために重要な要素は、「材料会計システム」である。これは、「CoC材料」のインプットおよびアウトプットの管理および会計に使われる、「事業体」の「マネジメントシステム」（セクション1）の一部である。個別のシステムでもよいし、購買、加工フロー、在庫、会計、またはその他のシステムと統合されたシステムでもよい。

アルミニウムのバリューチェーンに関係する企業は、製造に対するインプットまたはアウトプットに関連する情報の大部分または全部を記録する『材料会計』システムをすでに備えていることが多い。そのシステムは、効果的な在庫管理およびワークフローを促進するため、品質管理のためのトレーサビリティシステムを構築するため、および企業の財務会計システムを補助するために使われる。多くの場合、そのような在庫および品質システムは、CoC「材料会計システム」に適合するように容易に改変することができる。

企業にとって最も単純な状況は、「CoC材料」だけを調達または供給することである。これは、たとえば「CoC認証」された鉱山がその生産物の全部を「ASIボーキサイト」として販売するような、大部分の鉱山に当てはまる。この種類の「事業体」については、インプットおよびアウトプットの比率が100%に固定されているので、割合に基づく計算は不要であり、インプット量およびアウトプット量について比較的単純な記録のみでよい。しかし、大多数の企業は、「CoC材料」および「非CoC材料」を混合して調達または供給しており、複数のサプライヤーおよび複雑なサプライチェーンがある。

セクション8は、「CoC材料」の割合に基づくインプットおよびアウトプットの記録および計算を行う材料会計管理を規定している。この規定は、「CoC材料」を扱う全ての「事業体」にわたって一貫性のあるアプローチを提供するために、少し詳細に述べられている。「メンバー」および監査人は、たとえば以下に示すような事項を考慮して、妥当な許容差を定義するべきである。

- 計量の精度、たとえば1トンまたは1kgに数値を丸めること
- 顧客の要求事項（内部または外部）
- 通常の業界慣行

「CoC材料」またはバリューチェーンの1つ以上の段階で適格となる材料と組み合わせて存在する、合金、めっき、コーティング、ラミネートまたは部品に含まれる他の金属、およびプラスチック、ガラス、塗料、農産物などの他の材料は、ASI「CoC基準」の適用範囲外であり、中立的な材料として扱われる。

「マスバランスシステム」アプローチは、「CoC材料」を扱う一連の「事業体」それぞれが「CoC認証」された「事業体」となるように求めていることに留意されたい。下流側のアルミニウムのユーザーがこれを達成することが困難である場合には、「マーケットクレジットシステム」が代替案として策定されており（セクション11参照）、「マスバランスシステム」アプローチを確立するための経路となりうる。

実施

『実施』セクションは、「CoC基準」の各個別基準を実施するための一般的なガイダンスを提供している。このガイダンスは、規範となるものではなく、情報および支援が必要な場合の出発点とみなされるべきである。

8.1 「事業体」の「マネジメントシステム」には、「CoC材料」および「非CoC材料」の「インプット量」および「アウトプット量」を質量で記録する「材料会計システム」が含まれていなければならない。

留意事項：

- 「材料会計システム」は、セクション1に規定された「事業体」の「マネジメントシステム」の一部を構成する。状況に応じて、「施設」レベルまたはグループまたは企業レベルで設定可能である。
- 「マネジメントシステム」は、「CoC材料」および「非CoC材料」の「インプット量」および「アウトプット量」を記録する。
 - 「インプット量」および「アウトプット量」は、「材料会計期間」における全てのインプットおよびアウトプットの合計である。これらは、出入りするそれぞれの「CoC文書」に記載されている情報を記録することによって、確実に決定される。
 - たとえばトン単位の質量のように、その材料の計測に適した形態で量を記録する。
 - 「インプット」（たとえばボーキサイト鉱山）または「アウトプット」（たとえば最終顧客）がゼロである場合には、それを記録する必要がある。
 - 鑄造工場以前（「鑄造工場」を含む）においては、インプットおよびアウトプットは、さまざまな形態の「CoC材料」であり、それらを区別する必要がある。たとえば、精製業者へのインプットはボーキサイトであり、アウトプットはアルミナである。
 - 同様に、「ASIアルミニウム」を複数の形態で調達または製造している「事業体」においては、その異なる形態を区別する必要がある（たとえば、鑄造インゴットと合金ホイール、薄板とプレス部品）。
- 「インプット率」の計算においては、「CoC材料」のインプットおよびアウトプットについて、共通の計測単位（多くの場合、質量）が必要であることに留意されたい。
 - アウトプット質量を決定する必要がある場合には、製品に含まれる「CoC材料」の正味質量（包装材またはその他の非「アルミニウム」材料を含まない）を計算する必要がある。その計算で使用した仮定を記録する。
 - 「鑄造後の事業体」は、「ASIアルミニウム」のインプットを複数の形態で調達しているかもしれない。たとえば、自動車会社は、エンジンブロック、ラジエーターチューブ、合金ホイール、薄板を調達しているだろう。それぞれのインプット量は、個別に記録される。「マスマンシステム」においては混合が発生しうるので、ある種類のインプットから別の種類のアウトプットへ「CoC材料」ステータスの再割り当てが起こる可能性がある。全体として、個別基準8.9が適用される。
- 既存の購買、加工フロー、在庫、会計またはその他のシステムが、「CoC基準」のための「材料会計システム」として機能する、または関連付けられるように、改変する方法を検討する。
- 特に、「CoC文書」（セクション9）および「クレジット証明書」（セクション10）に記載されたインプットおよびアウトプットデータとの関連付けおよび捕捉の方法を検討する。システムは、以下に示す項目を確実に実施できる必要がある。
 - 入荷した「CoC材料」の貨物が購入した材料の会計データと一致すること
 - 出荷する「CoC材料」の貨物が販売した材料の会計データと一致すること
 - このデータは、個別基準8.9によるマスマンシステムの照合に役立つ。

- 材料会計の目的においては、アルミニウムが90%以上、その他の成分が10%未満の合金は、100%「CoC材料」とみなされる。たとえば、その材料に含まれるアルミニウムの割合が、金属全体の90%にすぎない場合であっても、100%「CoC材料」となる。これは、他の合金成分が「CoC基準」の適用範囲外であり、中立的な材料とみなされるからである。したがって、必要とされるいずれかの質量計算にあたって、「CoC材料」のインプットまたはアウトプットの純度の変動を考慮する必要はない（ただし、上述のとおり、アルミニウムの正味質量を計算するのであって、包装材またはその他の材料は計算に入れない）。

8.2	「リサイクル済アルミニウム」製造のための「アルミニウム再溶解／精製」に従事する「事業体」は、さらに「リサイクル可能なスクラップ材料」についての以下の内訳を「材料会計システム」に記録するものとする。 a. 「ポストコンシューマスクラップ」の「インプット量」。 b. 「プレコンシューマスクラップ」の「インプット量」（合計）。 c. 「CoC 認証事業体」から直接供給された、「対象となるスクラップ」である「プレコンシューマスクラップ」の「インプット量」（該当する場合）。
-----	---

留意事項：

- この個別基準は、「リサイクル済アルミニウム」製造のための「アルミニウム再溶解／精製」に従事する「事業体」にのみ適用される。
- 「材料会計システム」においては、個別基準8.1の情報に加えて、「リサイクル可能なスクラップ材料」の「インプット量」について以下に示す内訳を記録する必要がある。
 - 「プレコンシューマスクラップ」（合計）。
 - 「対象となるスクラップ」である「プレコンシューマスクラップ」（すなわち、セクション4により「CoC文書」と共に「CoC認証事業体」から直接供給された場合、または内部で発生して個別基準8.8により「対象となるスクラップ」とみなされた場合）。
 - 「ポストコンシューマスクラップ」（「対象となるスクラップ」でもある）。
- この情報は、個別基準8.5に規定される計算に必要である。また、個別基準1.7(d)によりASI事務局にも報告される。

8.3	「事業体」の「材料会計システム」は、12 ヶ月以内の「材料会計期間」を定めるものとする。
-----	---

留意事項：

- 「材料会計期間」とは、「CoC材料」、「対象となるスクラップ」または「ASIクレジット」のインプットおよびアウトプットの会計処理および照合を行う期間である。
- 「材料会計システム」は、所定の期間（たとえば、月、四半期または年）にわたる「インプット率」が平均されるようにこの数値を設定する必要がある。
- 「事業体」は、最大12ヶ月の範囲内で「材料会計期間」を定めることができる。「CoC材料」と「非CoC材料」の供給比率の変動、「CoC材料」アウトプットまたはクレームの潜在需要の計画および管理に最適となる時間枠を考慮する。
- 「事業体」は自らの「材料会計期間」を自由に選択することができるが、ASIは、個別基準1.7における情報の報告について暦年を基準として要請している。「材料会計期間」の選択または「材料会計システム」の策定にあたって、暦年単位の集計および報告の合理化のために、このことを考慮する必要があるかもしれない。

- 8.4 「事業体」は規定の「材料会計期間」における「インプット率」を以下の計算式を用いて算出し、これを記録するものとする（セクション 8.5 に該当する場合を除く）。

$$\text{「インプット率」} = \frac{(\text{「CoC 材料」の「インプット量」}) \times 100}{(\text{「CoC 材料」の「インプット量」}) + (\text{「非 CoC 材料」の「インプット量」})}$$

分子と分母に用いる単位は同一としなければならない。

留意事項：

- 「インプット率」は、所定の「材料会計期間」に対して適用される。その計算には、「CoC 材料」および「非CoC材料」の「インプット量」（8.1による）を把握し、これらを上記の計算式に代入する必要がある。
 - 「事業体」が扱う「CoC材料」の種類によって、また、所望のアプローチによって、これはインプット／アウトプットの全体でもよいし、「CoC材料」の種類別でもよい。たとえば、さまざまな種類の半製品を扱う「鋳造後の事業体」は、より詳細なレベルの会計を実施することもある。詳細レベルについても、また、総計レベルについても、同じ原則を適用する。
- 分子と分母に用いる単位は同一としなければならないことに留意されたい。
- 「材料会計システム」においては「材料会計期間」に対する最終的な「インプット率」を決める必要があるが、当該期間内で定期的な記録を残していれば、期間内の「CoC材料」の需要と供給の変動を管理するのに有用である。
- 製品（アウトプット）を「ASIボーキサイト」として販売する資格のあるボーキサイト鉱山は、インプット率が100%とみなされる。製品が出荷前に他の製品と混合される場合には、他の発生源は、適用される「インプット率」の計算にあたって、状況に応じて「CoC材料」の「インプット量」または「非CoC材料」の「インプット量」のいずれかに分類される。
- 内部で発生したスクラップを再溶解する製錬業者が、関連する「対象となるスクラップ」の量を「CoC材料」として計算したい場合（個別基準8.8参照）には、個別基準8.5ではなく、個別基準8.4に従ってそのように計算することができる。

- 8.5 「アルミニウム再溶解／精製」に従事する「事業体」は、規定の「材料会計期間」における「インプット率」を以下の計算式を用いて算出し、これを記録するものとする。

$$\text{「インプット率」} = \frac{(\text{「対象となるスクラップ」の「インプット量」}) \times 100}{(\text{「リサイクル可能なスクラップ材料」の「インプット量」})}$$

分子と分母に用いる単位は同一としなければならない。「対象となるスクラップ」および「リサイクル可能なスクラップ材料」の「インプット量」は、アルミニウム含有量の評価に基づいていなければならない。

留意事項：

- この個別基準は、「リサイクル済アルミニウム」製造のための「アルミニウム再溶解／精製」に従事する「事業体」にのみ適用される。
- 「インプット率」は、所定の「材料会計期間」に対して適用される。その計算には、「対象となるスクラップ」および全ての「リサイクル可能なスクラップ材料」の「インプット量」（8.2による）を把握し、これらを上記の計算式に代入する必要がある。
- 分子と分母に用いる単位は同一としなければならないことに留意されたい。これは、この種類の「事業体」については、ほとんど全ての場合、質量である（たとえば、トン）。

- スクラップ材料は、さまざまな形態、およびさまざまな純度レベルで入荷し、場合によっては、他の材料や非金属と混合されているかもしれない。計算式で使われる「対象となるスクラップ」および「リサイクル可能なスクラップ材料」の「インプット量」は、入荷したスクラップ材料に対する妥当な評価に基づいて決定される必要がある。
 - これは、材料の品質が安定していることを根拠にしてもよい（通常のプレコンシューマスクラップの場合、および一部のポストコンシューマスクラップの場合（たとえば、飲料の空き缶など））。
 - その他の方法として、さらに加工した後、または溶解して分析した後、計算する必要があるかもしれない。
 - 上の8.1で述べたように、アルミニウムの純度を考慮する必要はないが、アルミニウムの成分とその他の非アルミニウム材料の割合は考慮する必要があることに留意されたい。すなわち、アルミニウム合金は、この個別基準に対する『アルミニウム含有量』の観点においては、全て「アルミニウム」だとみなすことができる。
- 「材料会計システム」においては「材料会計期間」に対する最終的な「インプット率」を決める必要があるが、当該期間内で定期的な記録を残していれば、この期間の「対象となるスクラップ材料」の供給変動を管理するのに有用である。

8.6 「事業体」は規定の「材料会計期間」における「インプット率」を用いて、「CoC材料」の「アウトプット量」を質量で判断するものとする。

留意事項：

- 「アウトプット量」は、8.4または8.5で計算された「インプット率」を使って判定される。システムがマスバランスアプローチに基づいているので、「インプット率」は、アウトプット率に等しい。したがって、全インプットの30%が「CoC材料」であれば、全アウトプットの30%を「CoC材料」に指定することができる。
- 8.1に関して、「アウトプット量」は、その材料の計測に適した形態で記録することができる。多くの場合、これは質量である。
 - アウトプット質量を決定する必要がある場合には、製品に含まれる「CoC材料」の正味質量（包装材またはその他の非「アルミニウム」材料を含まない）を計算する必要がある。その計算で使用した仮定を記録する。
- パーセントに基づくアプローチを採用する場合には、加工中の材料損失が自動的に考慮されている。

8.7 総製造量の一部をなす場合のある「CoC材料」の「アウトプット量」は、100%「CoC材料」として指定するものとする。

留意事項：

- 「CoC材料」の「アウトプット量」については、全て「CoC材料」（すなわち100%）として指定し、部分的には指定しない。
- すなわち、パーセントに基づくモデルにおいては、全ての製品が『部分的にASI』である（たとえば、『全ての当社製ビレットは50%ASIである』）というクレームを行うことはできない。
- この概念の説明を下の図に示す。



図12 - CoC材料アウトプットの指定方法

- 「アウトプット量」を質量ではなく個数で計算する場合、端数は1個単位に切り捨てる必要がある。

8.8 「事業体」が加工により「プレコンシューマスクラップ」を製造し、関連する部分を「対象となるスクラップ」として指定することを希望する場合、「事業体」は規定の「材料会計期間」における「インプット率」を用いて「対象となるスクラップ」の「アウトプット量」を判断するものとする。

留意事項：

- この個別基準は、加工により「プレコンシューマスクラップ」を製造し、（自社工場または他の「CoC認証事業体」の）「アルミニウム再溶解／精製」プロセスへのインプットとして「対象となるスクラップ」に指定しようとする「事業体」にのみ適用される。
 - 他の「事業体」へ移送される場合は、「CoC文書」が添付される（セクション9参照）。
- 「対象となるスクラップ」の量を決定する際には、8.4または8.5で計算した「インプット率」と同じ数値を使用し、それを「事業体」が製造した「プレコンシューマスクラップ」の総量に適用する。
- すなわち、インプット、アウトプットおよび発生するスクラップに対する「CoC材料」の割合を計算するとき、それぞれに同じ比率（「インプット率」）を使用する。
- この概念の説明を下の図に示す。

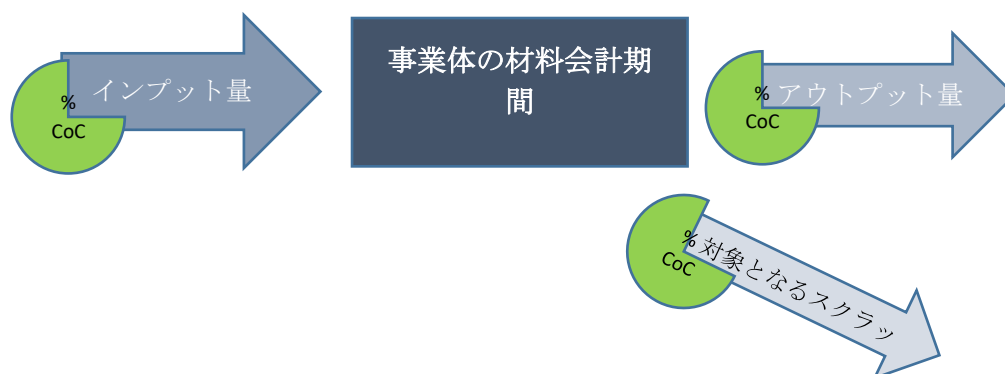


図13 - 内部で発生したスクラップから対象となるスクラップを指定する方法

- 次に、「対象となるスクラップ」は、「アルミニウム再溶解／精製」プロセスに対するインプットとして使用される。内部で発生したスクラップを再溶解する製錬業者は、個別基準8.4により、関連する「対象となるスクラップ」の量を「CoC材料」として計算することができる。これを下の図でシナリオ例によって説明する。

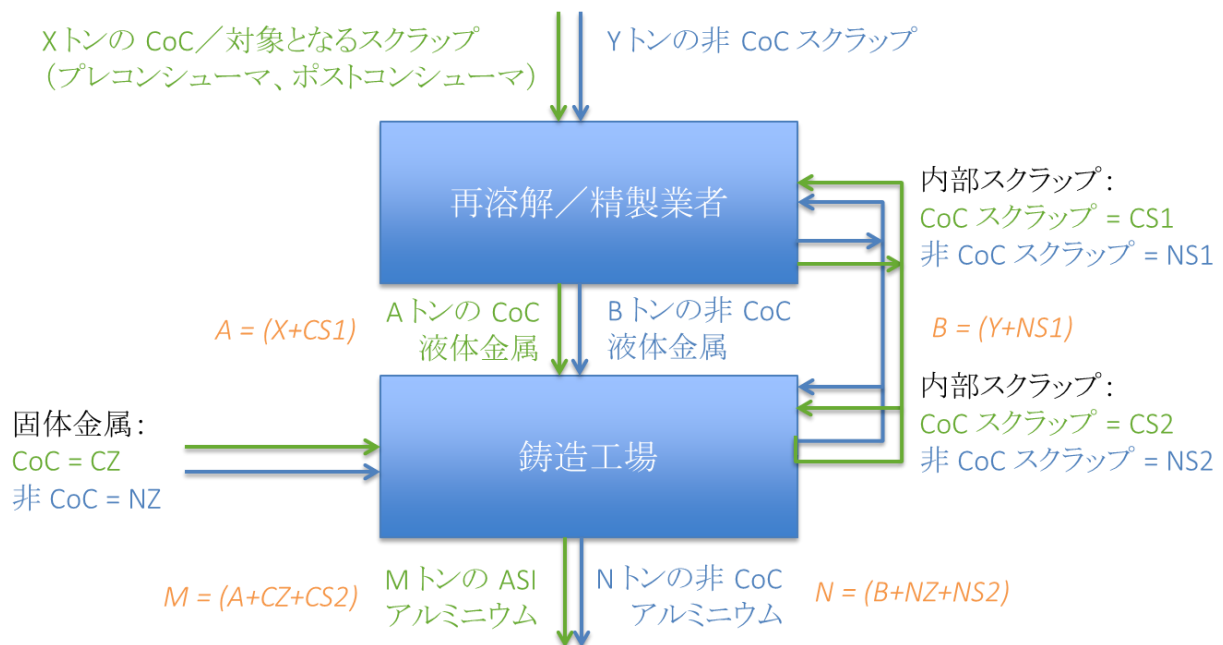
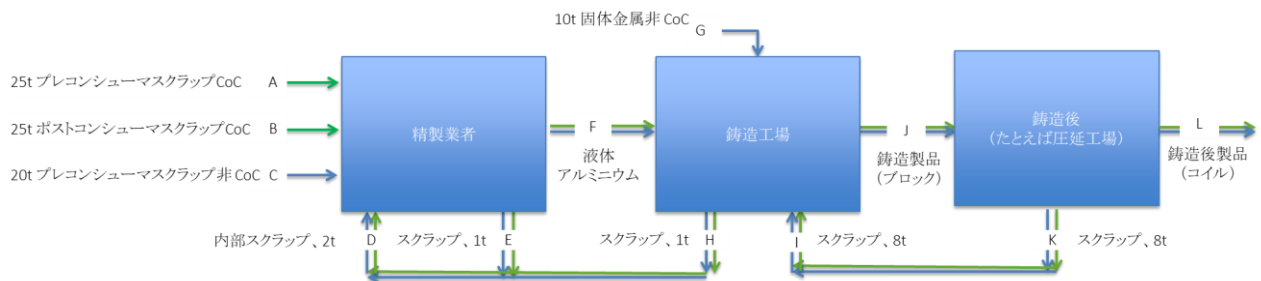


図14 - CoC材料および非CoC材料に対する再溶解業者/精製業者と鋳造工場間の金属フローの例

- 上の例は、再溶解/精製工程または鋳造工程で内部スクラップが発生する可能性を示している。CoCであるスクラップ（CSと表記）および非CoCスクラップ（NSと表記）の量を計算する際に、「インプット率」を使用する。
- その計算を以下に示す。
 - 再溶解業者/精製業者に対する「CoCスクラップ」の「インプット率」は、 $X/(X+Y) \times 100$ である。これを使って、再溶解/精製プロセスで発生するスクラップで、「CoCスクラップ」（CS1）として指定される量を計算することができる。
 - 鋳造工場への「ASI液体金属」の「インプット率」は、 $A/(A+B) \times 100$ である。これを使って、鋳造プロセスで発生するスクラップで、「CoCスクラップ」（CS2）として指定される量を計算することができる。
 - スクラップ材料の特性によっては、これらは必要に応じて再溶解業者/精製業者または鋳造工場に戻されることがあるが、CoC材料となる量（CS1+CS2）は、関連する「インプット率」によって決まっている。
- 「CoC材料」および「非CoC材料」の発生源を含むマスフロー、ならびに精製業者、「鋳造工場」および「鋳造後」の圧延工場間の混合フローについて、より詳細な例を以下に示す。このシナリオでは、それぞれのバッチにおいて（または所定の「材料会計システム」によって）、以下の状況が発生する。
 - 精製業者は、「CoC材料」である「プレコンシューマスクラップ」を25トン（Aの流れ）、「CoC材料」である「ポストコンシューマスクラップ」を25トン（Bの流れ）および「非CoC材料」である「プレコンシューマスクラップ」を20トン（Cの流れ）調達し、液体アルミニウムを71トン製造する（Fの流れ。計算されたインプット率に基づいて「CoC材料」および「非CoC材料」を含む）。ここでは、リサイクル可能なアルミニウムスクラップも使用され、また生成される（DおよびEの流れ。それぞれ「CoC材料」および「非CoC材料」を含む）。
 - 「鋳造工場」は、精製業者からの液体アルミニウム（Fの流れ）を使用し、さらに非CoCの固体アルミニウム10トン（Gの流れ）を追加して、鋳造ブロック（Jの流れ。「CoC材料」および「非CoC材料」を含む）を製造し、それが圧延工場に送られる。

ここでは、スクラップ（Hの流れ）が生成され、また、圧延工場で生成されたスクラップ（Iの流れ）がリサイクルされる。

- 圧延工場は、コイル80トンを製造する。そのうち50トンが「ASIアルミニウム」である。



流れの記号	説明	マスの流れ (トン)		
		CoC材料	非CoC材料	合計
A	精製業者へのプレコンシューマ CoC	25.0	0.0	25.0
B	精製業者へのポストコンシューマ CoC	25.0	0.0	25.0
C	精製業者へのプレコンシューマ非 CoC	0.0	20.0	20.0
D	精製業者への内部スクラップ	1.3	0.7	2.0
E	精製業者のスクラップ	0.7	0.3	1.0
F	鋳造工場への液体アルミニウム	50.6	20.4	71.0
G	鋳造工場への非CoC固体アルミニウム	0.0	10.0	10.0
H	鋳造工場のスクラップ	0.6	0.4	1.0
I	鋳造工場への鋳造後スクラップ	5.0	3.0	8.0
J	圧延工場への鋳造製品 (ブロック)	55.0	33.0	88.0
K	圧延工場のスクラップ	5.0	3.0	8.0
L	圧延製品	50.0	30.0	80.0

表および図の注記：

注1：緑の矢印はCoCの流れ、青の矢印は非CoCの流れを示す。

注2：A、B、CおよびGについては、「CoC材料」および「非CoC材料」の区別が必要である。

注3：%ASI液体金属=71.3%。

注4：%ASIアルミニウム=62.5%。

注5：斜体の数字は、図に記載された既知のインプットから計算または導出されたものである。

図15 - プレコンシューマおよびポストコンシューマスクラップを含む金属フローの例

8.9 「事業体」の「材料会計システム」は必ず、「CoC 材料」または「対象となるスクラップ」の総アウトプットが、「材料会計期間」における「CoC 材料」または「対象となるスクラップ」の総インプットに適用される「インプット率」を比例的に超えないようにするものとする。

留意事項：

- 「マスマネジメントシステム」の重要な原理の1つは、「CoC材料」または「対象となるスクラップ」のアウトプットは、「CoC材料」または「対象となるスクラップ」のインプットに比例しなければならないということである。
- 「材料会計システム」は、この記録と追跡において重要な役割を果たしている。
- 「CoC材料」のアウトプットについて、「インプット率」を使って計算すること、および「CoC材料」のインプットの比率を超えないようにすることは、「事業体」の重要な管理責任である。
- インプットおよびアウトプットを定期的に照合することは、「事業体」が「材料会計期間」において正しい進路を維持するのに役立つ。

8.10 「CoC 材料」が規定の「材料会計期間」内に「事業体」に納品される契約であったが、不可抗力事由が発生した場合、「事業体」の「材料会計システム」は「内部オーバードロー」を次の「材料会計期間」へ繰り越すことができる。

- a. 「内部オーバードロー」は、「材料会計期間」における「CoC 材料」の総「インプット量」の 20%を超えてはならない。
- b. 「内部オーバードロー」は、不可抗力事由に影響を受けた「CoC 材料」の量を超えてはならない。
- c. ある「材料会計期間」で発生し、次の「材料会計期間」へ繰り越された「プラス残高」は、取り崩さない場合、後者の「材料会計期間」末で失効する。

留意事項：

- 「内部オーバードロー」とは、「事業体」の「材料会計システム」が、「材料会計期間」内で「アウトプット量」が「インプット量」を一時的に超過する状態を許可した場合である。
- 「内部オーバードロー」は、「CoC材料」が「事業体」に納品される契約であったが、不可抗力事由により納期どおりに納品されなかった場合にのみ許容される。
 - 不可抗力事由とは、「事業体」の管理の及ばない状況であり、サプライヤーの閉鎖、または事故、ストライキ、悪天候もしくは類似の状況による納品予定の遅延などがある。
- さらに、「内部オーバードロー」という概念は、「事業体」が製造する「CoC材料」を次の顧客に納品するという既存の契約が、不可抗力事由によって実施できない場合に限り適用される。
- 「内部オーバードロー」の個別基準は、「材料会計期間」内の予想外の需要に対応するための手段として意図されたものではない。
- 「内部オーバードロー」を採用する場合には、次の「材料会計期間」内で精算できなければならない。また、その量については、現在の「材料会計期間」における「CoC材料」の総「インプット量」の20%を超えてはならない。
 - この制限値は、「内部オーバードロー」が次の期に精算できない状況を避けるためのものである。

8.11 「材料会計期間」末時点で、「事業体」の「CoC 材料」のアウトプットが「プラス残高」である場合、これを次の「材料会計期間」に繰り越すことができる。

- a. 「事業体」の「材料会計システム」は、全ての「プラス残高」の繰り越しを明記しなければならない。
- b. ある「材料会計期間」で発生し、次の「材料会計期間」へ繰り越された「プラス残高」は、取り崩さない場合、後者の「材料会計期間」末で失効する。

留意事項：

- 「プラス残高」は、「材料会計期間」末時点において、「事業体」の「CoC材料」または「対象となるスクラップ」のインプットの総計が、「事業体」から他の「事業体」へ譲渡された「CoC材料」または「ASIクレジット」の総計を上回る場合の正味差異である。
 - この状況は、その期間内に「事業体」が製造した「CoC材料」に対して、顧客が不足している場合に発生する。すなわち、供給が需要を上回っている状態である。
- 「CoC材料」の「プラス残高」は、次の「材料会計期間」へ繰り越すことができる。
- 鋳造工場については、「CoC材料」の「プラス残高」は、次の「材料会計期間」へ繰り越して「ASIクレジット」に割り当てることができる。
 - 「ASIクレジット」は、1つの「材料会計期間」内に発行および割り当てを行わなければならない、繰り越すことはできない。「ASIクレジット」の詳細については、セクション11を参照されたい。
- 「CoC材料」の「プラス残高」は、次の「材料会計期間」内に取り崩さない場合、当該期末で失効する。
- 「材料会計システム」は、繰り越された「プラス残高」の取り崩しまたは失効について、文書に記録しなければならない。

概説

企業は、管理する材料の測定、追跡、照合のために構築済みの、関連するITおよびデータマネジメントシステムをレビューし、そのシステムを「CoC基準」のための「材料会計システム」として利用できるように拡張または改変する方法を検討する必要がある。

「CoC基準」への適合を維持するための内部システムおよび管理に関する効果的な従業員教育は、既存システムを大幅に改変した場合には特に重要である。

小規模企業の場合、内部管理システムは、高価または高度なシステムを伴う必要はないことに留意するべきである。単純なシステム（たとえばエクセルスプレッドシート）を利用している小規模企業は、容易に「CoC基準」に適合することができる。ただし、手作業のデータ入力を多用するシステムは、誤りが発生しやすい。そのようなシステムが不十分である場合、または、企業の規模に見合ったものでない場合には、その使用を最小限にする、または移行のための部分的使用に限定するべきである。

まとめ：

- 「CoC基準」は「マスバランスシステム」を採用しているが、その場合、パーセントベースで「アウトプット量」が「インプット量」を超えてはならない。
- 「材料会計システム」は、「CoC材料」のインプットおよびアウトプットを経時的に記録し、照合できなければならない。
- 「CoC材料」が製品全体にわたって広がるのではなく、製品の適切な部分に割り当てられるようにして、「CoC材料」の「アウトプット量」は、『100%』「CoC材料」として指定されなければならない。
- 大部分の企業は、すでに材料会計に関する基本的な要求事項を満たしているが、「CoC基準」に適合するためにいくつかの調整が必要になることがある。

9. CoC 文書の発行

「マスバランスシステム」は、「CoC 材料」の出荷時に、正確な「CoC」に関する情報を添付することにより支えられている。「CoC 基準」において、要求される一連の「CoC」に関する情報を、「CoC 文書」という（テンプレートは「CoC 基準」別紙1）。「事業体」は、売上請求書や出荷書類などの通常の出荷プロセスに「CoC」に関する情報を織り込むことがよくある。追加のデータおよび情報を企業の裁量で「CoC 文書」に含めることもできるが、正確かつ検証可能なものでなければならない。

適用性

個別基準 9.1～9.6 は、「CoC 材料」を他の「事業体」へ出荷する全ての「事業体」に適用される。

サプライチェーン活動	CoC基準の個別基準の適用性					
	9.1	9.2	9.3	9.4	9.5	9.6
ボーキサイト採掘						
アルミナ精製						
アルミニウム製錬						
「アルミニウム再溶解／精製」						
鋳造工場						
鋳造後						

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「CoC 認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に一般的に適用可能である。

オレンジに着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に適用してもよい。

「事業体」の「CoC 認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI 保証マニュアルを参照されたい。

背景

ある「事業体」から他の「事業体」へ物理的なアルミニウムが出荷される際に、「加工・流通過程の管理」を開始または継続するためのしくみが必要である。「CoC 文書」は、「CoC 材料」の出荷に関連する情報およびサプライチェーンを移動する過程における一連の管理を記録し、それによって「加工・流通過程の管理」を構築するために使われる。

「CoC 文書」に記載される情報は、「CoC 基準」のセクション8に規定された「事業体」の「材料会計システム」によって裏付けられなければならない。「マスバランスシステム」においては、所定の「材料会計期間」にわたって計算された割合のアウトプットについて、「CoC 材料」として指定することができる。「CoC 材料」に関連する情報は、バリューチェーンの次の顧客に伝達されなければならない。

企業は、顧客に関連する追加のデータまたは情報についても伝達したい場合がある。「CoC 基準」は、それを2種類に分類している。「持続可能性データ」と「補足情報」である。

「CoC 文書」は、「CoC 材料」の企業間の移転を対象としており、これには「外部委託先」への、または「外部委託先」からの移転を含む。「CoC 文書」は「マーケットクレジットシステム」（セクシ

ョン11参照)には使用できない。消費者向けを含む、より一般的なマーケティングおよびコミュニケーションについては、「CoC基準」のセクション12を参照されたい。

実施

『実施』セクションは、「CoC基準」の各個別基準を実施するための一般的なガイダンスを提供している。このガイダンスは、規範となるものではなく、情報および支援が必要な場合の出発点とみなされるべきである。

9.1 「事業体」は、他の「CoC 認証事業体」または「外部委託先」に発送される「CoC 材料」の出荷または搬送時には毎回必ず「CoC 文書」を添付するものとする。

留意事項：

- 異なる企業の間で「加工・流通過程の管理」を維持するためには、「CoC文書」を発行する必要がある。これは、個別の文書（テンプレートが「CoC基準」別紙1に示されている）でもよいし、そのかわりに、必要な情報を「事業体」の通常の送り状または出荷書類に盛り込んでよい。
- 理想的には、「CoC文書」は「CoC材料」のそれぞれの出荷または搬送に添付されるべきである。
- それが不可能な場合、「CoC文書」は別に提供されなければならない（たとえば電子メールまたはセキュアなウェブサイトでのダウンロード）。この「CoC文書」には、受領した「事業体」が「CoC文書」と対応する「CoC材料」とを関連付けるために必要な情報が記載されている必要がある。
 - たとえば、「CoC文書」には、積荷そのものに付けられた参照番号、または出荷書類に記載された参照番号を記載してもよい。
- 「事業体」が「CoC材料」を調達することのみに関心があり、次の事業体にCoCクレームを伝えるつもりがない場合は、その後「CoC材料」の経路がないので、「CoC文書」を発行する必要はない。
- 「事業体」の内部での搬送については、関係する「施設」が同じ「CoC認証範囲」に含まれるならば、「CoC文書」は任意である。
 - 「事業体」の内部システムの特性によって、内部での搬送に対する「CoC文書」が正しい記録および会計の要求事項を裏付けるのに役立つこともあるし、それが不必要なこともある。
- 「外部委託先」が「CoC材料」を次の他の顧客に出荷する場合、「事業体」は、確実にその「外部委託先」が「CoC文書」に必要な手続を十分に理解し、それに従うようにする必要がある。
 - 「外部委託先」は「事業体」の「CoC認証範囲」に含まれているので、「事業体」は「外部委託先」の基準適合に対して責任がある。

9.2 「事業体」は、「CoC 文書」には少なくとも以下の情報を必ず含めなければならない。

- a. 「CoC 文書」の発行日。
- b. 検証できるよう「事業体」の「材料会計システム」に関連付けられている、「CoC 文書」の参照番号。
- c. 「CoC 文書」を発行する「事業体」の識別情報、所在地および「CoC 認証」番号。
- d. 「CoC 材料」を受領する顧客の識別情報および所在地。さらに、顧客も「CoC 認証事業体」である場合、その「CoC 認証」番号。
- e. 「CoC 文書」内の情報を確認できる、「事業体」の担当者。

- f. 『「CoC 文書」記載の情報が ASI「CoC 基準」に合致している』と確認する旨の宣言。
- g. 積荷内の「CoC 材料」の種類。
- h. 積荷内の「CoC 材料」の質量。
- i. 積荷内の全材料の質量。

留意事項：

- 個別基準9.2は、個別の文書であるか他の文書に盛り込まれたものであるかを問わず、全ての「CoC文書」に必要な情報を示している。
- 「事業体」は、必要な要素が全て記載されているならば、「CoC基準」別紙1に示されたテンプレートではなく、独自の書式を使用してもよい。記載済みのテンプレートの例を下に示す。
- 「事業体」の「材料会計システム」は、発行された全ての「CoC文書」について内部参照番号を記録する必要がある（9.2b）。これは、トレーサビリティのためである。
 - 利用できるさまざまな参照番号がすでに存在している。「事業体」は、自社に最適なものを選ぶべきである。妥当な番号の例として、製品追跡番号、注文番号、販売文書／送り状番号などがある。権利がある数量よりも多くの「CoC材料」のクレームを行っていないことが保証できるように、数量の管理および説明に役立つ参照番号を選択することが重要である。
- 同じ出荷において異なる形態の「CoC材料」を出荷する場合（たとえば、異なる種類の「铸造製品」）、その異なる種類を注記するべきである。これにより、受領者は、積荷を「CoC文書」と比較して確認できる。
- 製品が複数の材料から作られる場合、アルミニウムの質量（9.2hおよび9.2i）は、積荷の全質量の一部である。材料会計システムには、標準的製品に対するアルミニウムの質量（kgまたはトン単位）に関する情報を含めておくことを検討する。これは、積荷の合計質量／製品の質量×個数に基づいて、各出荷に対する計算を自動化するのに役立つ。そうすれば、「CoC材料」の質量は、「材料会計システム」の残高から、どれをどの出荷／顧客に割り当てるかによって決定される。
- 「事業体」の責任者を指名しておく必要がある。責任者は、「CoC文書」の問題について監督する責任があり、検証の要請がある場合の連絡先となる。
 - 「事業体」によっては、「CoC文書」に承認情報（たとえば署名または電子署名）を追加することもあるが、これは強制ではない。
- 現在の「ASIメンバー」およびその認証状況は、メンバーシップクラス別にASIウェブサイトに掲載されている。 <http://aluminium-stewardship.org/about-asi/current-members/>

- 9.3 「事業体」が以下のうち1つまたはそれ以上の活動に従事している場合、その「CoC 文書」に関する「CoC 文書」には該当する「持続可能性データ」も含めてよい。
- a. 「アルミニウム製錬」または「アルミニウム再溶解／精製」に従事する、または「铸造工場」を操業する「事業体」：「材料会計期間」中の「ASI アルミニウム」の製造による、「ASI アルミニウム」1メートルトンごとの CO2 換算トン単位での平均「GHG」排出原単位（スコープ 1 およびスコープ 2）。「铸造工場」からの排出量を含む。
 - b. 「铸造後の事業体」：算出可能である場合、「ASI アルミニウム」1メートルトンごとの CO2 換算トン単位での平均「GHG」排出原単位（スコープ 1 および 2）。受領した「CoC 文書」の 9.3a に記載の情報に基づいて算出する。
 - c. 「铸造後の事業体」：「CoC 文書」を発行する「事業体」または「施設」の、ASI「パフォーマンス基準」における ASI「認証」ステータス。

留意事項：

- ASI「CoC基準」の重要な特徴としては、各関係者および「CoC材料」に関する情報の他に、可能な場合、関連する持続可能性データを提供できるという点が挙げられる。ASI「CoC基準」は、リサイクルではない1回目の製造におけるGHG排出原単位および「鋳造工場」の「認証」を対象としている。
- 「アルミニウム製錬」または「アルミニウム再溶解／精製」に従事する、または「鋳造工場」を操業する「事業体」は、「CoC文書」を発行し、9.3(a)のデータを記載することができる。多くの場合、「ASIアルミニウム」について「CoC文書」を発行するのは、「事業体」の「鋳造工場」（通常は同じ「CoC認証範囲」にある）だろう。
 - 「アルミニウム製錬」についてGHG排出原単位の計算に使われる方法は、国際アルミニウム協会（IAI）およびGHGプロトコルが開発したガイダンスおよび計算ツールである。
 - 「事業体」はIAIの方法を使わなければならない。またはIAIの方法との重要な差異を説明した上で、IAIと整合性のある方法を使わなければならない。整合性のある別の方法を使用するのは、一部の法規制による状況に対応して、より良質なデータのインプットを可能にするためである。
 - アルミニウム製錬業者からのCO₂およびPFC排出量を決定するためのIAIの方法は、プロセスパラメータに基づく計算である。アルミニウム製錬業者のGHG排出量を直接計測する方法があるが、現在ではその用途が限定されている。
 - 「事業体」全体での一貫性のため、その調達が直接であるか間接であるかに関わらず、アノード製造、発電、製行する準備として、企業は錬（電気分解）、および鋳造に関連する排出を全て計算に含めなければならない。すなわち、アノード製造および鋳造に関連する排出は、それがスコープ3の定義に該当する場合であっても、計算に含めなければならない。
 - [注：IAIはスコープ2の排出に対するデータおよび計算についてのさらなるガイダンスを策定中である。それが入手でき次第、参照する予定である。]
 - 1つの認証範囲に複数の「アルミニウム製錬」または「アルミニウム再溶解／精製」施設が存在する場合、これらの施設にわたるGHG排出原単位の平均は、複数の施設にわたるマスマルバランスモデル利用と整合が取れている必要がある。平均を採用する場合、
 - 平均は、「ASIアルミニウム」の要素だけではなく、これらの施設からのGHG排出量の総計および生産量総計に基づかなければならない。
 - 「CoC文書」の情報において、その数値が計算された平均であることを記載しなければならない。たとえば、下の図17では、『5.7（2つの製錬施設の平均）』と記載することになる。
 - 「アルミニウム再溶解／精製」については、データは自らのプロセスに関連するものだけに限られる。処理対象となるスクラップ材料の前回の製造によるGHGデータは無関係である。
- 「鋳造後の事業体」が「ASIアルミニウム」について受領したGHG情報をサプライチェーンの次の事業体に伝えることができる場合、9.3(b)のデータを含めてもよい。GHG排出原単位が異なる、複数の「ASIアルミニウム」の発生源を扱う場合は、単純平均では平均値を算出できないので注意が必要である。
 - 複数の発生源からの「ASIアルミニウム」（たとえば、「液体金属」と「固体金属」、または異なるサプライヤーからの「ASIアルミニウム」）を混合した場合のGHG排出原単位は、混合物に含まれる各インプットに比例した平均値として計算しなければならない。平均排出原単位は、各発生源からのGHG排出量の総計を、混合物に含まれるアルミニウムの量の総計で除算して計算しなければならない。
 - 最初の「材料会計期間」については、「ASIアルミニウム」インプットのGHG排出量は時間とともに変化することがあるので、その期間全体にわたるデータの信頼性を

考慮する。もしかするとこのデータは、前の「材料会計期間」に計算された数値全体を使用するラグデータとして、将来、提供される可能性がある。

- 「鋳造後の事業体」は、「パフォーマンス基準」についてのASI「認証」情報へのリンク（認証済みの場合）、またはこの認証に適用される期限の日付を記載するべきである。後者の期限は、ASI加入後2年以内またはASI「認証」プログラム開始後2年以内のいずれか遅い方である。

9.4 「CoC 文書」に「事業体」または「CoC 材料」に関する「補足情報」が含まれる場合、「事業体」は必ず、客観的なエビデンスによりその「補足情報」の裏付けができるようにするものとする。

留意事項：

- 「補足情報」は、「事業体」の裁量により「CoC文書」に記載することができる。一般的には、その情報は「ASI基準」に関連するものである。
- 全ての「補足情報」は、「CoC文書」で通知された、または「事業体」が保有し要請があれば「ASI認定監査人」に提示できる、客観的なエビデンスによって裏付けられる必要がある。
- 「補足情報」の例を以下に示す。
 - 「CoC文書」が積荷に物理的に添付されていない場合（たとえば6.1(c)）、「補足情報」としては、受領した「事業体」が「CoC文書」と対応する「CoC材料」とを関連付けるための、出荷識別番号または「鋳造工場」の記号または参照番号がありうる。
 - 「CoC材料」または「事業体」に適用される、一般に認められた国家標準または国際標準に関するその他の認証または認定（ASI「認証」を除く）。適用される標準が特定されている必要があり、「事業体」はその適合の客観的なエビデンス（たとえば適用される認証書）を記録する必要がある。たとえば、一部の顧客については、ISO認証または同様のものが関係する可能性がある。
 - 原産地、調達先、サプライチェーンにおける慣行に関するその他のクレーム。そのクレームは、「ASI認定監査人」によって監査されるので、それが真実であり、明確で疑念のない客観的なエビデンスによって裏付けられる必要があることに留意されたい。その例としては、「CoC材料」の原産国、アルミニウムの素材管理へのアプローチ、カーボンオフセットの利用などがある。
 - 「CoC文書」の受領者に対するその他の関連する情報。たとえば、「事業体」の責任ある調達方針のウェブサイトへのリンク、「事業体」の苦情解決制度の連絡先（ウェブサイトで公表されていない場合（個別基準7.3））、公開されている報告書（たとえば、持続可能性報告書）、または事業に関する一般的な情報。
- 誤解を招くまたは虚偽的なクレームは、企業の名声に重大なリスクをもたらし、虚偽的な広告または報告を禁止する法令への違反という問題も発生することがある。「補足情報」について第三者によって特定された問題は、ASIに通知されなければならない。クレームに関する一般的な原則については、ASIクレームガイドを参照されたい。

9.5 「事業体」は、「事業体」が発行する「CoC 文書」内の情報を検証する合理的な要請に必ず対応できるようにするためのシステムを実施するものとする。

留意事項：

- 「CoC文書」で指定された責任者は、多くの場合、最初の問い合わせ先になる。
- 「CoC文書」の検証要求の取り扱い方法について、あらかじめ準備することを検討しておくべきである。

- 特に「CoC文書」が物理的に積荷に添付されていない場合、「事業体」は、「CoC文書」のコピーを提供するか、または、記載された情報を検証する必要があることに留意されたい。
- 顧客の内部での記録管理が不十分であるため、顧客が「CoC文書」の追加交付を要求した場合、顧客のシステムに問題があることを示しているのかもしれない。そのような要求が不適切である場合、「事業体」はその都度対応する義務はない。この種の状況は、ASIに通知されなければならない。

9.6 「CoC 材料」の出荷後に誤りが発見された場合、「事業体」および受領当事者はその誤りおよび合意された是正措置を文書に記録し、かつ再発防止措置を施行するものとする。

留意事項：

- ときには「CoC材料」が出荷された後で、「事業体」または受領当事者によって、誤りが発見されることがある。
- サプライヤーによって発見された誤りは、速やかに受領企業に通知され、両当事者が合意した是正措置によって是正されなければならない。
- その選択肢の例を以下に示す。
 - 積荷を返品し、「CoC文書」を破棄する。
 - 積荷をそのまま保持し、「CoC文書」を破棄する。
 - 当初の文書を破棄し、訂正された「CoC文書」で置き換える。
- あらゆる誤りについての記録全体および合意された是正措置は、将来の監査のために、両当事者によって記録されなければならない。

誤りの原因を調査し、適切な是正措置を特定し実施する必要がある。これは、誤りの根本原因に対応し、将来の再発を防止するためである。是正措置の実施は、有効性についてもレビューする必要がある。

「CoC文書」に必須および任意の情報の例を以下に示す。

ASI CoC 文書			
この CoC 文書に記載の情報は ASI CoC 基準に合致している。			
発行日：	2016 年 7 月 11 日	参照番号：	58403890
発行元事業体		受領先顧客	
会社名：	アクメアルミナ	会社名：	1886 製錬会社
所在地：	1000 Element Rd, Peel, Wa, australia	所在地：	2 Hall-Heroult Avenue, Crystal Falls, Quebec, Canada
ASI CoC 認証番号：	C00015	ASI CoC 認証番号 (該 当する場合)：	C00037
担当者：	ジャン・ロジャーズ 販売部長	担当者：	ピエール・チボー 受入部
CoC 材料一種類 (該当するものにチェック)			
	「ASI ボーキサイト」		
X	「ASI アルミナ」		
	「ASI 液体金属」		
	「ASI 固体金属」		
	「ASI アルミニウム」		
CoC 材料			
材料の形態	積荷内の CoC 材料の 質量：	全積荷の質量：	測定単位
アルミナ	100,000	200,000	トン
持続可能性データ (任意)			
鑄造工場—ASI アルミニウムの平均 GHG 排出 原単位 (アルミニウム 1 メートルトンごとの CO2 換算トン)			
鑄造後処理—ASI アルミニウムの平均 GHG 排 出原単位 (アルミニウム 1 メートルトンごと の CO2 換算トン)			
鑄造後処理—ASI 認証ステータス (ASI パフォー マンス基準による)			
補足情報 (任意)			
アクメアルミナは ISO 14001 の認証を受けています。 当社の責任ある調達方針は以下の URL で閲覧できます。 www.acmealumina.com/responsible_sourcing			

図 16 - 架空のアルミナ精製業者の CoC 文書の例

ASI CoC 文書 この CoC 文書に記載の情報は ASI CoC 基準に合致している。			
発行日：	2016 年 7 月 29 日	参照番号：	98904280
発行元事業体		受領先顧客	
会社名：	1886 製錬会社	会社名：	ローラーズユナイテッド
所在地：	2 Hall-Heroult Avenue, Crystal Falls, Quebec, Canada	所在地：	Lot 1100, Metals Park, Dearborn, Mi, USA
ASI CoC 認証番号：	C00037	ASI CoC 認証番号 (該当する場合)：	C00059
担当者：	アン＝ロール・マルタン	担当者：	マシュー・ジョンソン
CoC 材料一種類 (該当するものにチェック)			
	「ASI ボーキサイト」		
	「ASI アルミナ」		
	「ASI 液体金属」		
	「ASI 固体金属」		
X	「ASI アルミニウム」		
CoC 材料			
材料の形態	積荷内の CoC 材料の質量：	全積荷の質量：	測定単位
圧延スラブ	2000	2000	トン
持続可能性データ (任意)			
鋳造工場－ASI アルミニウムの平均 GHG 排出原単位 (アルミニウム 1 メートルトンごとの CO2 換算トン)		5.7	
鋳造後処理－ASI アルミニウムの平均 GHG 排出原単位 (アルミニウム 1 メートルトンごとの CO2 換算トン)			
鋳造後処理－ASI 認証ステータス (ASI パフォーマンス基準による)			
補足情報 (任意)			
当社の責任ある調達方針は以下の URL で閲覧できます。 www.1886smelting.com/responsible_sourcing			

図 17 - 製錬業者に付随する架空の鋳造工場の CoC 文書の例

概説

CoC搬送文書を発行する準備として、企業は以下の事項を実施するべきである。

- 既存の内部システムをレビューし、「CoC文書」作成を一体化する、または合理化するために改変できるかどうか検討すること。
- 「CoC文書」を監督および承認する責任者を任命すること。

まとめ：

- 他の企業へ搬送される「CoC材料」は、CoCステータスを維持するためには、その材料に対する「CoC文書」が添付されていなければならない。
- 「CoC文書」は、重要な情報を受領者に提供する。受領者は、サプライチェーンの次の「事業体」に自らのCoCステータスを表明する際に、その情報を必要とする。
- 「CoC文書」のテンプレートは、独立した文書として容易に利用できるように提供されている。あるいは、必要な情報およびプロセスを、「事業体」が自社の内部プロセスに織り込むこともできる。
- 「CoC文書」は、材料会計システムにおいて有益であれば、「事業体」の1つの事業における異なる部門での内部搬送についても発行できる。ただし、それは任意である。

10. 「CoC」文書の受領

「CoC 材料」を受領する「事業体」は、サプライヤーが発行し添付した「CoC 文書」（セクション9）も受領することとなる。この情報を確認し、記録することで、「マスバランスシステム」の正確性と信頼性を裏付けることができる。

適用性

個別基準 10.1～10.4 は、「CoC 材料」を受領する「事業体」に適用される。

サプライチェーン活動	CoC基準の個別基準の適用性			
	10.1	10.2	10.3	10.4
ボーキサイト採掘				
アルミナ精製				
アルミニウム製錬				
「アルミニウム再溶解／精製」				
鑄造工場				
鑄造後				

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「CoC認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に一般的に適用可能である。

オレンジに着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に適用してもよい。

「事業体」の「CoC認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI保証マニュアルを参照されたい。

背景

「CoC認証事業体」が発行した「CoC文書」（セクション9）は、出荷された「CoC材料」と共に顧客によって受領される。

その材料に対する「加工・流通過程の管理」を継続するためには、受領した「事業体」が、「CoC文書」に記載された関連する情報を確認し記録する必要がある。関連する情報を確認し記録することにより、「CoC材料」に対する「事業体」の材料会計の正確性と信頼性を裏付けることができる。

「CoC文書」を受領した際には、以下に示す確認を実施する必要がある。

- 完全性
- 整合性
- 検証

受領した全ての「CoC文書」について記録することが重要である。紛失した文書は、その文書を発行した「事業体」から取得することができるが、「事業体」はコピーが必要となる理由に納得する必要があり、あらゆる状況においてコピーを提供する義務はない。監査の際に、「CoC材料」を紛失したという証拠があった場合、またはすでに発行された文書を紛失してコピーを要求することを繰り返している場合、「CoC基準」への重大な不適合となり、認証が取り消される可能性がある。

実施

『実施』セクションは、「CoC基準」の各個別基準を実施するための一般的なガイダンスを提供している。このガイダンスは、規範となるものではなく、情報および支援が必要な場合の出発点とみなされるべきである。

10.1 「事業体」は受領した「CoC 文書」内に、個別基準 9.2 および 9.3 に規定の全ての必要な情報が含まれているかを検証するものとする。

留意事項：

- 個別基準10.1は、個別基準9.2および9.3に規定された必要な情報が全て「CoC文書」に記載されているか、という完全性の確認である。
- サプライヤーの種類がわかっているならば、9.3で必要とされる情報が記載されているかどうか評価するのに役立つ。不明であれば、サプライヤーに尋ねるとよい。

10.2 「事業体」は、情報を「材料会計システム」に記録する前に、受領した「CoC 文書」が、添付の「CoC 材料」または「対象となるスクラップ」と一致しているかを検証するものとする。

留意事項：

- 個別基準10.2は、「CoC文書」に記載された情報と供給された材料または製品と整合が取れているか（たとえば、材料の種類、質量）、という整合性の確認である。
- 整合性および完全性の確認が終わると、「事業体」は、その情報を、「CoC材料」のインプットとして自社の「材料会計システム」に記録する必要がある。
- 「CoC材料」の輸送中に物理的な取り違えがあつて、入荷品が注文と一致しない場合は、個別基準10.4が適用される。

10.3 「事業体」はASIのウェブサイト定期的に確認し、サプライヤーのASI「CoC 認証」の有効性と範囲を検証するとともに、供給される「CoC 材料」または「対象となるスクラップ」のステータスに影響を与える可能性のある変更がないを確認するものとする。

留意事項：

- 個別基準10.3は、サプライヤーのASI「CoC認証」状況が有効であることを確かめる検証確認である。
- サプライヤーのASI「認証」が最新であること、認証範囲が材料の種類または供給する施設を対象としていることを検証する。
- 現在の「ASIメンバー」およびその認証状況は、メンバーシップクラス別にASIウェブサイトに掲載されている。<http://aluminium-stewardship.org/about-asi/current-members/>
- 「事業体」の内部手続としては、最初の入荷について、その後は定期的に（たとえば、n回目の入荷のたびに、または四半期ごと）、さらには認証の更新予定の前後に、義務的確認を指定するとよいだろう。
- 場合によっては、サプライヤーの「認証」（「パフォーマンス基準」または「CoC基準」）が保留または棄却されることがある。「認証」ステータス変更の発効日は、保留の日、または対応する「認証」期間の最終日（いずれか該当する日）である。「事業体」が「CoC材料」を供給する能力への影響は、ASIウェブサイトにおいて通知される。
 - 発効日より前に供給された「CoC材料」は、この「事業体」の「認証」ステータス変更に影響されない。その「CoC材料」が供給された時点では、まだ「認証」が有効だったからである。サプライチェーンの以後の「事業体」は、この発効以前の「CoC材料」について、遡及して自社の材料会計システムから『控除』することは期待されていない。

- しかし、その日付以降にその「事業体」から供給された材料は、関連する「認証」が更新されるまではASI「認証」の裏付けがない。

10.4 「CoC 材料」または「対象となるスクラップ」の受領後に誤りが発見された場合、「事業体」および出荷当事者はその誤りおよび合意された是正措置を文書に記録し、かつ再発防止措置を施行するものとする。

留意事項：

- 受領当事者に対する個別基準10.4は、発行当事者に対する個別基準9.6と酷似している。
- ここでは、受領当事者の確認によって誤りが特定された場合を扱っている。これには、供給された「CoC材料」のステータスに影響を及ぼすような、情報の不整合、情報の欠落、サプライヤーの「認証」の変更、または輸送中の物理的な取り違えが含まれるだろう。
- 受領者によって発見された誤りは、速やかに供給企業に通知され、両当事者が合意した是正措置によって是正されなければならない。「CoC材料」の「ダブルカウント」の可能性は、排除されなければならない（これは、特に物理的な取り違えに適用される）。
- その選択肢の例を以下に示す。
 - 積荷を返品し、「CoC文書」を破棄する。
 - 積荷をそのまま保持し、「CoC文書」を破棄する。
 - 当初の文書を破棄し、訂正された「CoC文書」で置き換える。
- あらゆる誤りについての記録全体および合意された是正措置は、将来の監査のために、両当事者によって記録されなければならない。
- 誤りの原因を調査し、適切な是正措置を特定し実施する必要がある。これは、誤りの根本原因に対応し、将来の再発を防止するためである。是正措置の実施は、有効性についてもレビューする必要がある。
- 不正の可能性のある行動を発見した場合、直ちにASIに報告しなければならない。

概説

「CoC文書」を受領する準備として、企業は以下の事項を実施するべきである。

- 既存の内部システムをレビューし、可能な場合には、「CoC文書」の受領および記録をシステムに盛り込むこと。
- 「CoC文書」の受け入れを監督し、必要な確認を実施する責任者を特定すること。
- 特定された誤りに対応する内部手続の策定を検討すること。そのような状況が発生したとき、直ちに実施できるようにするためである。

まとめ：

- 他の企業から受領される「CoC材料」は、CoCステータスを維持するためには、その材料に対する「CoC文書」が添付されていなければならない。
- 「CoC材料」の積荷を受領し受け入れた際に、必要な全ての情報を検証および記録する手続を構築する必要がある。
- ASIウェブサイトは、全ての「事業体」の「認証」ステータスに関する最新情報を常に更新している。「CoC材料」の供給元のステータスを定期的に確認する必要がある。
- 「認証」ステータスの変更は、遡及して適用されない。
- 不正の可能性のある行動は、直ちにASIに報告されたい。

11. マーケットクレジットシステム: ASI クレジット

一部の種類の「鋳造後」企業にとっては、少なくとも初めは、直接サプライヤーまでの途切れない「CoC 認証事業体」の連鎖を構築することが困難に感じられ、そのために「マスバランスシステム」の利用を制限しているかもしれない。「マーケットクレジットシステム」では、他の「CoC 認証事業体」または「施設」に「CoC 材料」として直接搬送されない、「CoC」に「認証された」「鋳造工場」からの「ASI アルミニウム」を、「CoC」に「認証された」「鋳造後の事業体」に「ASI クレジット」として割り当てることができる。「ASI クレジット」は物理的な材料とは分離されるため、「ASI アルミニウム」とクレームされる製品などに割り当ててはできない。「CoC 基準」の別紙2には「ASI クレジット証明書」のテンプレートを掲載している。

適用性

個別基準 11.1～11.3 は、「マーケットクレジットシステム」を利用する「鋳造工場」および「鋳造後の事業体」に適用される。

サプライチェーン活動	CoC基準の個別基準の適用性		
	11.1	11.2	11.3
ボーキサイト採掘			
アルミナ精製			
アルミニウム製錬			
「アルミニウム再溶解／精製」			
鋳造工場			
鋳造後			

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「CoC認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に一般的に適用可能である。

オレンジに着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に適用してもよい。

「事業体」の「CoC認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI保証マニュアルを参照されたい。

背景

一部の種類の「鋳造後」企業にとっては、少なくとも初めは、直接のサプライヤーまでの途切れない「CoC認証事業体」の連鎖を構築することが困難に感じられるだろうと「マーケットクレジットシステム」においては考えられている。しかし、そのような企業も、上流側の企業がASI「認証」を受けようとする努力を支援し、アルミニウムの責任ある調達への関心を示そうとする意思はあるかもしれない。これは、漸進的なアプローチの一部として奨励されるものである。

「マーケットクレジットシステム」は、このような場合において、「マスバランスシステム」に代わる選択肢としてASI「CoC基準」に取り入れられている。「CoC基準」は「マスバランスシステム」を基本としており、「鋳造工場」まで（「鋳造工場」を含む）の「一次アルミニウム」および「リサイクル済アルミニウム」については、「マスバランスシステム」だけが適用される。これら2つのシステムは、いずれも加工・流通過程の管理のためのシステムであり、材料の流れを物理的に分離するこ

とは要請していない。「マーケットクレジットシステム」は、実施方法の成熟度に応じて、将来は「マスバランスシステム」の適用へ移行するための過程として設定されている。

多くの認証スキームでは、加工・流通過程の管理について複数のアプローチを提供している。¹⁵ 他のスキームでもASIと同様に、複雑なサプライチェーンにおいて責任ある調達を主流にする活動には時間がかかると認識しているためである。 サプライチェーン全体で認証に対する需要を高めるためには、さまざまなアプローチが必要になることが多い。その方が、変化および長期的な影響を生み出すにあたって、利用しやすく、また効果的でもあるからである。

基本的に、ASIの「マーケットクレジットシステム」では、他の「CoC認証事業体」または「施設」に直接搬送されない、「鋳造工場」からの「ASIアルミニウム」については、「鋳造後の事業体」に対して「ASIクレジット」として販売することを認めている。「ASIクレジット」は、対応する材料の物理的な取得に結びついていないので、受領した「事業体」は、それを「ASIアルミニウム」としてクレームし、または販売することはできない。すなわち、「ASIクレジット」は、特定の製品に関連付けることはできず、また、セクション8の「マスバランスシステム」へのインプットという形態として使用することもできない。

したがって、ASIの「マーケットクレジットシステム」は、2つの方法で価値を提供する。

- 「ASIアルミニウム」が購入されたものではない、または他の「CoC認証事業体」へ直接販売または搬送されない場合に、「鋳造工場」が「ASIアルミニウム」余剰製品を「ASIクレジット」に変換する市場を提供する。
- 「鋳造後の事業体」が自社のプロセスに必要な形態で、他の「CoC認証事業体」から物理的な「ASIアルミニウム」を直接購入できない場合、「鋳造後の事業体」が「ASIクレジット」を購入する市場を提供する。

上記のいずれの場合も、「ASIアルミニウム」の供給および需要を刺激するのに貢献し、それによって「一次アルミニウム」および「リサイクル済アルミニウム」について、また「鋳造後の事業体」間で、「ASIパフォーマンス基準」の採用を促進することができる。このようなクレジットシステムは、バイオマテリアル、パーム油、砂糖などの農産物の認証スキームを含む、さまざまな市場において信頼できるものとして利用されており、そこでは、責任ある慣行に対する業界の投資を促進し、生産者との直接供給ルートが得られなかった小規模企業の参加に役立っている。

実施

『実施』セクションは、「CoC基準」の各個別基準を実施するための一般的なガイダンスを提供している。このガイダンスは、規範となるものではなく、情報および支援が必要な場合の出発点とみなされるべきである。

¹⁵ たとえば、持続可能なバイオマテリアル円卓会議（Roundtable for Sustainable Biomaterials : RSB）は、4つのCoCモデルを提唱している。『アイデンティティ・プリザーブド』、『プロダクト・セグリゲーション』、『マスバランス』、『ブック・アンド・クレーム』である。森林管理協議会（Forest Stewardship Council : FSC）はアウトプットに関するFSC表示を行うために3つのアプローチを設けている。『トランスファーシステム』、『パーセンテージシステム』、『クレジットシステム』である。ボンスクロ（Bonsucro）、フェアトレード（Fairtrade）、フェアマインド（Fairmined）、海洋管理協議会（Marine Stewardship Council : MSC）、責任ある大豆に関する円卓会議（Roundtable for Responsible Soy : RTRS）、持続可能なパーム油のための円卓会議（Roundtable for Sustainable Palm Oil : RSPO）および持続可能な農業ネットワーク（Sustainable Agriculture Network : SAN）もさまざまなCoCアプローチを提唱している。

- 11.1 「鑄造製品」の製造に従事する「事業体」は、以下を確保できるシステムを実施している場合、余分な「ASI アルミニウム」を「ASI クレジット」に割り当てることができる。
- 「ASI クレジット」に割り当てた分の「ASI アルミニウム」を「事業体」の「材料会計システム」で会計処理している。
 - 「事業体」の「材料会計システム」が、「ASI クレジット」に割り当てた「ASI アルミニウム」による「鑄造製品」に関する、固有識別番号の関連付けを行うことができる。
 - 「ASI アルミニウム」から割り当てられた「ASI クレジット」が「ダブルカウント」されていない。
 - 「ASI クレジット」の割り当ておよび発行が、「材料会計期間」内に行われている。「ASI クレジット」の「プラス残高」を次の「材料会計期間」に繰り越してはならない。

留意事項：

- 「マーケットクレジットシステム」においては、「ASI クレジット」を発行することができる。これは、「鑄造工場」が、非物理的な「ASI クレジット」に物理的なアルミニウムの量を割り当てることによって行われる。
- 「ASI クレジット」は、物理的な材料の流れから切り離されている。それは「ASI クレジット証明書」によって伝達され、「CoC材料」とはみなされない。
- 「ASI クレジット」に変換できるのは「鑄造製品」だけである。個別基準5.2の要求事項に基づいて、「ASI クレジット」に割り当てられるものは、固有のバッチ番号または参照番号を持つ種類の製品である。
 - すなわち、「ASI クレジット」に割り当てられた「ASI アルミニウム」は、製品識別番号によって識別可能であることを意味している。
 - これにより、「事業体」レベルのトレーサビリティのために、また、ASI CoC システム全体の経時的な監督のために、割り当てプロセスを管理できるようになる。
- 「鑄造工場」の操業が他の「鑄造後」施設（たとえば圧延工場または押し出し工場）と一体化されている総合的な「事業体」は、「鑄造工場」がこの個別基準によって適格であるので、「ASI クレジット」を販売できることに留意されたい。その例を下の図18に示す。これは、「CoC材料」および「非CoC材料」の両方を生成する再溶解／精製プロセス、および圧延して販売目的の缶材およびアルミ箔にするためのブロックインゴットを製造する「鑄造工場」を備えた半製品化業者を示している。図18に示すように、全ての施設が同じ認証範囲に含まれており、「CoC材料」および「非CoC材料」のインプットおよびアウトプットは、「事業体」の「材料会計システム」の中で整合が取れている。この例では、調達したインプット材料に基づいて、「事業体」は、最大50トンの製品（缶材および箔）を適格な「CoC材料」として販売することができる。しかし、図に示すように、「事業体」は、20トンの「鑄造工場」のアウトプットを「ASI クレジット」として割り当てている。すなわち、最終製品（缶材および箔）のうち30トンだけを「CoC材料」として販売することができる。

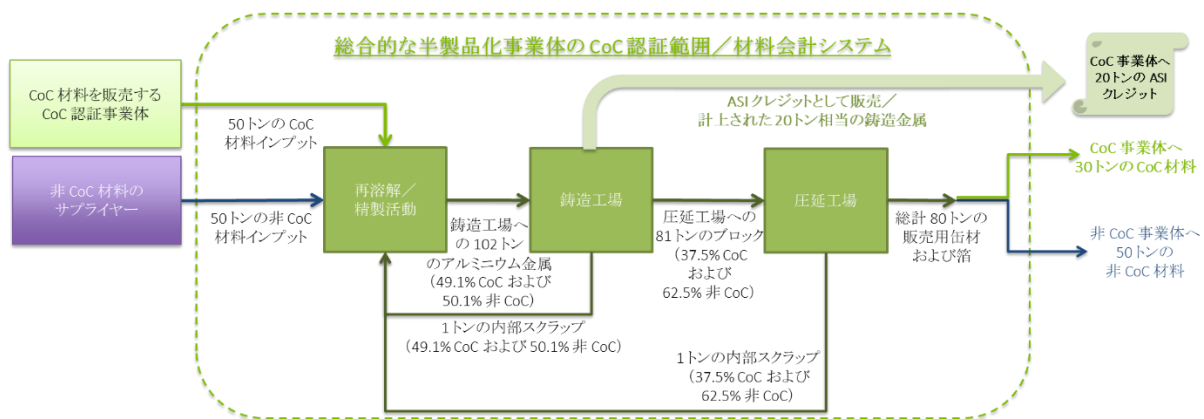


図18 - 鋳造工場を持つ総合的な事業体が個別基準11.1によりASIクレジットを発行する例

- 「ASIアルミニウム」から「ASIクレジット」への変換については、「事業体」の「材料会計システム」で記録する必要がある。これには、対応する製品の参照番号の記録を含む。
- 「ASIアルミニウム」および「ASIクレジット」の「ダブルカウント」は許容されない。
 - 「ダブルカウント」は、二重売却、二重発行、二重クレームを含めて、「ASIアルミニウム」が物理的な「ASIアルミニウム」および「ASIクレジット」の両方として売却または搬送され、その元となる「CoC材料」が2回以上勘定、記録またはクレームされる状態である。
- 「ASIクレジット」の割り当ておよび発行は、1つの「材料会計期間」内に行われている必要がある。
 - 「プラス残高」に関する個別基準8.11は、「CoC材料」について、後で「ASIクレジット」に割り当てるために、次の「材料会計期間」への繰り越しを認めていることに留意されたい。

- 11.2 「ASIクレジット」の取引は「ASIクレジット証明書」に記録し、供給側と購入側の「事業体」間で電子的に共有するものとする。「ASIクレジット証明書」を発行する「事業体」は、以下の情報を含めるものとする。
- 「ASIクレジット証明書」の発行日。
 - 検証できるよう「事業体」の「材料会計システム」に関連付けられている、「ASIクレジット証明書」の参照番号。
 - 「ASIクレジット証明書」を発行する「事業体」の識別情報、所在地、連絡先メールアドレスおよび「CoC認証」番号。
 - 「ASIクレジット証明書」を受領する「事業体」の識別情報、所在地、連絡先メールアドレスおよび「CoC認証」番号。
 - 『「ASIクレジット証明書」記載の情報がASI「CoC基準」に合致している』と確認する旨の宣言。
 - 『「ASIクレジット」は再取引不可である。「ASIクレジット」は物理的な製品への割り当て、またはその他の形で「ASIアルミニウム」としてクレームすることはできない。』という宣言。
 - 「ASIクレジット」の量。

留意事項：

- 「ASIクレジット証明書」は、「ASIクレジット」を他の「事業体」へ移転するための手段である（テンプレートは「CoC基準」別紙2に示されている）。「CoC文書」を使用してはならない。

- 「事業体」は、必要な要素が全て記載されているならば、「CoC基準」別紙2に示されたテンプレートではなく、独自の書式を使用してもよい。記載済みのテンプレートの例を下に示す。
 - 「事業体」によっては、「ASIクレジット証明書」に承認情報（たとえば署名または電子署名）を追加することもあるが、これは強制ではない。
- 「事業体」の「材料会計システム」は、発行された全ての「ASIクレジット証明書」について内部参照番号を記録する必要がある。
- 受領する「事業体」は、材料会計を行う責任があるので、「CoC認証」されていなければならない。
- 現在の「ASIメンバー」およびその認証状況は、メンバーシップクラス別にASIウェブサイトに掲載されている。 <http://aluminium-stewardship.org/about-asi/current-members/>
- 「ASIクレジット」の量は、「事業体」の「材料会計システム」で「ASIクレジット」に変換された「ASIアルミニウム」のトン（または同様の単位）による量である。
- クレジットは物理的なアルミニウムとは切り離されているので、「CoC文書」と違って、「持続可能性データ」は「ASIクレジット証明書」に記載されていない。

ASI クレジット証明書			
本証明書に記載の情報は ASI CoC 基準に合致している ASI クレジットの再取引は不可。ASI クレジットは、物理的な製品への割り当て、またはその他の形で ASI アルミニウムとしてクレームすることはできない。			
発行日：	2016 年 7 月 30 日	参照番号：	38905840
発行元事業体		受領先顧客	
会社名：	1886 製錬会社	会社名：	イアハート航空機
所在地：	2 Hall-Heroult Avenue, Crystal Falls, QC, Canada	所在地：	Lot 21, Amelia Rd, Jacksonville, FL, USA
ASI CoC 認証番号：	C00037	ASI CoC 認証番号：	C000107
担当者メールアドレス：	asicredits@1186smelting.com	担当者メールアドレス：	purchasing@earhart-aircraft.com
ASI クレジットの量			
2500 トン			

図 19 - 架空の製錬業者に付随する鑄造工場の ASI クレジット証明書の例

- 11.3 「ASI クレジット」を購入する「鋳造後の事業体」は、以下を確保できるシステムを実施するものとする。
- 「ASI クレジット」が、購入する「事業体」の「CoC 認証範囲」内にある「事業体」または「施設」により購入されている。
 - 「事業体」の購入する「ASI クレジット」が、購入する「事業体」の「材料会計システム」上で正確に会計処理されており、全ての「ASI クレジット証明書」が検証可能な形で記録されている。
 - 「材料会計期間」内に購入済の「ASI クレジット」は、その期間末で失効する。購入済の「ASI クレジット」の「プラス残高」を次の「材料会計期間」に繰り越してはならない。
 - 「ASI クレジット」の再取引を行わない。
 - 「ASI クレジット」の物理的な製品への割り当て、またはその他の形での「ASI アルミニウム」としてのクレームを行わない。
 - 供給業者の ASI 「CoC 認証」の有効性および範囲を ASI ウェブサイトで定期的に検証しており、その業者の「ASI クレジット」を発行できる能力に変更がないか確認している。
 - 「ASI クレジット」は、「事業体」による初回の購入から最長 5 年間にわたりその「事業体」により購入されている。

留意事項：

- 「鋳造後の事業体」のみが「ASI クレジット」を購入する資格がある。適切な「材料会計システム」に関する要求事項が適用されるので、当該事業体が「ASI クレジット」を購入するためには、「CoC 認証」されている必要がある。
- 受領する「事業体」の「材料会計システム」は、購入済の全ての「ASI クレジット証明書」を記録し、各「材料会計期間」において対応する「ASI クレジット」を会計処理する必要がある。
- 購入済の「ASI クレジット」は「材料会計期間」末に失効し、その繰り越しは認められない。個別基準 8.11 の「プラス残高」の概念は、購入済の「ASI クレジット」には適用されない。
 - 「事業体」は、その事業に適した「材料会計期間」の設定を検討する必要がある（最長 12 ヶ月）。
- 「ASI クレジット」は、には唯一の発行者および受領者があり、単一の取引においてのみ譲渡される。
 - 購入者は、「ASI クレジット」を再取引できない。
 - 「ASI クレジット」は、取引可能な手段として設定されたものではない。
 - その目的は、「CoC 基準」の「マスマバランスシステム」をまだ利用できるに至っていない「事業体」について、責任ある調達を支援することである。
- 「ASI クレジット」は、物理的なアルミニウムとは切り離されている。したがって、「ASI クレジット」を物理的な製品に割り当てることはできない（たとえば、『当社の 5000kg の「ASI クレジット」がシェイキークリークエールの飲料缶に使われている』というのは許容されない）。
 - 「ASI クレジット」は、「事業体」レベルのインプットとしてのみ報告されるものであり、製品のアウトプットに関連付けたり、「ASI アルミニウム」と称することはできない。
 - 「CoC 基準」のセクション 12 は、購入済「ASI クレジット」に関する外部へのクレームおよび表明に適用される。
- サプライヤーの ASI 「認証」が最新であること、認証範囲が供給する施設（すなわち鋳造工場）を対象としていることを検証する。現在の「ASI メンバー」およびその認証状況は、メンバーシップクラス別に ASI ウェブサイトに掲載されている。 <http://aluminium-stewardship.org/about-asi/current-members/>

- 「事業体」の内部手続としては、最初に、その後は定期的に（たとえば、n回目の「ASIクレジット」購入のたびに、または四半期ごと）、さらには認証の更新予定の前後に、義務的確認を指定するとよいだろう。
- ASIは、「マーケットクレジットシステム」が「ASI基準」の理解を支援するための過渡的なしくみだと考えている。したがって、購入「事業体」による「マーケットクレジットシステム」の利用は、「ASIクレジット」の最初の購入から5年間に限定されている。
 - たとえば、「ASIクレジット」を最初に購入したのが2018年である場合、その「事業体」が「ASIクレジット」を購入する資格があるのは、2019年、2020年、2021年、2022年のみである。
 - この期間内に、「事業体」は、「マスバランスシステム」モデルの利用に向けて、並行して準備する必要がある。

概説

「事業体」が「ASIクレジット」を発行または受領するためには、以下の事項を実施しなければならない。

- 「ASIクレジット」の記録および会計処理が確実にできる「材料会計システム」を設定すること。
- 「ASIクレジット」の割り当てまたは失効の管理を整備すること。
- 「ASIクレジット」を購入する「事業体」については、クレームまたは表明を行う前に、ASIクレームガイドを確実にレビューすること。

まとめ：

- 「マーケットクレジットシステム」は、「 casting後」の事業において、物理的素材に対する途切れない加工・流通過程の管理を構築することが困難である場合の「マスバランスシステム」の代替案である。
- 「 casting工場」からの「ASIアルミニウム」は、「ASIクレジット」に割り当て可能である。「ダブルカウント」を避けるために、その原材料には、製品参照番号が付けられていなければならない。
- 「ASIクレジット」は物理的な材料とは分離されるため、購入者によって「ASIアルミニウム」とクレームされる製品などに割り当ててはできない。
- 「ASIクレジット」は、取引可能な証券として設定されたものではなく、唯一の発行者および受領者があるだけである。

12. クレームおよびコミュニケーション

「CoC 認証事業体」は、責任あるサプライチェーンを支持している旨を、顧客および消費者に伝えることが推奨されている。「CoC 文書」または「ASI クレジット証明書」に含まれる以外の事項に関する全てのマーケティングおよびコミュニケーションにおけるクレームまたは表明は、関連する「ASI 基準」およびASI クレームガイドによる保証と一致していなければならない。

適用性

個別基準 12.1 は、「CoC 文書」または「ASI クレジット証明書」以外において、「CoC 材料」に関するクレームまたは表明を行う全ての「事業体」に適用される。

サプライチェーン活動	CoC基準の個別基準の適用性
	12.1
ボーキサイト採掘	
アルミナ精製	
アルミニウム製錬	
「アルミニウム再溶解／精製」	
鑄造工場	
鑄造後	

説明：

緑に着色された個別基準は、その「事業体」の「CoC認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に一般的に適用可能である。

オレンジに着色された個別基準は、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる場合、サプライチェーン活動に適用してもよい。

「事業体」の「CoC認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI保証マニュアルを参照されたい。

背景

「CoC認証」は、「CoC材料」および関連する製品の背後にある基準および保証について、顧客、消費者、およびステークホルダーに対するクレームを裏付けるものである。「CoC文書」および「ASI クレジット証明書」は企業間取引（B2B）のために設定されているが、その他にも、「CoC認証事業体」は、責任あるサプライチェーンに向けての努力について、より広く伝えることが推奨される。一部の「事業体」においては、事業に関連があり適切である場合、それは消費者に対するクレームまたはコミュニケーションかもしれない。

クレームおよび表明は、公共／消費者向けであるかB2Bであるかに関わらず、以下に示す1つまたは複数の項目に関係がある。

- 基準システムの意図またはミッション
- 基準システムへの参加
- 基準への適合
- システムの影響
- 一般的なマーケティングまたは販売促進のクレーム¹⁶

¹⁶ ISEAL Alliance, *Sustainability Claims Good Practice Guide*, May 2015. (ISEAL アライアンス、持続可能性クレーム・グッドプラクティス・ガイド、2015 年 5 月) 閲覧：www.iseal.org/claims

ロゴは、持続可能性のクレームの中で最も認識しやすい形態である。ASIの目的においては、『クレームまたは表明』は文書化され、以下に示す1つまたは複数の項目で構成される。

- ASIロゴの使用
- ASI「認証」番号の使用
- ロゴの内部もしくはすぐ隣、または独立して、ASIに関連する文言によるクレーム
- ウェブサイトへのリンクなど、クレームを裏付ける詳細情報へのアクセス

クレームは、ビジネスパートナーの、また最終的には顧客のよりどころとなることが多いので、不正確であったり誤解を招くものであってはならない。一部の司法管轄区域では、『持続可能』および『リサイクル』など、特定の用語および概念は、マーケティングで使用する場合に法的な制約がある。完璧だと思わせるクレーム、または、基準により実際に要求または保証された性能レベルを超えることを暗示するクレームは、『グリーンウォッシュ』（環境配慮の偽装）として非難されることがある。

ASIは、ASIに関連する全てのクレームが信頼できるものであり、正確であるように万全を期する明確な責任を負っている。ASIは、コミュニケーションおよびマーケティングにおける全てのクレームが、関連する「ASI基準」およびASIクレームガイドによる保証と一致していることを要請する。

セクション12は、「CoC文書」および「ASIクレジット証明書」のあらかじめ定められたフォーマットおよび内容に関する要求事項以外で、「CoC材料」について「事業体」が行うクレームまたは表明を対象としている。

実施

『実施』セクションは、「CoC基準」の各個別基準を実施するための一般的なガイダンスを提供している。このガイダンスは、規範となるものではなく、情報および支援が必要な場合の出発点とみなされるべきである。

- | | |
|------|---|
| 12.1 | <p>「事業体」が「CoC文書」以外で「CoC材料」に関する、または「ASIクレジット証明書」以外で「ASIクレジット」に関するクレームもしくは表明を行う場合、「事業体」は以下を確保できるシステムを実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ASIクレームガイドに一致した方法および形式で行われている。 クレームまたは表明内容を裏付ける、検証可能なエビデンスがある。 クレームまたは表明内容を正確に理解し伝達できるよう、適切な研修を関連する従業員に行っている。 |
|------|---|

留意事項：

- 最初のステップは、「事業体」が（発行された「CoC文書」以外で）「CoC材料」について、または（発行された「ASIクレジット証明書」以外で）「ASIクレジット」について追加のクレームまたは表明を行う場合であるかどうかを確認することである。
- これを判断するためには、広告、マーケティング、およびその他の販売関連文書をレビューする必要がある。
- 関連するクレームまたは表明の例としては、以下に示すものがある。
 - ASI「認証」へのリンクを設定した、販売用製品に関するクレーム（たとえば文章による言及、ASIロゴの使用）
 - 製品の特定の発生源に関するクレーム（たとえば、原産国、原産鉱山、リサイクル材料）

- 製品の特定の慣行に関するクレーム（たとえば、責任ある調達、低炭素製錬、クローズドループシステム）
- セクション12の対象にならないクレームおよび表明の例としては、以下に示すものがある。
 - 「CoC文書」（「CoC基準」セクション9の対象）
 - 「ASIクレジット証明書」（「CoC基準」セクション11の対象）
 - 製品の組立地または製造地に関するクレーム（たとえば、『米国で製造された部品』）
 - 技術仕様または品質に関するクレーム（たとえば合金仕様、信頼性）
 - 事業体または施設レベルで利用される一般的な企業コミュニケーション、マーケティングテーマおよび画像であって、販売用製品または材料に特に関連しないもの、または直接関連付けて文書化されていないもの
- 場合によっては、たとえば、連想的な画像の使用、または明示的ではなく暗示的な文章の記述によるものなど、クレームまたは表明がセクション12の対象となるかどうかを決めるのに審査が必要になることもある。
 - これについては、購入者がそのクレームを物理的な製品、原産地、慣行に適用した際に、合理的に解釈できるかどうかを基準として判断するべきである。
 - 合理的に解釈できれば、そのクレームにセクション12を適用できる。
- 個別基準12.1(a)は、そのようなクレームがASIクレームガイドに適合した方法および形式で行われることを要請している。
 - この要求事項への適合は、「サーベイランス監査」および「再認証監査」において確認され、不適合の場合は、「CoC認証」の取り消しまたはその他の制裁が行われる可能性がある。
 - 関係するスタッフはASIクレームガイドを保有し、必ずその手続に従う。
 - これを内部マネジメントシステムに取り入れて、「CoC材料」に関する新しいクレームおよび表明についてレビューおよび承認を確実にを行うことを検討する。
- 個別基準12.1(b)は、クレームまたは表明内容を裏付ける、検証可能なエビデンスがあることを要請している。
 - 「事業体」の保有する文書化されたエビデンスによって検証できない、製品、原産地、または慣行に関する情報について、そのクレームが言明または含意しないことが非常に重要である。
 - 関連するクレームが、「パフォーマンス基準」または「CoC基準」のASI「認証」に関する要求事項以外の特定の情報または保証に依拠している場合は、検証のためそれを「監査人」に提示しなければならない。
 - クレームの可能性を検討するときは、そのクレームについて、時間の経過および状況の変化に応じた検証可能性の確保を考慮する。
 - 裏付けとなるエビデンスに対してクレームの原案をレビューして、合致していることを確認できる知識のある人を、適切に関与させる内部管理システムを確保する。
- 個別基準12.1(c)は、クレームまたは表明内容を正確に理解し伝達できるよう、適切な研修を関連する従業員に行うことを要請している。
 - より一般的に「CoC材料」またはASI「認証」に関するクレームまたは表明を行う役割を、どの従業員が担うかについて検討する。
 - その従業員がASIクレームガイドの要求事項を理解し、「事業体」の認証ステータスの内部的変更（たとえば「事業体」の「認証範囲」への新しい「施設」追加、または保留）の最新情報を知ることができるようにするための内部研修を策定する。

概説

ASIクレームガイドを必ず保有しよう！「事業体」が「CoC文書」以外で「CoC材料」に関するクレームまたは表明を行う場合は、まず、以下の事項を実施する。

- 「CoC材料」に関するクレームまたは表明をレビューし、それがASIクレームガイドに適合していること（または適合する予定であること）を確認すること。それが文書化され検証可能なエビデンスによって裏付けられると確認すること。
- マーケティングおよびコミュニケーションを管理するための既存の内部システムに、セクション12の要求事項を盛り込む方法を検討すること。
- ASI「認証」および「CoC材料」に関するクレームまたは表明の書面を承認する責任者を任命すること。
- 販売担当者、コミュニケーションスタッフなど、関係する従業員のための研修を策定すること。

まとめ：

- （「CoC文書」および「ASIクレジット証明書」以外で）「CoC材料」または「ASIクレジット」に関するクレームまたは表明を行う「事業体」は、それが確実にASIクレームガイドに適合しているようにする必要がある。
- 関係するクレームおよび表明は、製品、原産地、または慣行に関する情報を含み、ASI「認証」への明示的または暗示的な関連を持つ。

別紙 1 - アルミニウムの責任ある調達／デューデリジェンスの方針

以下の内容は、個別の企業に適するように修正または改変してもよい。

〔ここに事業体名を挿入〕は〔企業の簡単な紹介〕である。

〔事業体名〕はアルミニウム管理イニシアチブ（Aluminium Stewardship Initiative：ASI）のメンバーである。ASI は、アルミニウムの責任ある製造、調達、管理について認識し発展させる、標準化および認証機関である。

ASI 認証されたメンバー／認証を受けようとする ASI メンバーとして、当社は、以下に示す事項について独立した第三者の検証を受けている／受けようとしている。

- アルミニウムの責任ある調達を行うこと
- あらゆる形態の不正行為に反対すること
- 国連のビジネスと人権に関する指導原則に従って人権を尊重すること
- 紛争地域または高リスク地域において、武力紛争または人権侵害に関与しないこと
- アルミニウムのサプライチェーンについてステークホルダーが懸念を提起するプロセスを確立すること

この方針は、他人が行う不正を当社の影響力によって防止するための、アルミニウムのバリューチェーンにおけるサプライヤーへのデューデリジェンスに対する当社の努力を示すものである。直接のサプライヤーが、以下に示す行為を行っていること、または以下に示す行為を行う関係者から調達していること、または当該関係者と関連があることについて、妥当なリスクを当社が特定した場合、当社は当該サプライヤーと取引せず、関与を打ち切る。

- 人権侵害。たとえば、拷問、残虐、非人道的で品位を傷つける扱い。強制労働。最悪の形態の児童労働。戦争犯罪。国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、または集団虐殺。
- 贈収賄または不正行為。たとえば、ボーキサイト、アルミナまたはアルミニウムの採掘、取引、輸送または輸出にあたって不当な利益を得る目的で、特に、重要な公的地位を有する者に対する支払いに関連した、賄賂の提供、約束、贈与、または要請。
- 鉱山もしくは輸送ルートを違法に支配する、またはボーキサイト、アルミナもしくはアルミニウムの採掘、輸送、取引、もしくは輸出にあたって違法に金銭を課税もしくは強要する、非国家武装集団に対する直接または間接の支援。

〔「事業体」は、サプライヤーがサプライチェーン方針に不適合である場合のリスクをどのように考慮するか、そのリスクを防止または軽減するためにどのような対策を取ることができるか、について記述してもよい。〕

〔また、当事者が調達／サプライチェーンに関する懸念を述べられるような「事業体」の苦情解決制度についての情報を記述してもよい。〕

用語集

認定	「ASI 基準」への適合について監査および評価を実施する「監査人」の能力を確認すること。
アルミニウム	「アルミニウム」は、元素記号 Al で原子番号 13 の化学物質である。銀白色で、軟らかく、非磁性、延性のある金属である。「アルミニウム」は、地殻内で 3 番目に多い元素であり、最も多い金属である。純粋「アルミニウム」としても、また、他の金属（Mg、Si、Mn、Cu、Zn、Fe、Cr など）との合金としても利用可能である。 ASI 文書では、この金属を製造するために使われる原材料（ボーキサイト鉱石およびアルミナ）およびアルミニウム合金についても、総称として「アルミニウム」と呼ぶことがある。ASI では金属アルミニウムを対象としており、アルミニウムを含有する他の形態の化合物は対象としない。
アルミナ	酸化アルミニウム。ボーキサイト鉱石から精製されて、アルミニウム製錬の材料となる。
アルミナ精製	ボーキサイト鉱石から「アルミナ」を抽出するプロセス。一般的にはバイヤー法による。
「アルミニウム再溶解／精製」	アルミニウムプロセススクラップおよび使用済みアルミニウム製品をリサイクルするプロセス。不要な元素または不純物を除去して二次アルミニウムの品質を改善するプロセスを含むことがある。この文脈では、アルミニウム精製には、「ドロス」およびスラグなどの「ドロス」残留物からのアルミニウムの回収および精製も含む。
アルミニウム製錬	アルミニウム酸化物、すなわちアルミナからアルミニウムを抽出するプロセス。一般的にはホール・エルー法による。
適用法令	「メンバー」が事業を行う国または複数の国において、関連する国際法または国、州、もしくは地方自治体の法令。これには、法律、規則、および法定政策が含まれるが、これに限定されるものではない。「適用法令」と「ASI 基準」の要求事項との間に不一致が生じた場合、「適用法令」が優先される。
ASI	アルミニウム管理イニシアチブ（Aluminium Stewardship Initiative Ltd）
ASI 認定監査人	ASI の客観的な選定基準に適合し、ASI 「監査」を実行することを認定された、独立した第三者の立場にある人または組織。
ASI アルミナ	「CoC 認証事業体」から ASI 「CoC 基準」に従って製造および搬送された「アルミナ」。
ASI アルミニウム	「CoC 認証事業体」から ASI 「CoC 基準」に従って製造および搬送された「アルミニウム」。
ASI ボーキサイト	「CoC 認証事業体」から ASI 「CoC 基準」に従って製造および搬送された「ボーキサイト」。
ASI 固体金属	「 casting 」のための「固体金属」インプットとして使用する「ASI アルミニウム」。
ASI 苦情解決制度	ASI の基準策定プロセス、認証プログラム、監査人の行為、ならびに ASI の方針および手続に関する苦情について、公正かつ適時に客観的な解決を確保することを目指す。詳細はこちら。 http://aluminium-stewardship.org/asi-complaints-mechanism/
ASI クレジット	「マーケットクレジットシステム」において作成でき、「 casting 製品」の形態における物理的な「ASI アルミニウム」の量を、物理的な材料の流れから分離される「ASI クレジット」に割り当てるもの。

ASI クレジット証明書	「CoC」に「認証された」「鋳造工場」から他の「CoC 認証事業体」への、「ASI クレジット」への物理的な「ASI アルミニウム」の実質上の割り当てを表明する文書。「ASI クレジット証明書」は取引可能な証券ではなく、一名の発行者と一名の購入者のみを有する。
ASI 液体金属	「CoC 認証事業体」から ASI 「CoC 基準」に従って製造および搬送された「液体金属」。
ASI メンバー	以下に示す 6 種類の ASI メンバーシップクラスのいずれかに属している事業体または事業体の集団。 - 製造および加工（ASI 認証の対象） - 産業ユーザー（ASI 認証の対象） - 市民団体 - 下流サポーター - 協会 - 総合サポーター このパフォーマンス基準において「メンバー」という用語を使用する場合、それは「製造および加工」または「産業ユーザー」クラスの「ASI メンバー」を意味している。
ASI 基準	ASI パフォーマンス基準（Performance Standard）および ASI 加工・流通過程の管理基準（Chain of Custody (CoC) Standard）。
監査	「ASI メンバー」の「ASI 基準」への適合性を確認する目的で、独立した第三者である「ASI 認定監査人」によって実施される評価。監査の種類としては、「認証監査」、「サーベイランス監査」および「再認証監査」がある。
監査人	ASI の客観的な選定基準に適合し、ASI 「監査」を実行することを認定された、独立した第三者の立場にある人または組織。
ボーキサイト	アルミナおよびアルミニウム地金の製造に用いる粗鉱。大部分がアルミナ水和物から成り、さまざまな割合の酸化鉄も含まれている。
ボーキサイト採掘	営利目的で地球から「ボーキサイト」を採取すること。
鋳造工場	ここでは、通常は「液体金属」、固体金属またはその他の合金を原料として、溶鉱炉で溶融したアルミニウムを鋳造して、顧客の仕様に合致した特定の「鋳造製品」とする。または、溶融アルミニウムを「液体金属」として顧客に供給する。
鋳造製品	「アルミニウム」またはその合金で、インゴット、スラブ、バー、ビレット、ワイヤーロッド、またはその他の特殊製品の形態を取り、製造した「鋳造工場」およびユニークな識別番号を表示する物理的な刻印またはマーキングを製品に施し、または製品に添付したもの。
認証された	現在有効な ASI 「認証」のある状態。
認証	「ASI 認定監査人」が実施する「認証監査」の結果に基づいて ASI が発行する証明であり、適用される「ASI 基準」および文書化された「認証範囲」に対して必要な「適合性」のレベルが達成されていることを示す。
加工・流通過程の管理 (Chain of Custody)	サプライチェーンを通じて1つの「施設」または「事業体」から他の「施設」または「事業体」へ「CoC材料」が搬送される際に発生する一連の「保管」を文書に記録したもの。
CoC	加工・流通過程の管理 (Chain of Custody)
CoC 認証範囲	「CoC 認証範囲」は、該当する場合は「外部委託先」も含む、「事業体」の事業または「施設」のどの部分が、「CoC 材料」のインプットお

	よびアウトプットの目的で「材料会計システム」の対象となるかを定めたもの。
CoC 文書	「CoC 基準」のセクション 9 で規定する、必要な情報を記載した文書。単独の文書（別紙 1 にテンプレートあり）としても、「事業体」が通常用いる売上請求書または引渡し書類に組み込んだ形としても作成できる。
CoC 材料	「ASI ボーキサイト」、「ASI アルミナ」、「ASI 液体金属」、「ASI 固体金属」、および「ASI アルミニウム」の総称。
CoC 基準	ASI 加工・流通過程の管理基準
CoC 認証	ASI 加工・流通過程の管理基準に基づく「認証」
CoC 認証事業体	ASI 加工・流通過程の管理基準に基づき「認証された」「事業体」
固体金属	「液体金属」の熱を下げるため、または「鑄造工場」での鑄造工程における合金化の仕様に合致するよう再溶解された、鑄造した形態の「アルミニウム」。再溶解したインゴットまたはスクラップの「鑄造製品」（たとえば、規格外製品など）もこれに含まれる。
回収	リサイクルを目的とした、プロセススクラップまたは使用済みのアルミニウム製品の回収。
支配	「事業体」による「支配」とは、以下の事項を言う。 1. 支配下にある事業もしくは「施設」について、直接もしくは間接に過半数を所有する、またはその議決権（もしくはこれに相当するもの）の 50%以上を（単独で、もしくは他の主体との契約によって）「支配」すること。または、 2. 取締役または経営者（または「支配」下にある事業もしくは「施設」でこれに相当する者）の少なくとも半数を罷免、任命、または指名する権利を直接または間接に（他の主体との契約による場合を含む）有すること。または、 3. 「支配」下にある事業または「施設」について、日々の経営管理（たとえば、職場の基準の策定およびその適用の実施）を執行していること。または、 4. 関連する司法管轄区域において、上記(1)、(2)に記載されたものと類似した「支配」に関する法的に認められたあらゆる概念。 5. 上記では企業という文脈で「支配」を定義しているが、他の組織形態、たとえばフランチャイズ加盟者、ライセンス被許者、および該当する場合には個人または家族による「支配」についても、類推によって適用される。
保管	「事業体」または「外部委託先」による、製造、加工または取引を目的とした、「CoC 材料」の物理的な占有。
ダブルカウント	二重売却、二重発行、二重クレームを含めて、「ASI アルミニウム」が物理的な「ASI アルミニウム」および「ASI クレジット」の両方として売却または搬送され、その元となる「CoC 材料」が 2 回以上勘定、記録またはクレームされる状態。
ドロス	「アルミニウム再溶解／精製」および「鑄造工場」の溶鋳炉で発生する溶融アルミニウムの表面上で「アルミニウム」、「アルミニウム」酸化物およびガスが完全に混和された層。スキミングとも呼ばれ、金属を鑄造する前に取り除かなければならない。液体金属の容器（たとえば、溶鋳炉または搬送用取鍋または搬送用チャネル）の底および壁からも回収される。（ Aluminium Recycling in Europe ,（欧州におけるアル

	ミニウムリサイクル)、European Aluminium (欧州アルミニウム協会)から改変)
デューデリジェンス	企業がリスクを特定し評価する、また、特定されたリスクに対応する戦略を策定し実施するための、継続して行われる積極的および受動的プロセス。ASI「CoC 基準」については、重要なリスク分野は、以下に示す個別基準を通じて ASI「パフォーマンス基準」と結びついている。 - 不正行為防止 - 責任ある調達 - 人権デューデリジェンス - 紛争地域および高リスク地域
対象となるスクラップ	「CoC 認証事業体」から直接供給され、「CoC 材料」に指定された「ポストコンシューマスクラップ」または「プレコンシューマスクラップ」。「対象となるスクラップ」は全ての「リサイクル可能なスクラップ材料」の一部分である。
事業体	「ASI メンバー」が所有する、またはその「支配」下にある企業、またはそれに類似するもの。「事業体」は、「ASI メンバー」の一部または全部を構成する可能性がある。「CoC 基準」の適用に関して、「事業体」は、ASI「認証」を取得し、またはその取得に努める。さらに、「事業体」は、定められた「CoC 認証範囲」において「CoC 基準」を実施する責任がある。
施設	施設とは、以下に示す要件を満たす現場、敷地または事業所である。 「メンバー」の支配下にある。 - ASI「認証」の目的において、文書化された「認証範囲」に含まれている。 「CoC 基準」の適用に関する場合、「施設」とは「CoC 材料」を「保管」する現場、敷地または事業所を指す。
GHG	温室効果ガス 赤外線放射を吸収することができ、大気中の熱を捕捉して保持する大気中の気体化合物。大気中の熱が増大することにより、温室効果ガスは、温室効果の原因となり、最終的には地球温暖化につながる。 UNFCCC は、6 種類の GHG を対象としている。すなわち、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、亜酸化窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、および六フッ化硫黄 (SF₆) である。(UNFCCC から改変)
産業ユーザーのメンバーシップクラス	航空宇宙、自動車、建設、耐久消費財、工業、IT、およびこれらに類似する分野でアルミニウムを含有する消費者向けまたは民生用製品を製造する組織、ならびに飲料、食品、薬品、およびこれらに類似する分野でその製品の包装にアルミニウムを使用する組織。産業ユーザーはその施設または製品ラインのうち少なくとも 1 つの ASI「認証」を受けようとしなければならない。
インプット率	「CoC 材料」の「アウトプット量」の判断に用いる割合で、「CoC 材料」のインプットを「CoC 材料」と「非 CoC 材料」との総インプットで除して算出する。または、「リサイクル可能なスクラップ材料」の場合は、「対象となるスクラップ」のインプットを「リサイクル可能なスクラップ材料」の総インプットで除して算出する。

インプット量	「CoC 認証事業体」へのインプットとしての、「CoC 材料」、「非 CoC 材料」または「リサイクル可能なスクラップ材料」の量（質量の単位で表記）。
内部オーバードロー	「事業体」の「材料会計システム」が、不可抗力事由により「材料会計期間」内で「アウトプット量」が「インプット量」を一時的に超過する状態を許可した場合。「内部オーバードロー」は、次の「材料会計期間」内で精算しなければならない。
液体金属	溶融した形態の「アルミニウム」。
マネジメント代表者	基準の要求事項への適合を確保するために、会社によって任命されたトップマネジメントのメンバー。（ Social Accountability International, SA8000: 2008 、p5（ソーシャルアカウンタビリティインターナショナル）から改変）
マネジメントシステム	作業が正確に矛盾なく効率的に実施されて求められた結果を達成すること、およびパフォーマンスの継続的改善を促進することを確保するための組織的枠組みについて、全体として保証するマネジメントプロセスおよび文書化。 「CoC 基準」においては、「事業体」の「マネジメントシステム」には「材料会計システム」を含めなければならない。
マーケットクレジットシステム	「CoC」に「認証された」「鋳造工場」による、余分な「ASI アルミニウム」（「マスバランスシステム」で製造したもの）の「ASI クレジット」への割り当てを許可するシステム。「ASI クレジット」はさらに下流である「CoC」に「認証された」「鋳造後の事業体」に、「ASI クレジット証明書」を通じて搬送することができる。「ASI クレジット」は対応する材料の物理的な取得とは関連付けられないため、受領した「事業体」はこれを「ASI アルミニウム」としてクレームしたり売却したりすることはできない。
マスバランスシステム	「CoC 材料」を「保管」する一連の「事業体」それぞれに「CoC」「認証」を受けることを義務付けており、アルミニウムのサプライチェーンのあらゆる段階で、定義される「材料会計期間」にわたり、「事業体」が「保管」する「CoC 材料」を「非 CoC 材料」と混合することを認めているシステム。「CoC 材料」の「インプット率」を用いて、「CoC 材料」の「アウトプット量」を算出する。 「CoC 基準」は、「CoC 材料」のアウトプットを『部分的に「CoC」』として割り当てることはできないと規定していることに留意されたい。たとえば、アウトプットの 20%が「CoC」である場合、その 20%は 100%「CoC」となる（全てのアウトプットが『20%「CoC」』となるわけではない）。
材料会計期間	「CoC 材料」、「対象となるスクラップ」または「ASI クレジット」のインプットおよびアウトプットの会計処理および調整を行う、12 可月を超えない期間。
材料会計システム	「事業体」の「マネジメントシステム」の一部で、「CoC 材料」および「ASI クレジット」のインプットおよびアウトプットの管理および会計処理に用いる。単独のシステムでも、購買、在庫、会計その他のシステムと統合されていてもよい。
非 CoC 材料	「CoC 基準」に従って製造または搬送されていない、「ボーキサイト」、「アルミナ」、「液体金属」、「固体金属」または「アルミニウム」の形態の材料。

アウトプット量	「CoC 認証事業体」からのアウトプットとしての「CoC 材料」または「対象となるスクラップ材料」の量（質量の単位で表記）。
外部委託先	ある「事業体」を代理して「CoC材料」の加工、処理または生産を行う目的で、その「事業体」の「CoC材料」を「管理」する個人、企業その他事業。自身が「CoC」「認証され」ていない「外部委託先」は、「事業体」の「CoC認証範囲」に含まなければならない。
パフォーマンス基準	「ボーキサイト」の採掘から、民生用および消費者向け製品の製造ならびにプレコンシューマおよびポストコンシューマのアルミニウムスクラップのリサイクルまで、アルミニウムの製造および素材管理に関連する持続可能性の問題に対処することを目的として、環境、社会、およびガバナンスの原則および個別基準を定義する、ASI による基準。
プラス残高	「事業体」の「材料会計システム」が、「事業体」の「CoC 材料」または「対象となるスクラップ」の総インプットが、「材料会計期間」末に他の「事業体」に搬送する「事業体」の「CoC 材料」または「ASI クレジット」の総アウトプットを超えると記録した場合の純差額。
鋳造後の事業体	「鋳造製品」製造後の「アルミニウム」のさらなる加工、処理または製造を行う「事業体」。半製品化、材料加工、生産、さらなる製造、組み立て、製品化または建築に従事する「事業体」もこれに含まれる。
ポストコンシューマスクラップ	消費者向けまたは民生用製品で、そのエンドユーザーとしての個人、家庭もしくは商業、工業および公共の施設により本来の用途で使用され、そうした用途で使用できなくなったものから再生された、「アルミニウム」を含む材料。（ISO 14021:2016 から改変）
プレコンシューマスクラップ	製造プロセスまたはそれに類似したものによる廃棄ストリームから外れた「アルミニウム」を含む物質で、意図的に製造されておらず、最終用途に適していないもので、それを生成した同じプロセスで再利用できないもの。（ISO14021:2016 から改変）
一次アルミニウム	ボーキサイト鉱石から、アルミナ製造のための精製、およびアルミニウム製造のための製錬により、製造される「アルミニウム」。
製造および加工のメンバーシップクラス	ボーキサイト採掘、アルミナ精製、アルミニウム製錬、アルミニウム再溶解／精製、半製品化、または材料加工のうち1つ以上の活動を行う組織。製造および加工メンバーはその施設または製品ラインのうち少なくとも1つのASI「認証」を受けようとしなければならない。
リサイクル可能なスクラップ材料	あらゆる形態の「プレコンシューマスクラップ」および「ポストコンシューマスクラップ」。
リサイクル済アルミニウム	再溶解（「液体金属」製造のため）およびアルミニウム精製（アルミニウムとして不要な成分または不純物を除去）などの加工により製造された「アルミニウム」。「リサイクル済アルミニウム」は二次アルミニウムとも呼ばれる。
責任ある採掘の基準	正式なレビュー手続およびステークホルダーからの意見を聴取する機会を経て、ASI「パフォーマンス基準」と同等であるとASIがみなした、第三者による、責任ある採掘慣行のための基準。情報は、 www.aluminium-stewardship.org に掲載されている。
半製品	後の「材料加工」またはさらに下流の加工および最終製品の製造に向けた中間加工段階としての「鋳造製品」の圧延または押し出し。半製品の例としては、薄板、箔、缶材、押し出しロッド、バー、型材、バ

	イプ、チューブ、およびその他の圧延製品（たとえば、荒引線、ワイヤー、粉末、ペースト）。
補足情報	第三者経由で出荷された「CoC材料」の明記、「CoC材料」または供給元の「事業体」に適用される、ASI「認証」外の追加の「認証」または「認定」に関する言及、原産地、出所、もしくはサプライチェーンにおける慣行に関する追加のクレーム、またはウェブサイトのリンクを紹介したその他の一般情報などの、「CoC文書」に盛り込むことのできる追加の情報。
持続可能性データ	「CoC 文書」に盛り込むことのできる、「ASI アルミニウム」の社会、環境または経済上の利点を裏付けるデータ。「CoC 基準」の第 1 版は「GHG」排出および「鋳造後の事業体」の「認証」ステータスに焦点を当てている。



Aluminium Stewardship Initiative Ltd

(ACN 606 661 125)

www.aluminium-stewardship.org

info@aluminium-stewardship.org